

大田市大森銀山伝統的建造物群保存地区
代官所地役人
旧河島家住宅修理工事報告書

島根県大田市教育委員会

大田市大森銀山伝統的建造物群保存地区
代官所地役人
旧河島家住宅修理工事報告書

1992・3

島根県大田市教育委員会

序 文

旧河島家住宅の所在する島根県大田市大森町には石見銀山遺跡があり、河島家は江戸時代に銀山附役人として銀山の管理・運営に携わってきました。

大森町では文化財保存会を昭和30年代に結成して組織的に石見銀山遺跡の保護活動にのりだし、昭和44年には代官所跡や間歩などが国指定史跡を受けました。以後、遂次県・市指定や保存事業をすすめ、昭和62年には町並みが大田市大森銀山伝統的建造物群保存地区として国の選定を受けるなど地元住民・行政が保存に努めてきたところであり、石見銀山に係わる様々な文化財がよりよい状態で保存されています。

復原いたしました旧河島家は武家住宅として建てられましたが、昭和初期以降は、町役場、駐在所、農協事業所と公共的な役割を任い続け、大森町の発展に深く関わってきました。このたび関係各位のご理解とご協力により、この建物が武家住宅としてよみがえることとなりました。

本書は、この建物が当初の姿によみがえるまでを記録したものであり、広く一般の方々にこの建物を通して町並み、銀山について理解していただくための資料としても活用されることを期待しております。

今回の事業にあたりまして、精力的に現地に足を運ばれ、指導していただきました奈良国立文化財研究所建造物研究室長 細見啓三氏、資料をご提供いただきました河島孝基氏はじめ関係者の皆様に心から感謝の意を表します。

平成4年3月30日

大田市教育委員会

教育長 大久保 昭夫

例 言

1. 本書は大田市大森銀山伝統的建造物群保存地区保存事業の一環として平成2年度、3年度に行った旧河島家住宅修理工事の報告書である。
 2. 編集にあたっては今回の工事概要のほか、石見銀山の沿革、各種調査、河島家や建造物に関する若干の資料をとりあげた。なお編集は奈良国立文化財研究所建造物研究室長細見啓三氏の助言を受け、林泰州が担当した。
 3. 図面は渡部孝幸が作製し、写真は林泰州が担当した。発掘調査に関する図面、写真は遠藤浩巳が担当した。なお、竣工写真は石賀了が撮影した。
 4. 本書の執筆担当は下記のとおり。

渡 吉正 I - 3、II - 1

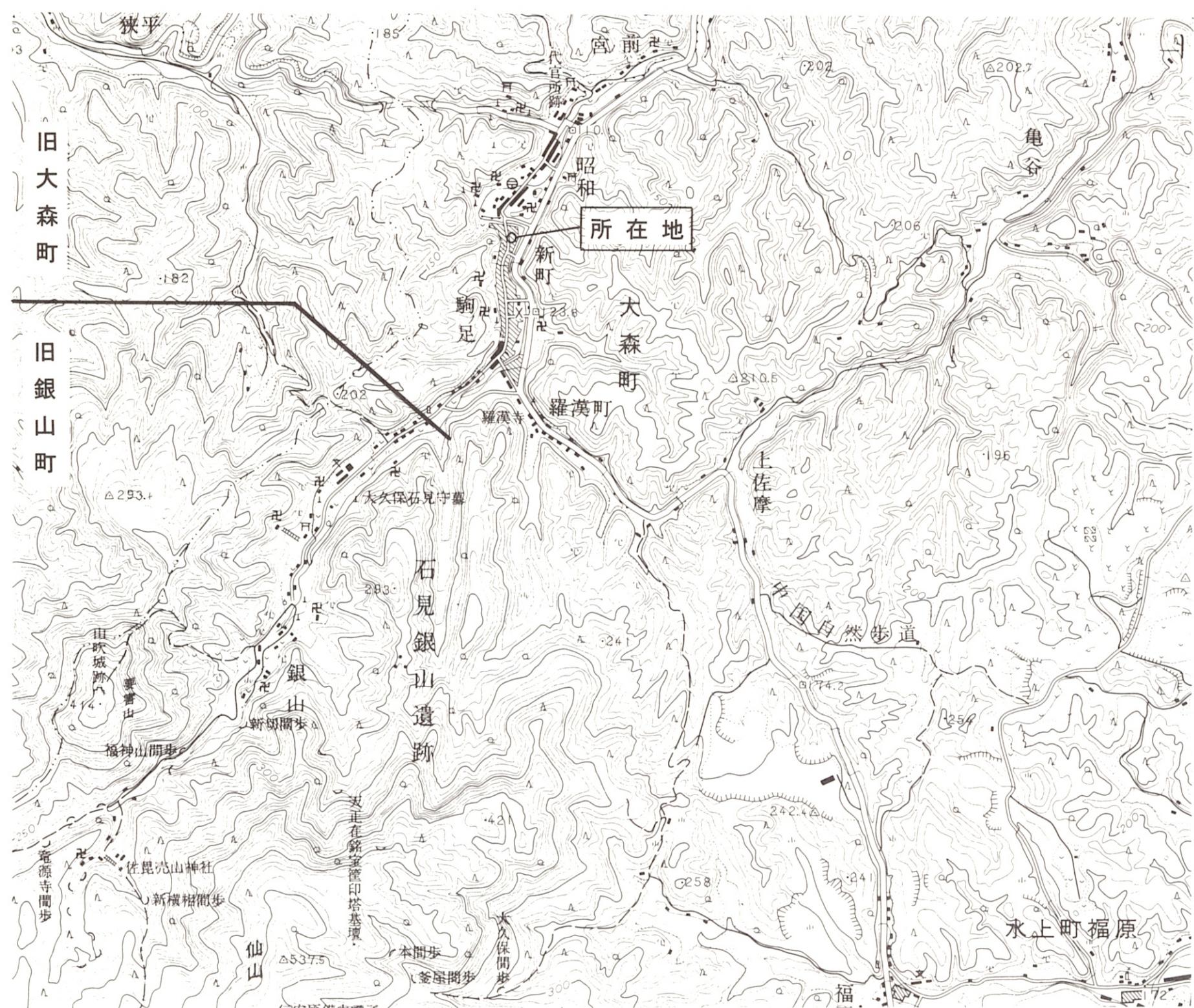
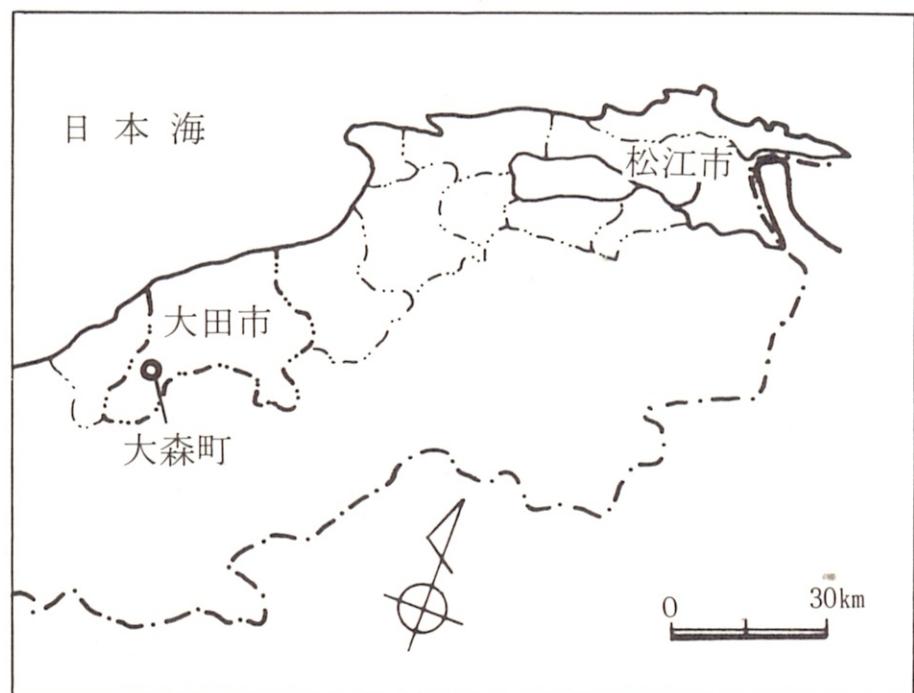
渡部 孝幸 III-5~7、IV-2~4

遠藤 浩巳 IV-5・6

林 泰州 I-1·2、II-2~4、

III-1~4, IV-1~6

なお関連資料については、河島孝基氏から提供を受けたものを含む。



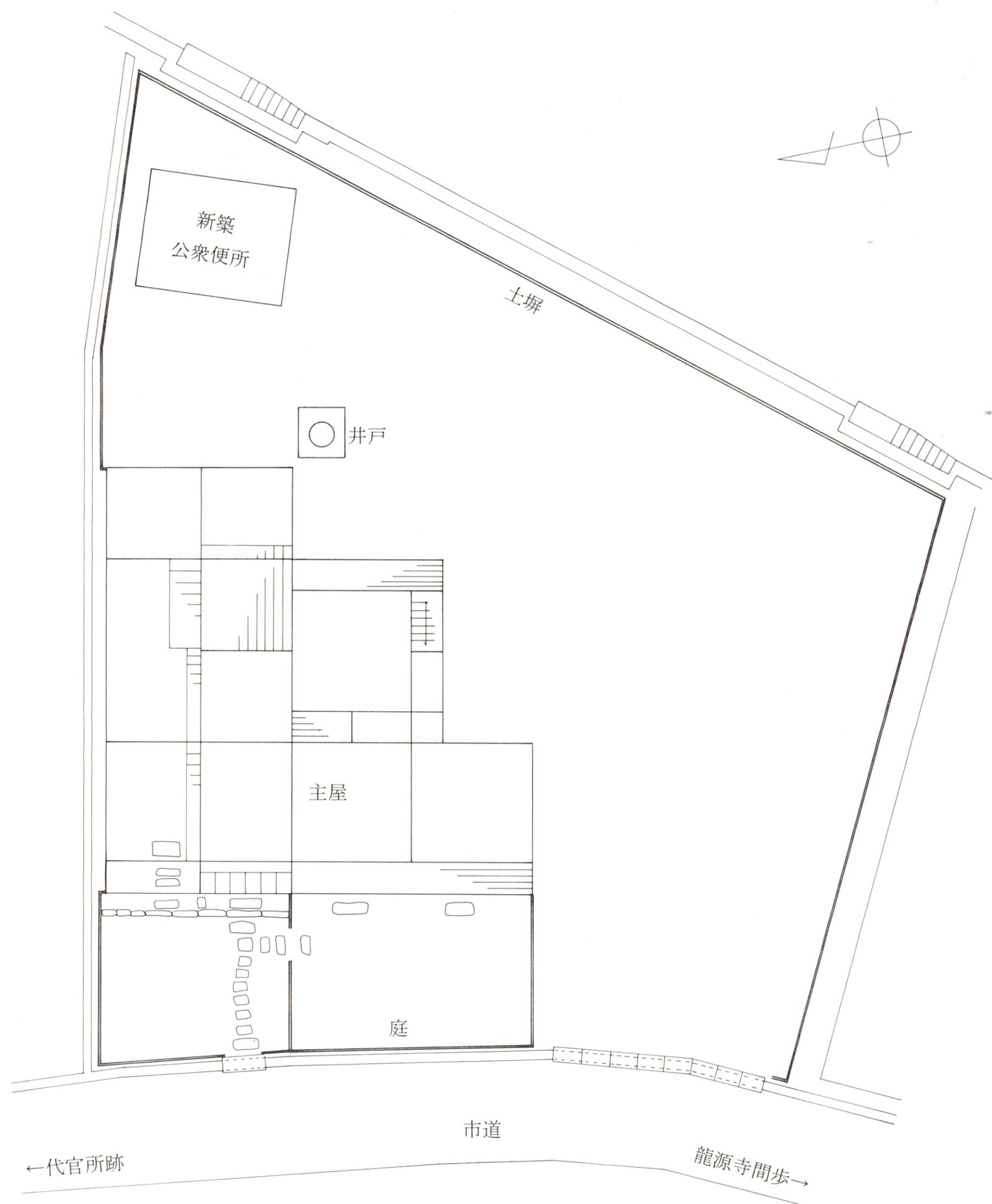
石見銀山遺跡位置図 (1/25,000)

目 次

I	石見銀山の沿革	1	12	修理前 正面全景
1	石見銀山史	1	13	修理前 出入口
2	町並みの歴史と特徴	2	14	修理前 側面・背面
3	代官所の職制	3	15	修理前 座敷
II	旧河島家主屋	5	16	修理前 つし二階
1	河島家の沿革	5	17	修理前 小屋組
2	建築時期と沿革	6	18	解体中 全景
3	規模	7	19	解体中 増築部分屋根
4	構造形式	7	20	組立中 屋根
III	修理工事	9	21	組立中 小屋組
1	工事に至る経過	9	22	敷地内調査・遺構検出状況
2	工事組織	10	23	石組遺構検出状況
3	工事関係者	10	24	井戸跡検出状況
4	工事費	10	25	庭痕跡調査・ピット検出状況
5	解体工事	11	26	庭痕跡調査・遺構検出状況
6	修理工事	12	27	土間調査・カマド基底部検出状況
7	付帯工事	14	28	発掘調査出土陶磁器
IV	調 査	15		
1	修理前の状況	15		図 面
2	復原調査	15		主 屋
3	現状変更	21	1	竣 工 平面図
4	番付調査	21	2	竣 工 正面図
5	発掘調査	24	3	竣 工 北側面図
6	資料調査	30	4	竣 工 南側面図
			5	竣 工 背面図
			6	竣 工 桁行断面図
			7	竣 工 梁行断面図(1)(2)
			8	竣 工 基礎伏図
			9	竣 工 床伏図
			10	竣 工 小屋伏図
			11	修理前 平面図
			12	修理前 正面図
			13	修理前 北側面図
			14	修理前 南側面図
			15	修理前 背面図
			付 属	
			16	竣 工 門、塀断面図

図版目次

写 真	
1	竣 工 正面全景
2	竣 工 正面玄関・大戸口
3	竣 工 正面座敷・縁
4	竣 工 側面・背面
5	竣 工 座敷
6	竣 工 納戸
7	竣 工 つし二階
8	竣 工 つし二階
9	竣 工 土間
10	竣 工 庭
11	竣 工 土塀
	図 面
	主 屋
1	竣 工 平面図
2	竣 工 正面図
3	竣 工 北側面図
4	竣 工 南側面図
5	竣 工 背面図
6	竣 工 桁行断面図
7	竣 工 梁行断面図(1)(2)
8	竣 工 基礎伏図
9	竣 工 床伏図
10	竣 工 小屋伏図
11	修理前 平面図
12	修理前 正面図
13	修理前 北側面図
14	修理前 南側面図
15	修理前 背面図
付 属	
16	竣 工 門、塀断面図



竣工配置図

0 10m

I 石見銀山の沿革

1. 石見銀山史

石見銀山は、『銀山旧記』などが伝えるところによると、延慶2年（1309）ごろ周防の国守大内弘幸が、大内家の守護神、北辰星（妙見菩薩）のお告げにより発見したという。

本格的開発は大永6年（1526）3月、筑前博多の豪商、神屋寿禎が、銅の買い入れのため、出雲鷺ノ浦銅山に航行中、馬路の沖（邇摩郡仁摩町馬路）から遠望すると、南方に赫然と輝く光があるのを発見し、鷺の浦銅山の鉱山師、三島清右衛門や掘子大工数人をつれて、仙の山へ入り、大内義興の援助で採掘されたのが始まりとされる。

享禄4年（1531）、銀山の盛況ぶりに目をつけた温泉城主小笠原長隆（邑智郡川本町）が、銀山を攻めて3年間占領するが、大内氏が再び奪還し、やがて出雲の尼子氏が争奪戦に加わり、大内氏の亡んだあと、安芸の毛利氏と尼子氏の間で、銀山の領有をめぐって激しい戦いが繰り返され、永禄5年（1562）毛利の完全占領まで、戦いは約32年間に及んだ。

その間、天文2年（1533）8月には、筑前博多から僧慶寿と宗丹がやってきて、灰吹きによる銀の精練法を伝えた。この灰吹法は、やがて生野・佐渡・院内など全国の鉱山に伝えられ、わが国の貴金属鉱業における精錬に大きな役割を果した。

「天文の始め、銀山七谷家数一万数千軒」と『銀山始納記』にある。天文7年ころからわが国の銀は輸入から輸出に転じているが、石見銀山の産銀の影響と推察され、初期の繁栄ぶりがこれを物語っている。

天文4年大内義隆は後奈良天皇に即位式の費用として銭二千貫文を献じて官職の昇進をうけ、永禄2年には毛利元就が正親町天皇に同じように式典費として銭二千貫文（銀換算四十三貫）銀の貨幣五十九貫四百を献上、陸奥守として叙任をうけている。この献銀は毛利氏が石見国を退くまで御料代として続いている。

永禄5年11月から慶長5年（1600）に至る39年間は毛利氏が石見銀山を領有したが天正12年（1584）羽柴秀吉との講和が成立、石見銀山は共同管理となった。文禄・慶長の役には、「石見銀」と刻印のある軍用銀貨をつくっている。

慶長5年、関ヶ原の役のあと、石見銀山は徳川氏の直轄領となり、慶長8年には釜屋間歩が開発され、一大盛況を迎えるが、やがて次第に衰退に向かい江戸末期には細々と稼行し、初期の面影をとどめないほどまでになった。

慶応2年（1866）第2次幕長戦争がおこり、長州軍は石見にも進撃し、長州藩士高州庄吉・同武田伊三清がそれぞれ石州内用大森代官心得として、明治2年（1869）10月まで相次いで駐在した。この年、長州藩は版籍奉還を上奏、石見銀山は新政府の直轄地となり、8月には旧天領大森は浜田藩領と隠岐を加えて大森県となっている。大森県は約半年で浜田県となり、同9年4月には島根県に合併する。この間の銀山の生産ぶりは、慶応2年～3年は20貫から30貫という不採算山で、明治元年には大森町の有志が一鉱区を掘ったが思わしくなかった。明治5年浜田地震では銀山の各坑道は崩壊し、大損害をもたらした。翌6年には松江出身の鉱山師安達惣右衛門が一鉱区を経営したが、詳細は伝わっていない。

明治20年、大阪、藤田組の経営にはいったが、それが同和鉱業株式会社に引き継がれ、同25年から同29年まで産銀量は、年平均五百四十貫と増加し、それにわずかな金と年産三万貫をこえる銅が産出した。

大正6年当時、銀山の従業員は七百余入いたが、産銀量は急激に減少を続け、ついに1923年（大正12年）3月、石見銀山は事実上閉山し、昭和期に入ってからのたびたびの試掘も見通しがつかず、廃山となった。

銀山史を物語る遺跡は、昭和44年に国指定史跡となり、昭和62年12月には町並みが大田市大森銀山伝統的建造物群保存地区として国の選定をうけ現在に至る。

2. 町並みの歴史と特徴

前述の歴史を背景として、まず戦国期に「石銀山上六千軒」という言葉が示すように仙の山を中心に集落が発生し、銀山の開発とともに銀山町が本谷、昆布山谷・柄畑谷・大谷から下河原にいたる銀山川筋に広がり、休谷には山吹城下の代官屋敷、銀を納める御文庫などを中心に「上市場」「千京」「魚店」などの地名に示される商業町が形成された。古文書等の記載によれば「土稼の人数二十万人」とか「家数二万六千軒余、寺百箇寺」とあって誇張はあるにしても、相当規模の町が形成されたことが推定される。江戸時代に入って代官所が大森町の現位置に移転されると武家屋敷や商家なども徐々に大森町へ移転し、銀山町は鉱山集落としての色彩を濃くしたが、産銀量の減少と共に町自体も衰退していった。元禄15年（1702）の人口は、1,621人、文化12年（1815）には家数461軒、人口1,657人という記録がある。その後、銀山町は産銀量の減少と共に家数・人口は次第に減少したが、新切間歩周辺から蔵泉寺番所跡までの通りを中心に町並みは連続していた。

二番目の奉行竹村丹後守が代官所を現位置に移転し意図的に銀山町を山内、大森町を政治・経済の町として区分し、周囲に元締屋敷・向陣屋・中間長屋・十歩番所を配して、その外側には御用商人宅や銀山御料六組の公事宿である郷宿を置いた。これらを含む町並みの北の部分が計画的な町で、時代と共に既にあった駒の足の町並みとの間に、武家・商家などが混在して町並みが形成されたと考えられる。

寛政12年（1800）に大森町で大火があり、「武家六拾壱軒、社家四軒、寺院五ヶ所、町屋弐百拾九軒、都合弐百八拾九軒、外ニ土蔵弐拾六ヶ所」が焼失し、「武家八軒、寺院八軒、町屋八十軒」が火災を遁れたとある。この大火を境に普請の際は瓦葺・板葺に変わった。この時期の大森町の人口は元禄15年には686人、寛政12年に385軒の家が存在した。

大森町には近代に入っても政治・経済の中心地のひ

とつとして繁栄し明治の後半には国道9号線（現在の県道仁摩瑞穂線）が開通して、大森町には新旧の2本の道が並行して町筋の裏にも交通路ができた。さらに代官所跡には県庁・郡役所・土木事務所、税務署・裁判所・警察署・郵便局、銀行等は町内の各所に設置された。これらの官公署等の大半は昭和20年代に大田町へ移転し、或は縮少されて現在に至っている。

近代以降の大森町の人口の推移を見ると、明治22年2594人、昭和5年1728人、昭和22年1816人、昭和40年982人、昭和60年583人となっており、大正12年の大森鉱山閉山と昭和30年代の全国的過疎化による人口の減少が顕著に認められる。



図-1 河島家（写真中央の土塀）と
町並み（大正～昭和初期）

桜橋から蔵泉口番所跡付近までの大森区域には現在も伝統的建造物が連続しており、その中には県指定史跡となっている建物もあるなど種々の家屋が時代の変遷を良く残している。

町並みを形成する伝統的建造物は寛政の大火灾後建築がそのほとんどを占め、一筋の通りを中心に建物が連続し、町家と武家が混在している。両者の違いがはつきりするのは、間取り、規模、屋敷割りの大きい上層の武家住宅と御用達、郷宿職を務めた重立層の町家である。武家住宅の場合は街道から奥まった場所に主屋を設け道に面して塀をたて、庭を設けているのに對し、町家は、街道に面して土蔵、塀、主屋が並行しており、これが町並みの特徴となっている。

また、現在の県道からは主屋の背後に設けられた付

属建物、特に土蔵や敷地の境界を示す塀などがあり、その外側には銀山川や側溝などがあって遠景としての町並みを眺望できる。この遠景は桜橋から城上神社付近までの石州瓦葺の建物にも共通する。

銀山区域は近代に至るまで家並みが連続していたが鉱山の衰退に起因して徐々に建物が減少した。藏泉寺口番所跡から新切間歩付近までは連続性にはやや欠けるが明治期の建物を中心に伝統的な建造物が部分的に連続する他、旧地割を良く残すと共に社寺や石造遺物などが多くあって歴史的な景観を良く伝えている。

3. 代官所の職制

代官所には銀山方役所と地方役所がある。

銀山方役所は銀山の管理運営を司るところで、地方役所は司法行政を行うところである。これを統括するのは代官で、代官の下に手代三人がいたが、そのうち筆頭の手代が元締役で代官の補佐兼留守居役である。

銀山御料全体を治める地方については民間に行政事務の一部を任せていた。

銀山方役所には「地役人」（土着で譜代の銀山附役人）と呼ばれる侍とこれを補佐する「同心」と「中間」がいた。人数は時代によって多少違うが、大体30人前後の地役人に同じく30人前後の同心、20余人の中間があった。地役人には組頭2人がいて、残りは「役人」と呼び、また同心には「木屋頭」2人を置いて、中間には「小頭」2人がいた。中間は代官所の川向いの長屋に住み、地役人・同心は町の中に住んでいた。

役人の組頭になったり、親の跡目を相続して役人や同心になる場合は、代官に対して起請文を提出して勤務精励などを誓った。職に就いた者に対しては厳格にその身を取締まれ、場合によっては「御暇」（罷免）になることもあった。

1) 役人の勤向

①組頭2人（大方が2人、時には3人～5人）

銀山方の筆頭取締役である。銀山方役所において、銀山方諸掛へ申出る諸用件を評議して代官の決裁を受け、代官から諸掛に下りた諸件を取次する役目。

②山方掛9人

他に山方掛助役6人がいた。銀山五カ山（永久・龍源寺・新横相・藏本・大久保間歩）四ツ留役所に2・3人ずつ組になって勤め、1人は銀山方役所に出勤する。銀山方役所での役向は銀山に関する会計が主で、山方諸入用の日々の受払・日々の山稼賃金の支払、間歩の修復そのほか必要な経費の吟味などをおこなった。四ツ留役所では、間歩内から出た鍼を検査し、歩一運上（税）の取立てなどを行い、毎日交代で泊り番を勤めた。

③御銀蔵掛4人（6人の時もある）

普段は銀山方役所に出勤して灰吹銀御蔵入と引替銀渡し、諸運上諸払などに関するを取り扱う。御銀蔵の開閉は組頭や掛手代立会のもとで封印・施錠し、掛4人が1ヵ月交替で預る。

御銀蔵へは平日は当番と泊り番と順番に勤める。非常時には4人が一緒に御銀蔵に詰めることもある。

④運上方掛5人

銀山方役所に出勤するが、直接銀山経営そのものに関係していない。浦方（海辺の村々）・在方（山奥の村々）の諸運上類の取調べ、脱税の取締り、取立てた運上は御銀蔵へ納め、役所当番に当る他に御銀蔵掛を助けて、泊り番を勤める。

⑤銀山町方・番所方掛4人

銀山町方は銀山町方の諸願や寺社方諸願、訴訟の取り扱い、宗門改、道路・橋の修繕を担当した。番所方掛は口番所にでかけ、歩一運上などを取り扱う。

⑥極印掛4人

銀山方役所へ出勤して役所当番し、また御銀蔵の宿直も行う。主な勤向は銀の品質管理で1ヵ月に2度灰吹銀改めの刻印打ち。灰吹銀の品位を検査し、大坂上納の時は包装・荷造りなどに立会う。

2) 同心勤向

①木屋頭同心2人

大森市中見廻りに詰めていて次の事務を行う。
番所からの注進及び届書類の取次をする。山師持山（自分山）の出鍼を取調べ且つ間歩調査をする。御直

山（代官所直営の山）鍵分け払入用渡しに立会う。毎月2日、諸口屋番所から送る役銀の取り扱い、扶持米の受取りに出かける。

②地方勤め

木屋頭以外の同心は地方役所の勤務を行うのである意味では地方役人のようなものである。勤向きの主なことは灰吹銀抜売りのないよう注意することと通過する諸物売りから歩一運上を取立てることである。番所で、こうした仕事に付く同心を「諸口屋同心」といつ

た。番所は坂根口や藏泉寺口などの口留番所が12カ所、海辺見張番所は温泉津船表や大浦船表など7ヶ所で、湊内川船改番所は8カ所で、川本口、浜原口などである。これらの諸口屋同心は天保6年の代官根本善右衛門支配の時から半ヶ年交替とした。

3) 中間勤向

中間小頭（2人）が中間（20人位）を統率する。主な役目は御銀蔵番・御門番や役人・同心の仕事を補助することである。

山根俊久 『石見銀山に関する研究』1932

石東文化研究会（臨川書店復刻1978）

渡 吉正 『日本海地域史研究』1990

「石見銀山御料代官所遺跡と天保12年午年の両御陣内鹿絵図」

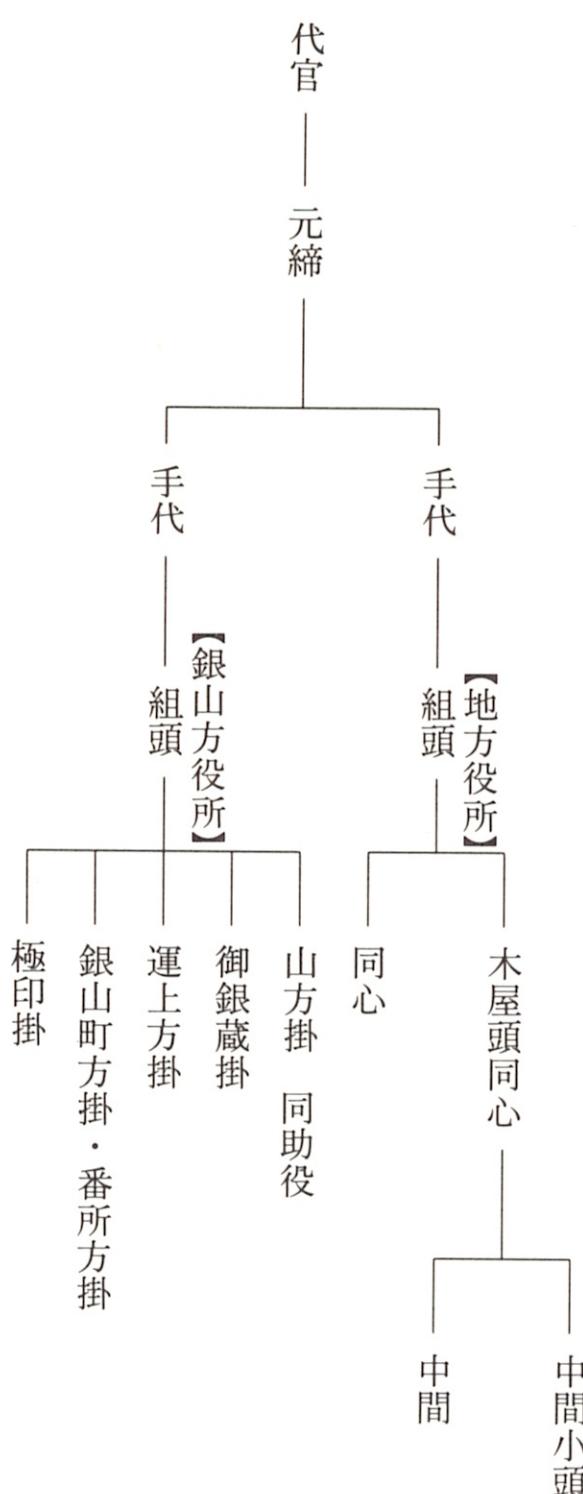


図-2 代官所職制

II 旧河島家主屋

1. 河島家の沿革

河島家は初代三郎右衛門から8代基まで 256年間を石見銀山御料（江戸幕府直轄地）の大森御役所（代官所）の銀山附役人を歴代世襲した地役人としては有数な武家である。ここでは地役人を勤めた時代にしづつてその沿革を記す。

初代三郎右衛門は慶長15年（1610）、銀山奉行大久保石見守に切米（春・夏・冬の3回に区切って支給される扶持米）50俵で召抱えられ、銀山附役人として寛永18年（1641）まで30年間勤務した。その頃、石見銀山は盛山で年産平均 6,600貫もの産銀があり、活況を呈していた。5番目奉行杉田九郎兵衛まで5人の奉行に使えた。

寛永18年跡目を相続した2代目徳兵衛は切米20俵2人扶持で銀山附同心として代官所に勤め、その期間は40年の長きに及んだ。

三代目の徳兵衛は天和元年（1681）銀山附役人を仰せ付けられ、切米25俵2人扶持をもって勤務していたが元禄15年（1702）と宝永6年（1709）の二度に10俵が加増されて切米35俵2人扶持となり、銀山方と地方の両役所の勤務となった。享保5年（1720）まで50年間代官所に勤務した。

4代目又右衛門は跡目相続した享保5年11月、切米25俵2人扶持をもって銀山附役人を勤めたが、同11年に5俵が増されて30俵2人扶持になり、同16年にまた5俵増加され、銀山・大森町支配中間預り役を申し渡された。延享2年（1745）には8俵が増加されて山使役を申し渡されて勤務。寛延4年（1749）には30俵3人扶持となり、代官川崎市之進の時、代官の下知により熨斗目上下着用を許され（武家最高位の官服）、明和4年（1767）には銀山の今泉山本鉱切抜きの御用を仰せ付かって褒賞として金三両を代官から賜わった。

河島家を継いだ5代目徳兵衛は明和5年32番目の代官川崎市之進支配の時に父又右衛門跡職の相続を許さ

れ、切米30俵3人扶持で銀山附役人を申し渡された。寛政9年（1797）山方掛に命じられて加禄2人扶持が与えられた。徳兵衛は勤務に精励して幕府の勘定奉行から同10年に代官大岡源右衛門を通じて金三百疋（銀1両2分位）を賜わっている。

この度修理した主屋の建立時の当主である6代目三郎右衛門は後世に河島家中興の祖といわれたが、幼名は右八郎といい後に三郎右衛門に改めた。文化5年（1808）正月10日、代官上野四郎三郎支配の時、跡職を仰せ付けられて父が賜っていた切米30俵3人扶持をもって銀山附役人を申し渡されて勤めた。

同7年には山方掛となり、扶持2人扶持を加増された。同11年代官阿久沢修理支配の時灰吹銀 236貫目余を多く出して勘定奉行柳生主膳様の書付を申し渡され、同13年3月には金 300疋の褒美を頂戴した。

天保4年（1833）5月16日、代官根本善右衛門支配の時、組頭（代官所役人侍頭）を申し渡され、同13年まで40年間代官所勤めを行った。安政5年（1858）正月27日病没した。行年70才であった。

7代目準助は安政6年に跡職相続を仰せ付けられて切米30俵3人扶持で銀山附役人を文久3年（1864）まで5年間勤めた。

8代目基は文久3年（1864）8月、11才の幼少で河島家8代目の跡職相続を仰せ付けられ、切米扶持は父と同じ禄高をもらった。

慶応2年（1866）幕長戦争が始まると代官所役人は代官鍋田三郎右衛門の命により同じ幕領の備後上下（広島県）に難を避けた。上下にいること約1年余り、激動の時期を乗り越えて慶応3年大森に帰村し、明治時代を迎えた。

その後明治7年には二番大組十三番小組（佐摩村）の総代（村長）、同年9月には第四大学区第二十二中学区第百五拾番小学区（大森小学校）世話掛、明治17年7月8日佐摩市原村会議、同18年佐摩村外4カ村併合会議員などを勤め、地域の発展に精力を傾けた。

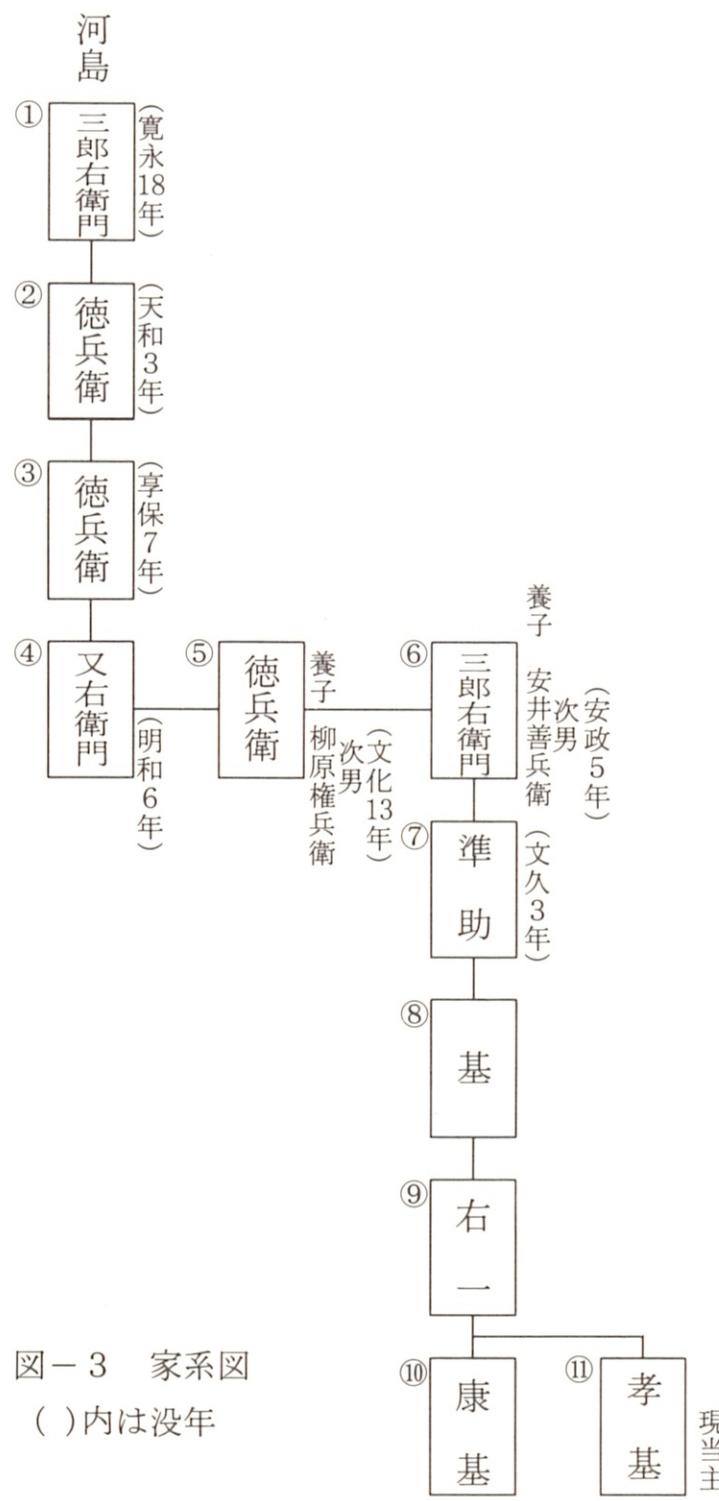


図-4 河島家伝来の具足

2. 建築時期と沿革

この建物は武家であった河島家の住居として建てられたものである。

この町並みでもっとも大きな火災があったのは寛政12年（1800）であり、河島家住宅も罹災したものとみられる。現存する建物は寛政の大火灾に建築されたであろうが、棟札・手板など建築年を直接記録した史料がみつからなかったためその時期は確定できなかつた。また解体調査によって座敷奥ノ間は増築したものであることがわかつたが（IV-2、4参照）、これも増築時期を直接証明する記録はみつからなかつた。

しかし、その傍証となる史料はいくつかあつた。まず文政8年（1825）8月に作成された『町方間数帳』には「東側居宅 七間貳尺五寸 河島右八 但境溝四寸」と記載されている。「東側居宅」とは通りの東側に並ぶ建物でその用途も示しているが、この記事の前後に記載されていた他の建物との位置関係から今回修理した河島家住宅の場所をさしており、間数帳に記載された間口の広さは増築部分を含めた広さとほぼ同じ「七間貳尺五寸」である。また文政8年当時の河島家当主は三郎右衛門（幼名右八または右八郎）である。これらのことから間数帳記載の建物と修理した建物は同一と考えられる。

次に、解体中に増築部分にあたる違棚筆返しの裏側に「文政九年三月吉日」と墨書してあるのを発見している（IV-6参照）。

さらに襖・天井・壁の下張に使用していた古文書をすべて採取し調べたところ、江戸～昭和の文書や新聞が貼られていたが、圧倒的に江戸時代のものが多く、また江戸時代の古文書では寛政12年～文政9年に書かれた文書が貼られていた（IV-6参照）。文政8年には既に増築部分を含めた間口が間数帳に記載されていることから、当初建築と増築は寛政12年～文政8年のどこの時点に行なわれたと推定される。筆返しの墨書から内部は文政9年に改装されたと考えられ、あわせて建具類を更新したと推測できる。こうした内部改装

のきっかけが増築であるとすれば、文政8～9年にかけて増築・内部改装が行なわれたと推測できるがそれを証明するには至らなかった。

建物と敷地は昭和10年（1935）に大森町の所有となり、昭和26年隣接する水上村との合併に至るまで町役場として活用された。以後、駐在所、大田市農協支所・事業所に転用された。現在は主屋を残すだけで離座敷、土蔵、物置などの付属屋は残っていない。武家屋敷の特徴のひとつでもある土塀もなかった。また、河島家所有の貸家が通りに面して主屋の南側にあったことが、間数帳や河島家所蔵の平面図から確認できるが、これも現存していない。



図-5 駐在所のころ（昭和49年）

3. 規模

桁行	桁行柱真々	10.91 m
	南面突出部柱真々	3.00 m
	東面下屋柱真々	6.00 m
梁間	梁間柱真々	10.82 m
	南面突出部柱真々	5.00 m
	東面下屋柱真々	2.94 m
軒出	側柱真から垂木先端 正面縁	1.40 m
	その他	0.80 m
軒高	柱礎石上端から軒桁天端 主屋	3.45 m
"	大戸口	2.56 m
"	東縁側	2.54 m
"	東下屋	2.10 m
棟高	柱礎石上端より棟木天端まで	6.80 m
延床面積		183.30 m ²
屋根面積		237.00 m ²

4. 構造形式

修理後の構造形式を示す。

平面	正面五間半、側面五間半の建物で南側面に桁行一間半、梁間二間半の突出部がある。また、東面には桁行三間、梁間一間半の下屋がある。部屋割は四間取り形式を基本に六室の住宅である。このほかにつし二階一部屋、土間上に板間が一部屋ある。
基礎	西面（正面）側柱通りは布石敷き、東面・南面・北面の側柱通りは延石・割石を併用。
軸部	柱は角柱。建物外周のうち妻行き通りは土台に柱を建て、貫を通し小梁を乗せる。桁行通りも同様に土台建で框・鴨居を組み、軒桁が乗る。内部の柱は束石建てで、足固め・指鴨居を組み、小屋梁を乗せる。
小屋組	二重梁、中引で和小屋を構成。
屋根	いぶし桟瓦葺。瓦は再用。棟は大のし二段に、雁振をのせて納め、両端に鬼タイコを据え付ける。
軒庇	深い軒の出は、化粧垂木、野垂木を茅負で受け、はね木が支持し、二重軒先となる。
床	大引き、根太、荒床板張りで、畳敷。縁側は板張り。
柱間装置	式 台 舞良戸四枚、障子二枚引違建。
大戸口	腰高障子一枚、大戸（潜戸付）。
外廻り	西面（正面）は縁の外側に雨戸建、同欄間にはめ込み障子と格子四箇所。土間上つし二階に雨戸と引違障子。
	北面は片引障子、同外側に漆喰塗籠め片引戸三箇所。
	東面は片引板戸一箇所、出格子構えの柱間に障子引違建、縁側の外に雨戸建。つし二階に障子引違、同外に雨戸建。
	南面はつし二階に出格子構えの柱

間に障子引違建、内側にすり上げ 板戸。		天井	玄関・座敷中ノ間・座敷奥ノ間・中ノ間・ 次ノ間・つしま二階・縁側は竿縁天井。納戸 は根太天井、土間の上部は屋根下地竹小舞 顕し。
部屋廻り 棚引違建	7箇所		
障子引違建	3箇所		
板戸引違建	7箇所	造作	床の間 床柱、床框、畳薄縁、落掛 脇床 畠床、違棚、天袋、狹くぐり 座敷 長押、欄間
板戸片引建	3箇所		床の間 床柱、床框、床地板、 (二階) 嵌込み襖壁
格子戸引違建	1箇所		
舞良戸引違建	12箇所		
格子戸片開建	1箇所		
欄間障子引違建	2箇所	設備	勝手廻り 二口くど、流し、ステンレス流 し台、ステンレスコンロ台 電気工事 電灯、火災報知器（空気管）
壁は外部は大壁で漆喰塗、内部は真壁で土 中塗、上塗または和紙貼。			

III 修理工事

1. 工事に至る経過

旧河島家主屋は大田市農協水上支所大森事業所に使用されていた。昭和61年大田市農協より大森事業所の改築計画が市教育委員会にもたらされた。おりしも河島家の所在する大森の町並みを保存する方向で市も地元も動きだしている状況であったことから、農協が事前に連絡してきたのである。市教委が町並み保存の状況を説明し建物の保存を要請したところ、農協より全面的に協力する旨の回答を得た。

その後昭和62年町並み保存地区を決定し、地区内における建物の保存修理事業を実施することとなったがこの間、市教育委員会と農協は事務所修理について協議を重ね、いったんは昭和63年度国県補助事業で外観を復原修理し、内部を事務所に使用する計画をまとめた。

しかし、武家住宅として外観復原するならば更に一步踏み込んで武家住宅として建物内外を復原し、周辺の庭・土塀などをあわせて整備して復原することが保存地区整備上の最良策であること、また大森銀山地区を訪れる見学者が増加し伝統的建造物の公開施設を設ける必要性が高まってきたことなどこの建物を取り巻く状況は急速に変化してきた。そこでこれらの状況に対応するために事務所を置いたままで敷地内整備や建物内部を一部公開することなどの方策を検討したが、これらの事業費の一部負担を所有者である農協に求めることが困難であることなどの理由から、市が土地・建物を整備して一般公開し、農協大森事業所は別地に設置することでまとまった。

正式には平成元年9月26日付で市から文書にて農協に土地・建物譲渡を依頼し、同年11月1日付で農協より譲渡承諾を文書にて受けた。以後、譲渡について当該物件に隣接する石見銀山食品（有）を交えて詳細協議をおこない、平成2年12月26日付で土地・建物売買契約を締結した。こうして旧河島家主屋は農協、石見

銀山食品の協力をえて解体の危機から救われ保存再生の道を歩みはじめた。

主屋の保存計画をたてるために昭和62年建物の外観を中心とする実測調査・破損調査や建物の建立時から現状までの変遷を調べるために地元住民を対象とした聞き取り調査などを実施した。そして平成元年には屋敷地全体の復原整備のため再び破損調査、痕跡調査、他の武家屋敷の類例を調査した。また、元所有者である河島氏（東京都在住）を訪ねて同家および建物に関する史料を調査した。

主屋は河島家住宅から町役場、駐在所、農協事務所と入れ替わるあいだに改造されている部分が少なくなく、昭和18年大森町を襲った水害による後遺症もみうけられた。武家屋敷の特徴である土塀は現存していなかったが大正期に撮影された写真にその姿が残されていた。町役場のころ離座敷が議場などに使われていたが、役場が移転した後に解体されたようである。土蔵もあったが1棟は河島家の上京とともに移築され、残る1棟は売却されていた。なお東京に移築された土蔵は平成元年河島孝基氏により菩提寺の西性寺（大森町）に再移築、寄贈された。また庭石は大森町観光センター前庭に移され、当時の庭は残っていないことがわかった。こうした状況下で屋敷整備は復原の可能な主屋・土塀を主に、庭は発掘調査の結果をもとに復旧する方針で、あわせて便益施設を新設して一般公開に備えることとした。

武家屋敷整備事業は自治省のふるさとづくり特別対策事業の採択をうけて平成2年度に土地・建物を取得し、平成3年3月に田中建設と旧河島家修理工事請負契約を結び着工の運びとなった。

なお、工事期間中の平成3年7月2日には地元自治会を対象に事業説明会を現地にて行なった。

2. 工事組織

大田市の直営事業として実施は市教育委員会および市建設部都市計画課が担当し、奈良国立文化財研究所の指導助言を受けた。施工は一括請負とした。

3. 工事関係者

復原指導 細見啓三

奈良国立文化財研究所建造物研究室長

設計監理 渡部孝幸

市建設部都市計画課建築係長

施工 田中建設代表 田中 博

主任技術者 熊谷隆治

大工棟梁 石田重雄（現場代理人）

大工 竹下正治 熊谷善敬

田平佳史 石田久志

左官 森山恵二 月森 実

渡辺俊行

協力者 河島孝基

大田市農業協同組合

石見銀山食品

大森町町並み保存対策協議会

発掘調査 大橋康二

指導 佐賀県立九州陶磁文化館資料係長

発掘調査 黒河邦之 金森 真 石ヶ坪博

協力者 滑 辰雄 尾川嘉輝

吉岡儀作 中田源之助

湯川一枝 石賀トミヨ

大田市 熊谷國彥 市長

大久保昭夫 教育長

渡 吉正 文化振興室長

清水新二郎 同補佐

遠藤浩巳 同主事（発掘、資料調査）

林 泰州 同主事（事業担当）

山田 幸

井野裕子

4. 工事費

(単位：円)

平成2年度

◇工事費総額 40,273,000

〈内訳〉

起債 30,200,000

一般財源 10,073,000

◇事業内容

復原工事費 40,273,000 (含消費税)

〈内訳〉

A建築主体工事 36,580,000

主屋直接工事費 20,510,000

直接仮設工事 775,400

解体撤去工事 2,215,800

土・基礎工事 1,307,100

木工事 6,172,100

屋根工事 1,938,800

左官工事 3,261,400

内外装工事 444,600

金属工事 418,900

建具工事 2,554,000

塗装工事 121,700

雑工事 1,300,200

便所直接工事 3,765,900

直接仮設工事 108,100

土・基礎工事 657,900

木工事 1,189,500

屋根工事 270,400

左官工事 709,000

金属工事 93,800

建具工事 495,100

塗装工事 92,500

通路工事 149,600

土壠直接工事 8,916,000

直接仮設工事 101,400

土・基礎工事	2,394,600	弱電設備工事	26,000
木工事	2,211,400	共通費	29,000
屋根・左官工事	3,958,700	平成3年度	
建具工事	39,000	◇事業総額	3,749,200 (含消費税)
塗装工事	210,900	〈内訳〉	
共通費	3,388,100	一般財源	3,749,200
 B 機械設備工事	2,130,000	◇事業内容	
直接工事費	1,982,000	周辺整備	3,640,000
給水設備工事	203,000	庭園整備	2,604,000
排水設備工事	890,000	自火報設置	702,000
プロパンガス		井戸整備	334,000
設備工事	95,000		
衛生器具設備工事	765,000		
換気設備工事	29,000		
共通費	148,000		
 C 電気設備工事	390,000	5. 解体工事	
直接工事費	361,000	1) 解体番付	
電灯コンセント		建物を解体するに先立ち平面図上に、間中ごとに通	
設備工事	335,000	り符号を打った。(図-6) これにもとづき解体部	
		材には番号を記したラワン合板の小片を打ち付けた。	
		正面向かって左下隅を基点に横へ「イ」「ロ」「ハ」	
		～「ヨ」、縦へ「一」「二」「三」～「十五」。	

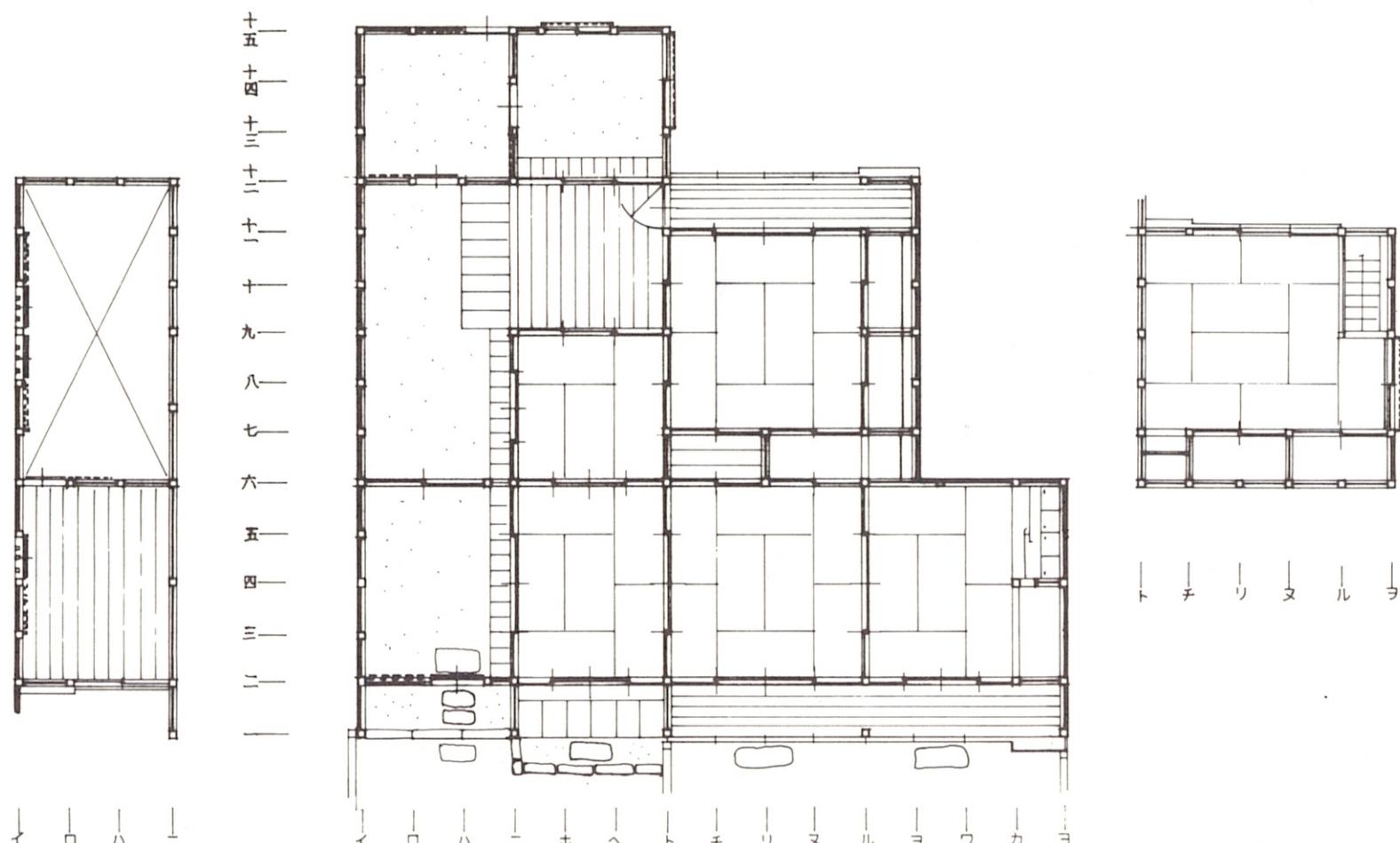


図-6 今回修理柱番付

2) 解体

半解体修理を基本的な修理方針とする。
事前調査でこの建物は、当初の武家住宅の時代から役場→駐在所→農協支所と所有者が移り変わってきた。この移り変わりが内部の間取りの改造を伴うものであるため、当初の造作材をそのまま残しているものは少ないことから、解体に際してこの改造されたと判断した部材についてはすべて取除くことにした。

まず南側の便所は当初のものではないと判断し、解体撤去。物置・湯沸室部分は注意して解体した。屋根については瓦を再利用するためすべて手降ろしし、瓦下地の小舞竹まで撤去した。外壁は貫の使えるものを残し、土壁・小舞竹までを解体した。内壁は上塗、中塗を落とし、荒壁下地は使えるものを残した。床は根太まで解体し、大引、足固めは再用できるものは残した。建具は昭和18年の大水害を受け、わずかしか現存していなかった。

この建物の特徴である正面の深い軒先と大戸口の下屋は他の武家住宅と異なるため注意深く解体した。

以上のような解体作業を経て、ほぼ当初材のみによる骨組みを現出させた。これに並行して痕跡を確かめながら根継ぎ、取替えなどの判断も行った。

6. 修理工事

1) 地盤および礎石等

周辺の発掘調査からは表土の下は銀産出の過程で排出されるズリ・ガラが堆積し、その下は礫混じり粘土、更に凝灰岩と続いており、人工的に造成された層を含む地盤が形成されている。建物の基礎を置く地盤としては安定していることから現況の布石を敷き直し、不陸を正したにとどめた。布石の不陸は±30mmであったが、±5mmまで調整した。主屋部分の布石の破損は若干あるものの礎石としての強度は充分残していると判断、新しい布石を補うことはしなかった。不陸調整は地盤と礎石のあいだにバッサモルタルをかます方法で行ない、バッサモルタルが表面に出ないよう工夫した。

2) 木工事

今回の解体調査で座敷奥ノ間が増築されていたことが明らかになった。

増築の時期は特定できないが増築前後の木部のツヤなどから創建時からあまり年数が経ていないと考えられる。

復原は増築された時代までさかのぼることを基本方針とした。また、当初部材は可能な限り再用することにした。

3) 屋根工事

この建物の特徴である深い軒の出と、大戸口に下屋がかかった武家住宅を他にその類例を見い出せないところから、これは創建時とは異なると推測した。しかし調査の結果、部材の取替えは多少あるものの創建時の形状を残していることが判明した。

瓦は全部新瓦で葺替える計画をしていたが、大部分の瓦は創建当時のものであり、また点検した結果、まだ使えるとの判断から不足分は他から補い再用することにした。

4) 各部使用

①基礎工事

材 料	布石・框石	福光石
束 石		硬質野面石（要石使用可）
		300×300×200mm内外
土		鬼真砂
砂		川砂

工 法 延石の不陸調整はバッサモルタルを布石の下端に入れて行なう。新設の延石は根伐底より砂利敷厚さ50mm、バッサモルタル50mmの厚さにて下地を擁え、その上に切石を載せる。

束石は根伐底面を叩きならす程度で据え付ける。

土間は三和土タタキとし、消石灰：苦汁：鬼真砂=3：1：6の割合に水を適量加えたものを3層に分けて叩き締めを行ない90mmの厚さに仕上げる。

②木工事

再用材 当初材及び後補材の重要な部材は将来の保存に支障のない限り努めて再利用する。

取替材 腐朽、破損の著しいもの、あるいは現状変更等の事由などにより、取替え、また新補する材は原則として旧来と同種材、同品位以上とし旧工法を踏襲する。取替え材は下記を標準とする。

イ. 化粧材 軸部柱、指鴨居、桁、貫
松無節
栗無節（柱1ヶ所）
軒廻、垂木、茅負（再用）、広小舞
松上小節
敷居、双鴨居、長押
松上小節
天井板 杉上小節
腰壁板 松上小節

ロ. 野物材 床組材 松・栗1等材
小屋組材 松1等材

鉄材 在庫品に倣うことを原則とする。ただし、見え隠れに使用する釘補強金物はJIS規格品を使用し、規格外のものはそのつど作製する。

繕い 不要の穴及び仕口の見え掛け部、腐朽部は不要になった古材の適材を用いて埋木、矧木等により繕いを行なう。

新材加工 繙手、仕口、曲線等は在来どおりに、また現状変更等による新補材は残存資料等に準じて加工する。

古色塗 取替え、新補材の化粧となる部分は柿渋、スス、弁柄をほどよく調合したものを周囲と調和よく塗装する。

防蟻・防腐処理

薬剤 土壌：クロルビリック20-FL
(乳剤)
木部：ユダバリア油剤

施工範囲 土壌は床下を面状撒布。布石内側、束石廻りは帯状撒布とする。木部は土台、大引、足固め、根太掛、床束の全面。柱、間柱は地面から1m以内の全面。ただし見え掛け部分は除く。

工法 土壌は面状に1m²当たり3ℓを撒布、あるいは帯状に1m²当たり5ℓを撒布する。木部は表面に1m²当たり300ml吹付ける。

組立および補強

当初材の柱仕口など特に建物の基幹寸法の要点となる箇所は切削等を行なわぬよう充分に注意し、構造上不完全と認められる部分は添木、金物等を用いて補強の措置を講ずる。

③屋根工事

材料

イ. 再用瓦

在来の瓦は形式、手法、破損度、耐久性等により再用、非再用に選別する。ただし鬼瓦等の役物はなるべく補修して再用する。再用瓦はすべて水洗いして、充分乾燥を図る。

ロ. 補足瓦

在来品のうち古式のものに倣う強度吸水率は原則としてJIS規格による。

ハ. 瓦棧

竹材八つ割りか杉材を使用する。

ニ. 銅線

16~18#を使用する。

ホ. 蓋土

平蓋土は使用数カ月前に藁苅と在来の蓋土を充分泥練りして寝かせたものとし、唐草瓦下地および熨斗積みには砂、石灰、藁苅

を泥練した砂漆喰を使用する。

工 法 瓦割は唐草口幅を基準に割付け、瓦棧に馴染みよくあわせて、葺土は平均に馴染ませる。唐草瓦は18#なまし銅線を用いて瓦棧を吊止める。平瓦は登り5枚ごとに18#銅線にて吊止めるか3枚ごとにステン釘で止め、平瓦の重ね面を馴染みよく順次葺き上げる。棟瓦積は在来の積高により砂漆喰を用いて積上げ、各段ごとにまたは一段おきに銅線で繋結する。

④左官工事

旧塗搔落し

各搔落し区分により再用下地塗に影響を及ぼさないよう丁寧に搔落しする。

材 料	間渡し竹	真竹径40~60mmを4~8ツ割
	小舞竹	幅10~12mm内外の真竹割竹
	小舞縄	径6mmの下地縄
	荒塗土	夾雑物のない良質粘土
	中塗土	荒壁土で5%の篩を通過する程度のもの
	上塗土	中塗土を更に細かくする
	砂	洗川砂 山砂
	石灰及び	J I S 規格品
	貝灰	
	ス サ	荒壁用藁スサ、中塗用藁スサ 上塗用白スサ
	の り	銀杏草または角又
	油	桐油

工 法

イ. 小舞搔き

間渡し及びこまい材は旧材のうち可能なものは再用し、不足分を補足する。こまい材は指定の間隔に割付け、こまい縄で千鳥に搔きつける。

ロ. 荒 壁

粘土に旧塗土を充分混ぜ、藁筋を入れてよく切返し、ねかせたものを用い指定の厚さ

に充分こまいに摺り込み、塗り上げて水ひきを切って裏摺りし充分乾燥させて裏返しを行なう。

ハ. むら直し

荒壁乾燥後、貫材の上に貫伏せを行ない、乾燥後むら直しを行なう。

ニ. 中 塗

むら直し乾燥後、中塗を鏝で充分押付け不陸のないよう塗り上げる。

ホ. 上 塗

下付けを行ない、ちり伏せ施行後指定の配合で不陸のないよう入念に鏝塗りをする。ただし漆喰上塗は調合された製品、古代漆喰を使用する。

⑤建具工事

材 料 木材（框、板、棧等） 杉無節

釘類（板戸、格子戸） 化粧部分和釘

工 法 寸法、組手、仕口などいずれも旧来の工法により馴染みよく矧切れ狂いのないよう仕上げる。

古色塗 取替えまたは新補する板戸、格子戸などは周囲と調和するような古色塗（ベンガラ、スス、柿渋を調合）を施す。

その他 再用する建具については修理して使う。

7. 付帯工事

正面・周囲の土塀

大正の始めごろの写真あるいは古の話、現存する他家の土塀などの実測により旧形式を忠実に復原する。

庭 園 正面の座敷前庭発掘調査にもとづき庭園を復原する。裏庭は南側の広場と区別するために生垣を設ける。

公衆便所 竣工後に一般公開するためには公衆便所が必要であることから新設する。

井 戸 井側を修理し、屋根を架けてつるべを置き、旧形状の井戸にする。

IV 調査

1. 修理前の状況

修理直前の主屋は大田市農協水上支所大森事業所の事務所に使用されていた。出入口はかつての大戸口を使い、式台は取り外されていてアルミサッシュがたてつけられていた。縁側はガラス戸建で南妻側には便所があった。妻壁はトタン板で補修してあった。

内部については玄関・中ノ間は床を下げて事務室に使い、土間は日用雑貨品を陳列し店舗に使用していた。庭に面する座敷2部屋は会議室として使用し、納戸は押入を作つて書庫がわりにしており、次ノ間は物置に使っていた。つし二階は使用されていなかった。大森町役場、駐在所、農協事務所と変るあいだに何度も改裝されたことを示す痕跡が数多く残されていた。敷地内には主屋を残すのみで付属屋は残つておらず、堀もなかった。

2. 復原調査

1) 大戸口の復原(図-7,8)

理 由…この武家屋敷の特徴は大戸口の上に下屋がかかっていることと、軒の出が深いことである。これ

らは他にその類例を見ないことや材が新しいことなどから、後世の改造ではないかと調査の始まるところ考えていた。

まず「一」通りの壁から新しい材と思われるものを解体していった。

下屋を構成する垂木のほとんどは新しいものであつたが、「イ」通りの壁際に取り付いていた垂木は色つやなどから古く、当初のものであるとわかった。また「一のイ」・「二のイ」の柱、紅梁も古いものであることからこの下屋形式は予想とは異なり、当初から存在していたと思われる。

大戸口は「二」通りの「イ」・「ニ」の柱面に指鴨居と敷居の痕跡が残されており、位置を特定することができた。建具については現物が残っていないので、他の類例を参考にして復原した。

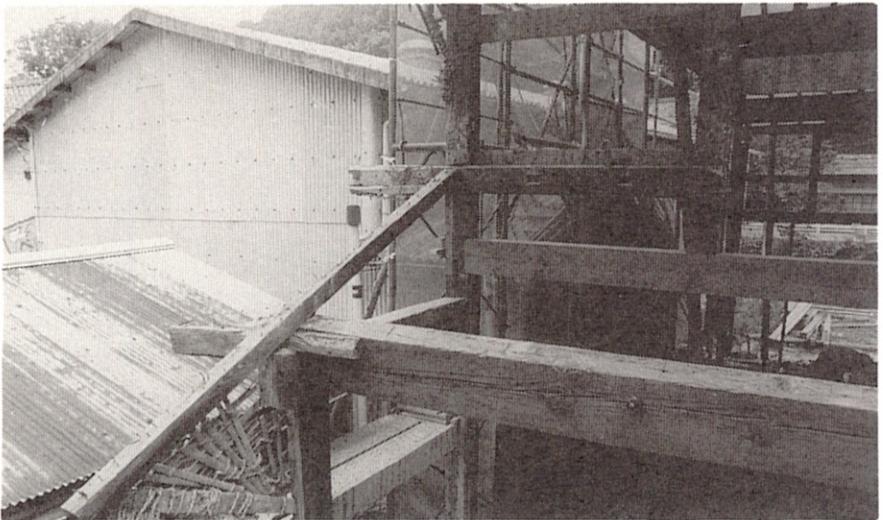
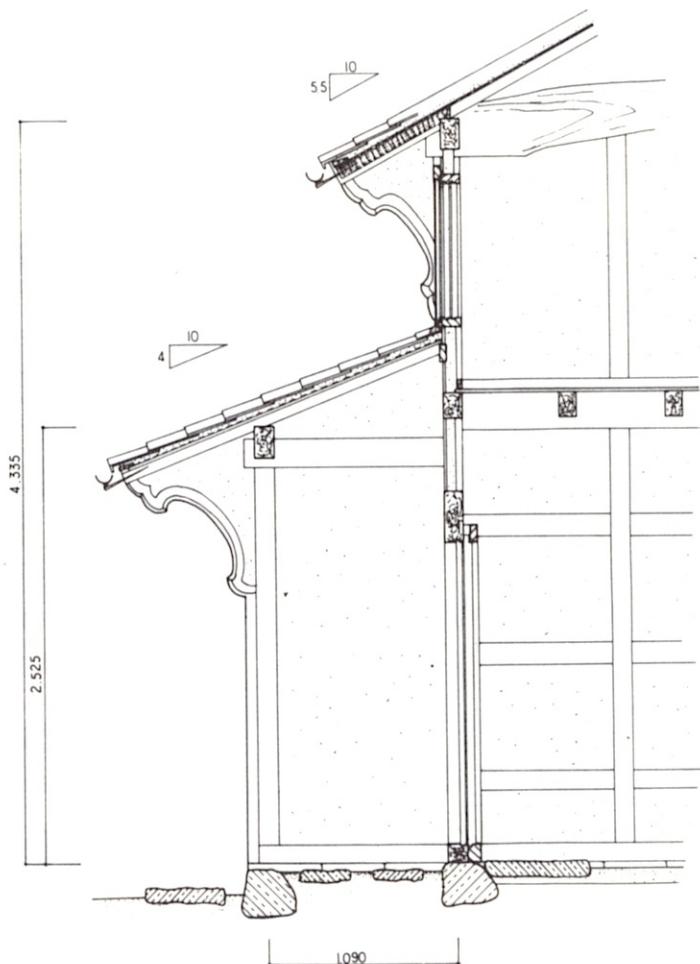
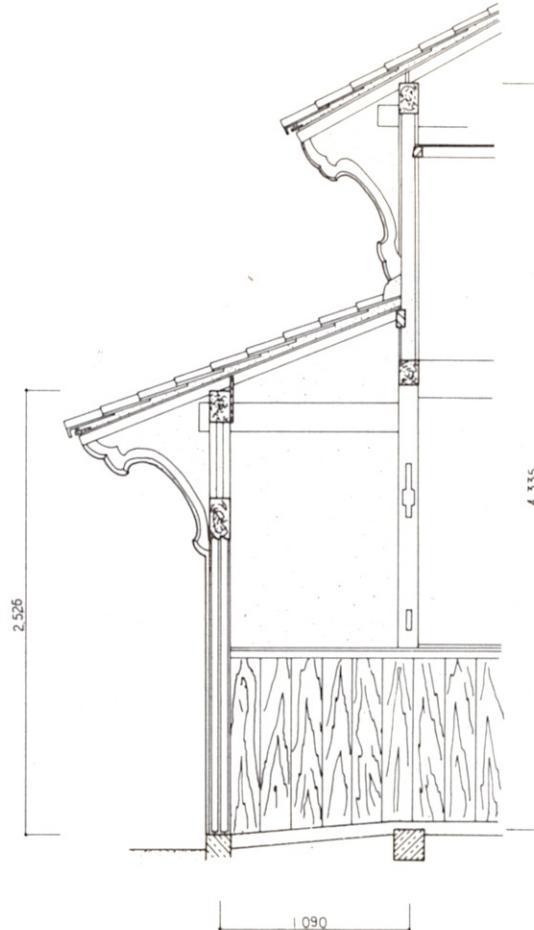


図-7 当初から使われていた垂木



復原：大戸口・つし二階断面詳細図



修理前：断面詳細図

2) 式台の復原(図-9, 10)

理 由…床にはコンクリートが張られ、壁にはアルミサッシが取り付いていたというのが現況であった。

コンクリートをはがし、不必要なものを取り除き、古い材と思われる柱・鴨居を現わし、痕跡を捜した。

「トの一」の柱に土台の取り付いた跡があることから式台の一段目は板貼りであること、「二」通りの鴨居は3本樋であることから建具は舞良戸が4枚、障子が2枚存在していたことが他の武家住宅との比較によって考えられる。長押が三方に残されていることもかつては武家の玄関としての格式を充分に備えたものであつたと考えられる。

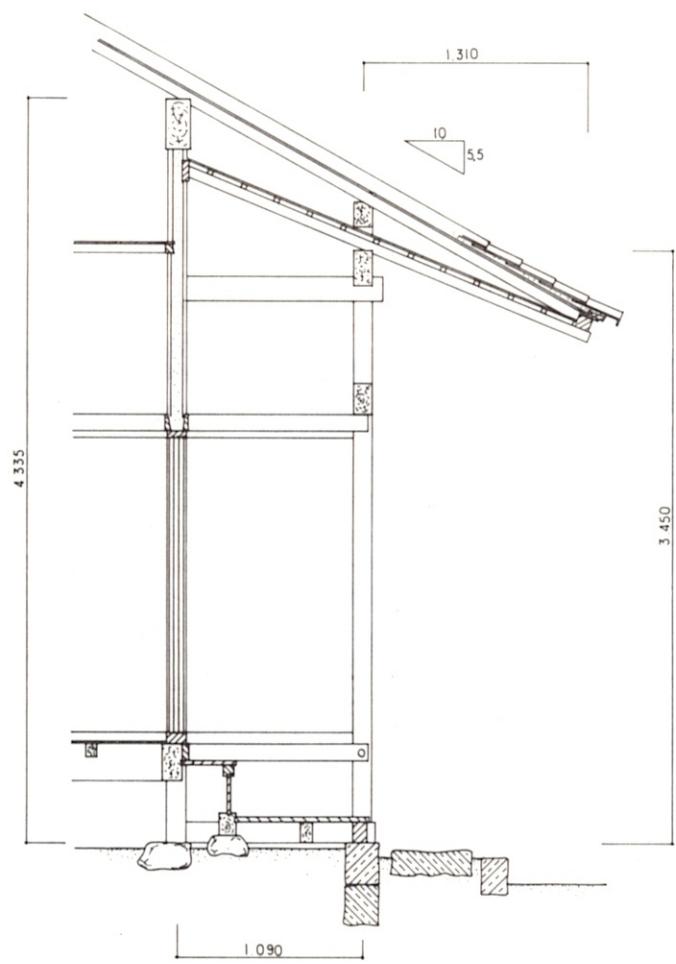


図-9 復原：式台断面詳細図

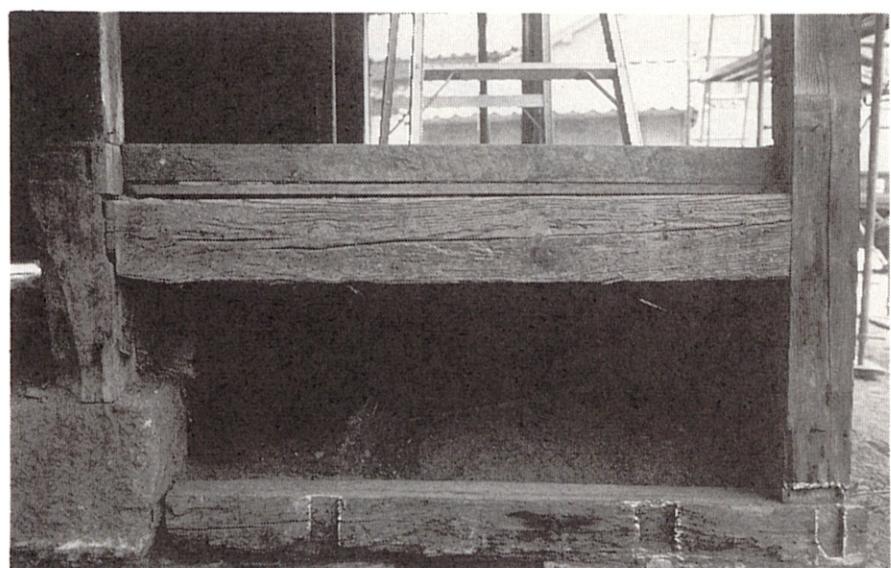


図-10 式台の存在を示す痕跡

3) 縁側に雨戸、戸袋、欄間の復原(図-11, 12)

理 由…現況の柱内の内法には硝子戸、欄間にも硝子戸が納まっていた。無目の鴨居の上下から取り付いている薄鴨居、欄間敷居を取り除いたところ、無目の下面にはきれいな化粧面が現われ、上面には一本の溝と格子を取り付けた小穴が等間隔にあることを確認した。欄間の高さは柱の痕跡から、また吊束の位置も化粧桟の柄穴、込栓の跡などからそれぞれ確認できた。雨戸については一筋の敷居はなかったが、鴨居が無目と一体となって残されていたことからその存在が判明した。戸袋についても、鴨居の樋端が欠けている部分が「一」通り「カ」～「ヨ」間に見つかったのでその位置が確かめられた。「カの一」の位置に柱を、また「カ」～「ヨ」間の壁に存在を確かめられなかつたことから平面図、立面図に示すような戸袋になった。



図-11 薄鴨居を取り除いた状態

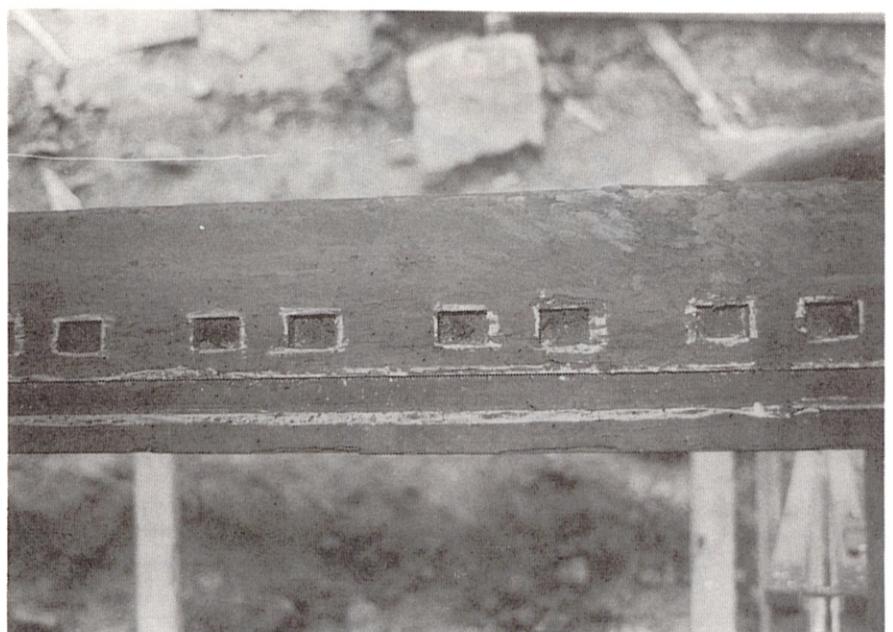


図-12 欄間敷居を取り除いた状態
溝と格子を取りつけた小穴

4) 深い軒先の一部を浅くしたこと。

(図-13, 14, 15)

理 由…化粧垂木を茅負いで受け、桔木でもって支える工法は他の武家屋敷に類例を見ないので、果たして創建当時のものだろうかという疑問が調査を始めるころからつきまとっていた。そして、「カ」～「ヨ」間の軒先だけは化粧垂木が短く、それに木負が架かり、野垂木が木負を支点に他と同じ長さまで伸びており、一様でないこの形式も疑問を更に深めることになった。

まず屋根瓦・葺土・竹小舞野地をはぎ取り、小屋組が見渡せる状況をつくり調査に入った。

野垂木は古く、それに比して化粧垂木は新しいことが認められたが、いずれも和釘で固定されていた。「ル」通り、または「ヲ」通り（増築の境界）の前後の垂木はそれほど違いはないこともわかった。ただし短い化粧垂木部分の化粧垂木、木負、小舞、天井板などは他の部分よりは古い印象を受けた。これらの垂木の新旧は改修したことを物語るものであり、特徴となった深い軒出は、やはり当初からのものと考えられる。短く古い化粧垂木がなぜ残されているのかについてはけら

ばの納りのため、材として丈夫であるためなどのことが考えられるが理由は、はっきりしない。

深い軒出は床高、軒高にその大きな要因があろう。床が高いため軒高が高くなる。そうすると西側に大きく開いた開口部は自然環境に直接さらされることになることから、いきおい軒の出を深くせざるを得なかつたのではないかと考えられる。短い部分はちょうど戸袋部分と重なっていて長くする必要のないところであり、復原にあたっては短い化粧垂木の出に倣った。

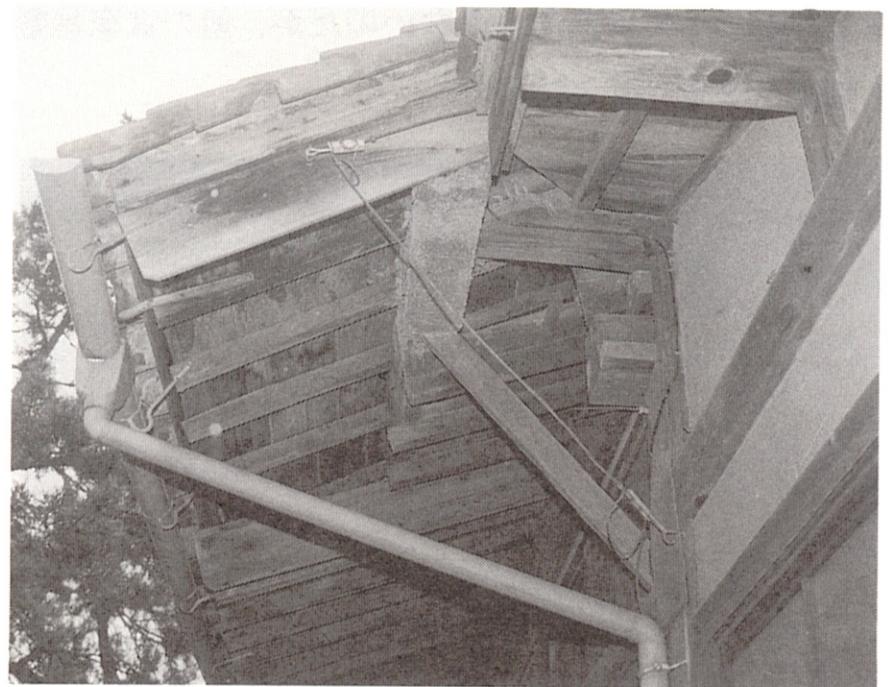


図-14 写真中央の垂木3本が短かく その上に木負がかかっている。

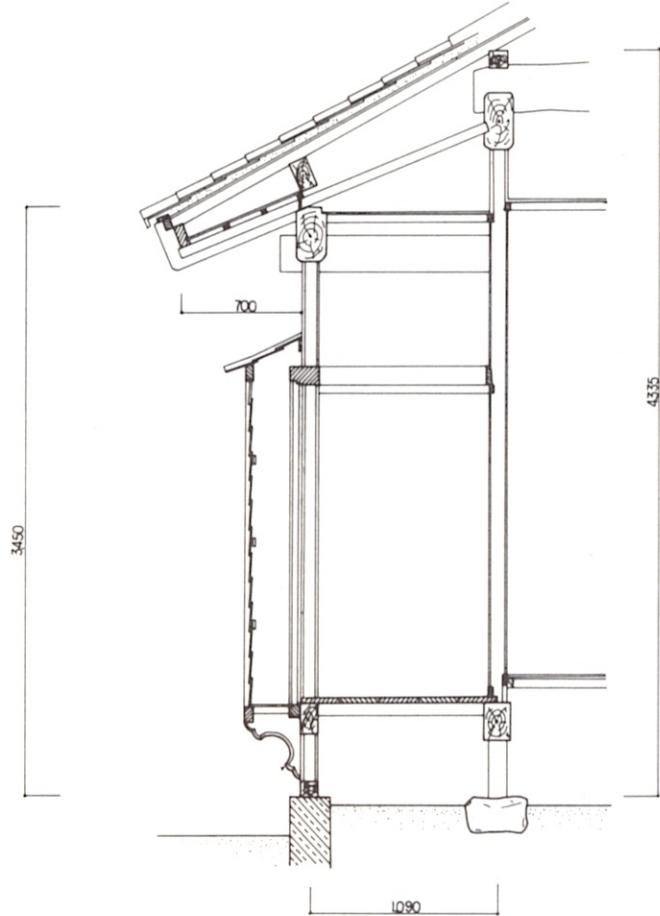


図-13 復原：断面詳細図

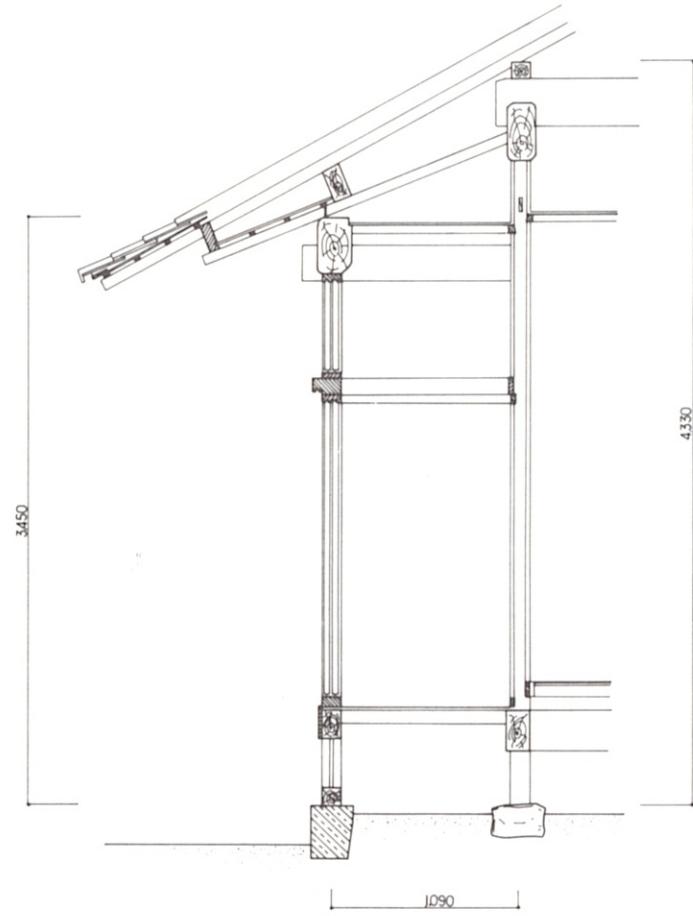


図-15 修理前：断面詳細図

5) 土間上につし二階を復原。(図-16, 17)

理由…「ニ」通り「二～六」間の指鴨居に根太が取り付いていた痕跡を認めたので床を復原。「ニの六」の柱に小梁の跡も見つけることができ、部屋の広さが確かめられた。

開口は西面の柱に敷居、鴨居の痕跡を見つけ、またこの柱の外面には雨戸の一筋の敷居、鴨居の跡らしきものが残されていたので、鏡板のない戸袋と障子と雨戸を復原した。北面の武者窓については、柱がすべて新しく変わっておりわからないのだが、他の武家屋敷の類例を参考にして設けた。

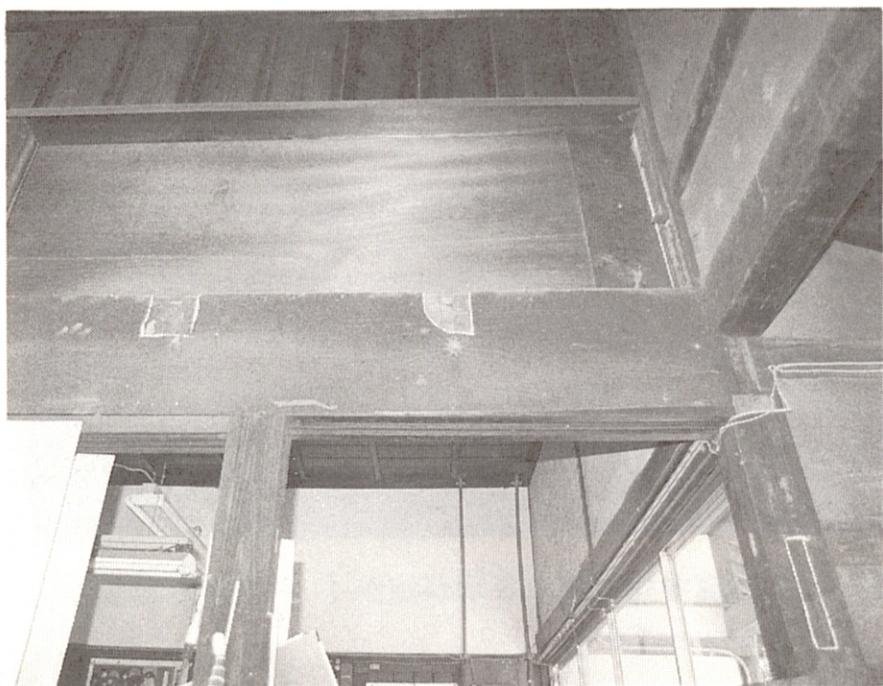


図-16 指鴨居に根太の痕跡がのこる



図-17 中央の柱に敷居を取りつけた跡がのこっている。

6) 玄関・次の間を畳座敷に復原。

理由…現況では二間とも座敷の高さより300%低く、板貼りであった。これを和室として復原する根拠としたのは、残されている内法材、指鴨居、薄鴨居に樋についてあることから、建具の存在を示していること、また竿擦天井の存在など和室を構成する条件が揃っているためである。

7) 座敷と納戸のあいだに中廊下、戸棚を復原。

(図-18, 19)

理由…現況の半間×二間の間取りでは復原で設けた2つの壁ではなく、出入口あるいは一部屋(納戸)として仕切られていた。「リの七」の柱は内法高さで切られており、その断面が見えていた。であるからこの間取りを決める手掛かりは残る5本の柱の痕跡からその情報を読み取ることであった。「ルの七」の柱は中敷居の跡があり、2段になっていた。「リの六」「ルの六」の柱はそれぞれ仕上げた面を見せており、また敷居、鴨居の樋の形状は襖の存在を裏付けること、更にこれと隣り合う「六のト」～「リ」間、「七のト」～「リ」間の建具も同様にして柱の情報から復原することとした。



図-18 内法高で切られた柱

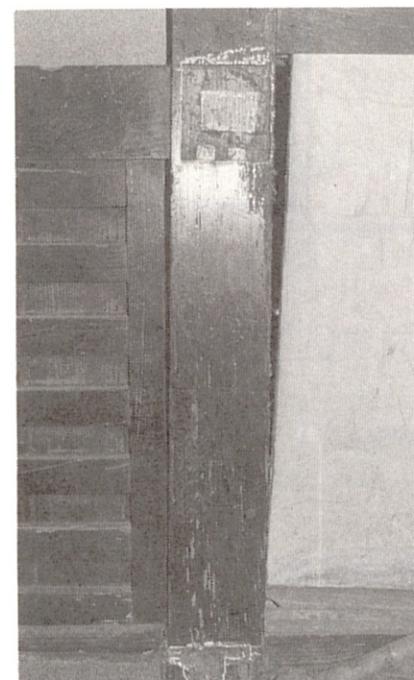


図-19

中敷居の跡がのこる柱

8) 土間から次ノ間への上框に建具はなかった。

(図-20)

理 由…現況では敷居、指鴨居にそれぞれ2本樋がついており、建具の存在を窺わせた。ところが厚さ60%の敷居は下の框と色ツヤが異なること、また指鴨居の樋は両端の柱面で止まっており、これはあきらかに後から樋をついたことを示すことから、この上框には建具はなかったと判断した。

次ノ間床下の水害によって堆積した砂を取り除いたところ炭のかけらや粉の層が広範囲に現われた。これは炭を貯蔵した跡と見られ、次ノ間の用途を探る資料となる。

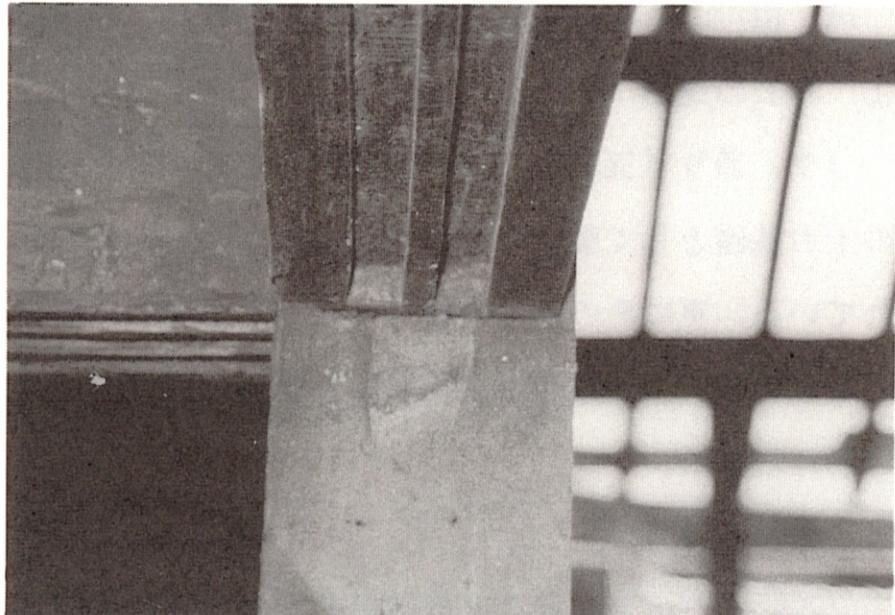


図-20 後から溝をつけた指鴨居

9) 土間部分に中仕切、式台、武者窓を復原。

(図-21)

理 由…現況では「一」～「十二」間まで一部屋としコンクリートが貼られ、役場時代にでも貼られたであろう天井や壁面の高窓が残っていた。しかし、この北壁面の柱はほとんど新しく取り替えられており、当初の情報は何ひとつなく、わずかに南面に古い材が使われており、手掛けりとなる痕跡が残されていた。

中仕切は「ニの六」の柱には鴨居の跡が残されており、位置を確認することができた。

「二」通りの「二」～「六」間に上框は存在していなかったが、柱の面にその痕跡が残されており復原できた。式台はその痕跡がはっきりしなかったが昇降するには必要であり他の類例を参考にして復原した。武者窓はその位置、大きさ、高さを知る手掛けりはない

ものの他の阿部家、宗岡家を参考にして設置した。

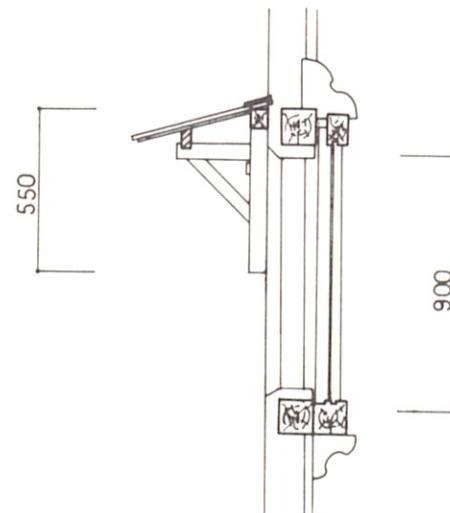


図-21 武者窓：
断面詳細図

10) つしニ階にすり上げ板戸付窓があったこと。

(図-22)

理 由…内部からは壁の中に敷居・鴨居が見えており、あきらかに開口の存在を示していること、更に敷居・鴨居に二本樋が確認できることから引違ひ建具が存在したと考えられる。また外壁を取り除いたところ開口両端柱に和釘が残っており、庇の板掛りあるいは垂木掛りが存在したと考えられる。

この開口部で他と異なっているところは両端柱に内面に溝のある見切縁が柱に平行に取り付いていること、また鴨居の中心に釘状の金物が突出していることである。これらのことから上下に動く建具の存在を示すものと判断し、すり上げ板戸を復原した。



図-22 写真中央、見切縁が取りつけられていた

11) 東側下屋は主屋根と縁を切り、間取りは変更しなかったこと。(図-23)

理 由…この部分の調査で重要箇所は「十二」通りの部材に残る痕跡あるいは礎石の存在である。それにより平面、立面、屋根形状が推定できる。

礎石については現平面の周囲にその存在が確認できなかったので広さについては変更しなかった。

柱の痕跡は「イの十二」「ニの十二」「トの十二」の3本の主柱に残っているが、中でも「トの十二」の柱は全長にわたり腐れがひどく、荷重を支える役目を果たさず、添柱がその代りをしている状況であったため、その柱からの情報は読み取れなかった。「イの十二」「ニの十二」の柱は「トの十二」ほどひどくないにしても黒くススけており、当初のものなのか後の改造成的のもののか判別できなかった。しかし「十二」通りに「イ」～「ニ」間、「ニ」～「ト」間に架かる指鴨居の上端に長さの異なる小屋束が3本立っていた。抜いてみたところ合せ面からきれいな木肌が現われた。これは創建当時からあったものと推定できる。そうすると、この「十二」通り面に対して母屋が直交してかかっていることになり、屋根形状としては切妻屋根がこの「十二」通りの壁面に取り付いていたのではないか。しかし復原するにあたっては他の部分に不明な点が多いことから、既存の形状を変えずに修理することにした。

土間の調査では「十一」～「十四」、「イ」～「ニ」間は板状の石が敷かれており、その石は「十二」通りの間仕切で切れるのではなく、同レベルでつながっていた。これはある時期には間仕切らないで一部屋として使っていたとも考えられる。

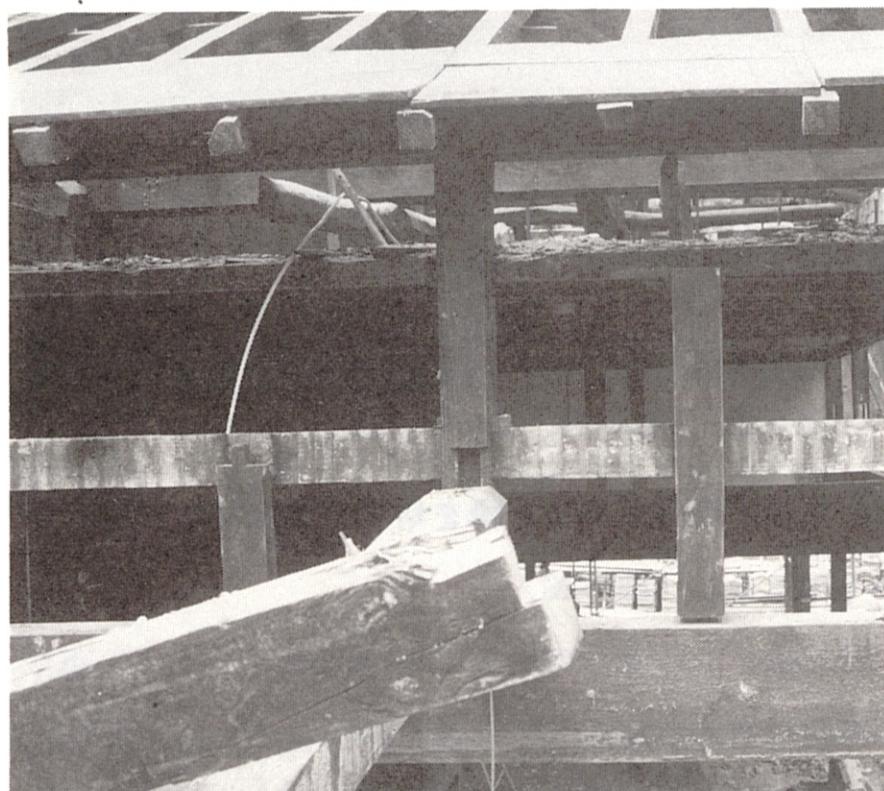


図-23 指鴨居上端にのこる小屋束

12) 土塀の復原

理由…これは古い写真にも残されており、また古者の話などを参考に復原した。高さは「一のト」の柱に棟木の取り付いた跡があり、正確なものになった。門は塀より若干高く納めるのが普通であり、他家の門を参考にした。

建物の全周囲を取囲むように土塀をめぐらすこと計画したが、南側の広場をオープンにしておけば、ガイダンスや地域のためにと活用が可能であるとの意見を取り入れて、西南の角を大きく開けることにした。

瓦は古い瓦がないので特注することにした。

13) 座敷奥ノ間は増築されたこと。（図-24）

理由

① 布石の遺構

「ヲ」通り「五」～「六」間に明らかに切石を建物の土台基礎として敷いたと思われる布石の一部が残されている。更にその通りの端「ルの一」の布石に継手の跡があり、当初は布石が連続して妻壁を受けていたと考えられる。

② 番付の不整合

「ル」通り「ヲ」通りには連続した創建時の番付が確認できたが、増築部分の大引、足固め材の仕口付近にはこれらとは別の若い番付が打ってあった。ただ一つおもしろいことは「ヨ」通りの貫に、「ル」通りの「十」～「十二」間からつながるような番付が打ってあったことだ。これは増築のとき「ヲ」～「ヨ」間の床の間、脇床をそっくり移したことによるものと考えられる。

③ 不自然な小屋組

始めから組むとすればこんな組み方はしないであろうと思われる小屋組である。それは「ル」通りの小屋梁に小屋束が集中し、ここで母屋の間隔の調整を行っていること。次に「ニ」～「ヲ」通り「四」～「六」間に中途半端な小屋梁が架かっている。以上のことから、座敷奥ノ間は増築されたといえる。



図-24 増築前の状態をのこす布石と土台

3. 現状変更

前項でのべたように今回の修理工事にともなう調査で、武家住宅の特徴をよく残していることがあきらかになったので、次の諸点について現状を変更し、創建当初あるいは増築時の様式に修理した。

- ① 南側に取付いていた便所を解体撤去した。
- ② 現状の玄関を解体し、間中入った通りに大戸口を復原する。
- ③ 武家住宅の玄関として式台、舞良戸を復原する。
- ④ 正面、縁側硝子戸を雨戸・戸袋・格子付欄間に改める。
- ⑤ 土間上に、つし二階を復原する。
- ⑥ 土間部分に中仕切、式台、武者窓を復原する。
- ⑦ 現状の事務室を座敷（玄関・中ノ間）に復原する。
- ⑧ つし二階南側壁面に出格子、すり上げ板戸を復原する。
- ⑨ 敷地周囲に土塀をめぐらし、門を設け、さらに庭園を復原する。
- ⑩ 主屋とは別棟で便所を設ける。

4. 番付調査

建物の解体が進む段階で柱や貫に古い番付が書かれていることがわかつてきた。しかもこれには二系統があり、一つは現在の建物が建てられた当初のもの、一つは座敷を拡張したときのものにわけられた。

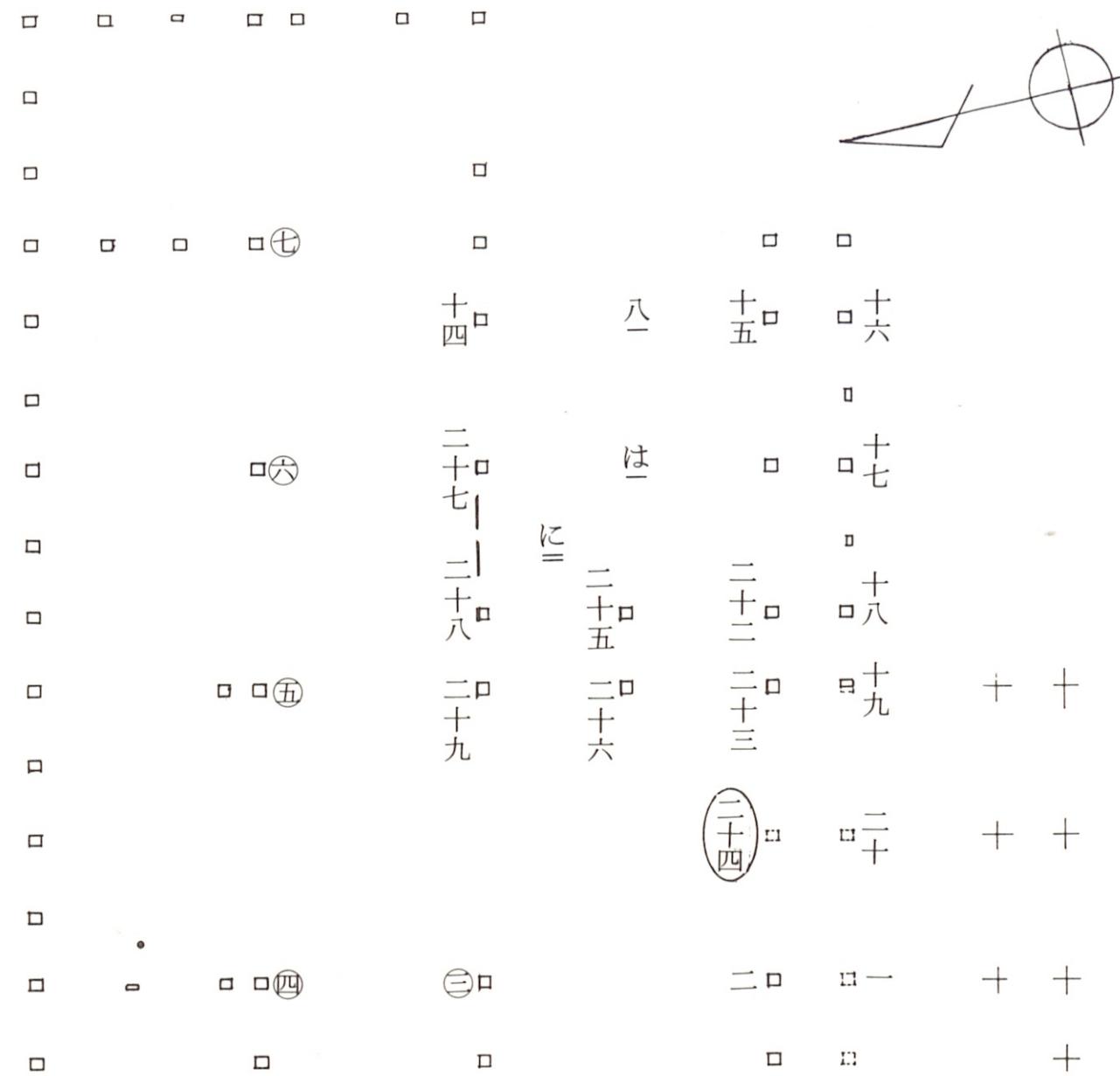
先ず当初の番付（一～二十）は右（南西隅）を起点に上方へ右廻りに番号をつけてゆく手法がとられている。これは「一」から「七」までと「十四」から「二十」まで番号をたどることでわかつた。内部に続く「二十一」から「二十九」までは右廻りと異なる手法がとられている。なお「八」から「十三」までは調査したが確認できなかった。

また、ひらがなの併用が数か所認められるが、これは根太の位置を示すと考えられる。

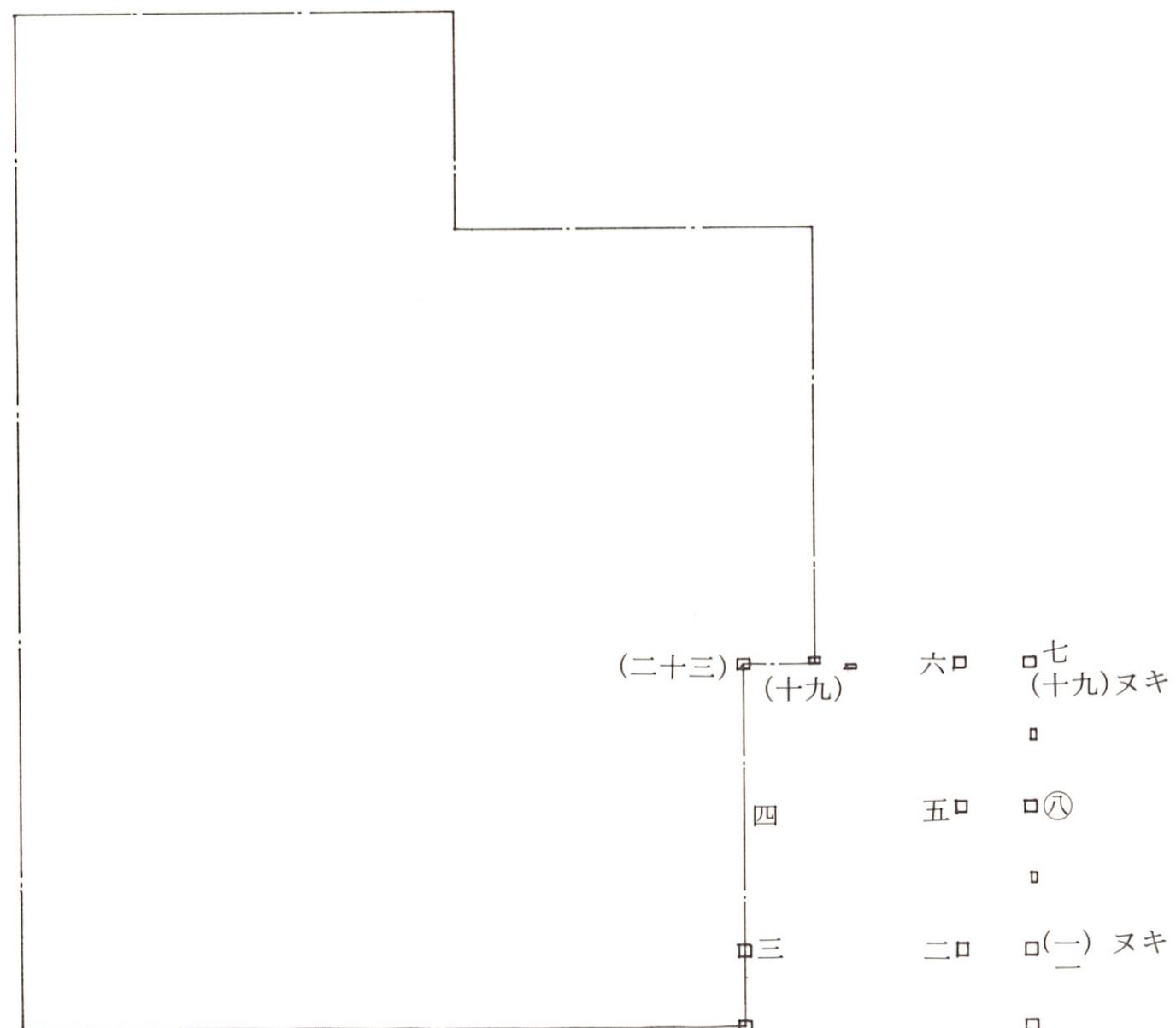
次に増築の手がかりとなる番付は当初番付と異なる番号が独立して存在している部分である。これは「一」から「七」までをたどることができた。ただし、「四」の次の「五」が右に廻るのは、「四」の奥の柱が当初のまま使用されたので新番号は不要になるためである。

上記の調査結果をもとに次のように当初柱番付図を作成した。「三」から「六」までと「二十一」と「二十四」は残されていた番付をもとに推定したものである。「八」から「十三」は北側柱通りか、あるいは東側の勝手部分かと思われるが確認はできていない。

増築時柱番付図も同様に調査結果を示すもので「八」は推定番付である。番付一覧表にも載せてあるが増築時に付けられた「七」は当初番付の「十九」が移動したものであること、同じく「八」は当初番付の「二十」が移動したものであること、更に貫に「十九」と「一」の番号が読み取れたことなどから南側通りの柱列は転用された部材であると考えられ、後に増築したことを行ふるものである。



当初柱番付



付番柱時築増數座

図-25 番付図

○印の番付は推定

当初番付一覧表

番号	記入番付	記入部材名	摘要
一	壱	足固め	
二	二	"	
三			推定
四			"
五			"
六			"
七	七		
八～十三			不明
十四	十四	足固め	
十五	拾五	"	
十六	拾六	柱足元	
十七	十七	"	
十八	十八	"	
十九	十九	"	
二十	二十	大引	
二十一			推定
二十二	升二	足固め	
二十三	升三	壁貫	
二十四			推定
二十五	升五	大引	
二十六	升六	柱足元	
二十七	升七	足固め	
二十八	升八	"	
二十九	升九	"	

座敷増築時番付一覧表

番号	記入番付	記入部材名	摘要
一	壱	壁貫	当初番付 壱
二	二	足固め	
三	三	"	
四	四	大引	
五	五	"	
六	六	柱足元	
七	七	"	当初番付 十九
八	八	"	当初番付 二十

表-1 番付一覧表

5. 発掘調査

1) 敷地内調査

河島家の現在の敷地になっている南側の空き地で約80m²の調査を実施した。大森の町並みは寛政12年(1800)の大火でその大半を消失しているが、発掘調査により大火以前の建物跡や、大森町役場時代の建物跡が検出されることが予想された。調査は平成3年1月から2月までの内約1ヶ月を要し、3月には出土した陶磁器を中心とした調査指導会をおこなった。

遺構

調査の結果、表土除去後Ⅲ区で石列・側溝・便所を検出した。石列は部分的なものだが、北側のものは南北方向に長さ約1m、南側のものは南北方向に長さ約1.6mを測り、いずれも石列の南側が直線になるよう置かれている。石材はすべて地元産の角礫凝灰岩を平坦に粗く加工したもので一辺が20~40cmの方形のも

のが多い。側溝は検出した範囲で東西方向に長さ約5.7m、幅約20cmを測るものである。この側溝に使用されている石材はいずれも角礫凝灰岩であるが側溝の底はモルタルで固められている。便所と思われる遺構は中央に便槽として石見焼きの大甕である「はんど」が置かれ、その周囲を固めたものである。

Ⅲ区では表土除去後、遺構を検出したがⅠ区とⅡ区では明確な遺構を検出しなかったので、下層の遺構の確認をおこなった。調査をすすめる中で直接遺構面にはのらないが、原位置と思われる掘り炬燵を検出している。これは角礫凝灰岩を加工した長方形のもので、長辺が約120cm、短辺が約90cm、厚さ約21cm、深さ(彫り込み)約12cmを測るものである。

表土から約50cm下で遺構面を検出している。この面での遺構としては井戸跡・石組の炉状遺構・石組の柱穴状遺構・石列などがある。井戸跡は石組を伴わなく円形に掘られたもので直径約90cmで、深さは1m以上

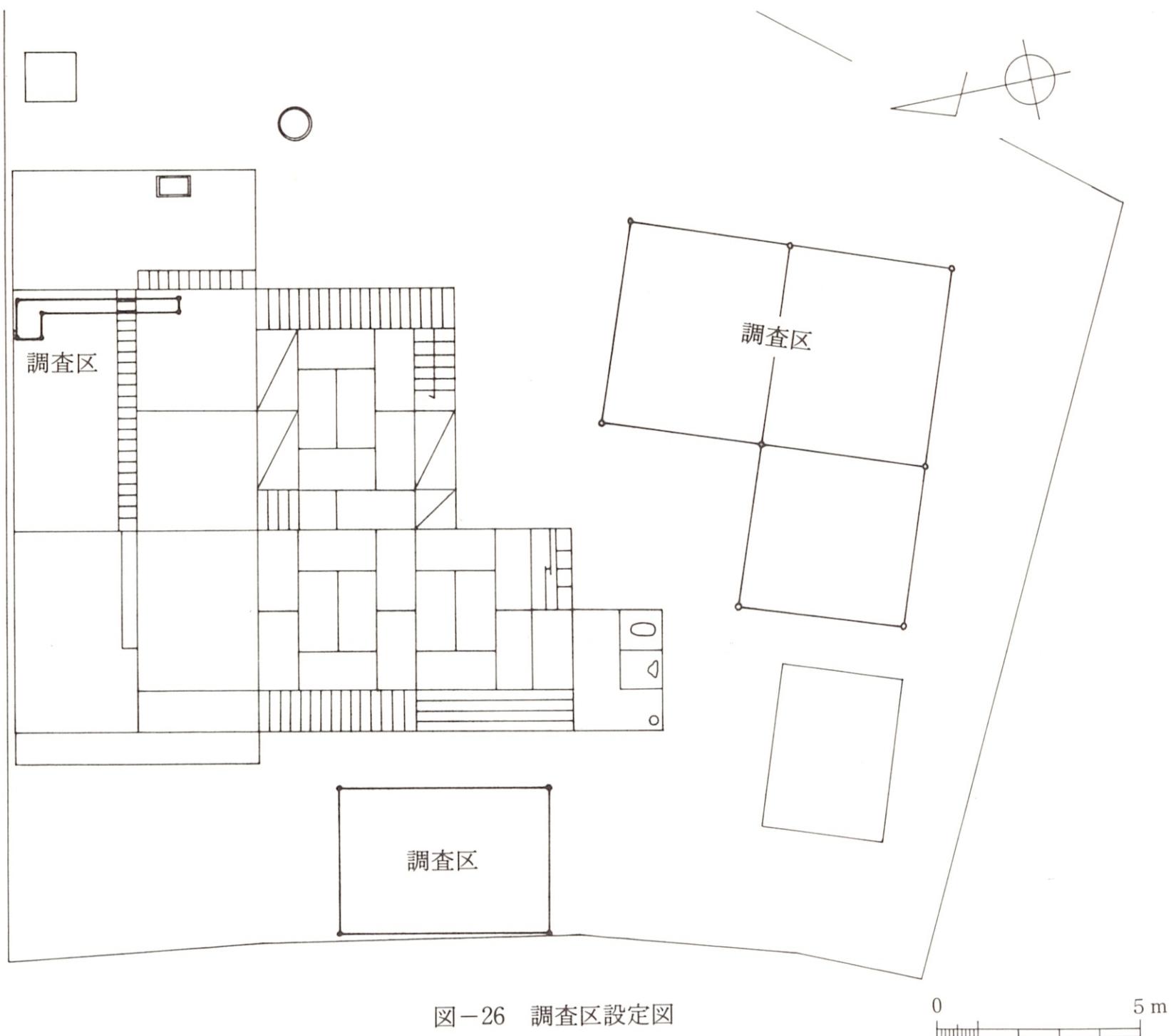


図-26 調査区設定図

を測る。底からは水が常に湧出している状態であり、また壁面も固く締まっていたことから井戸跡の可能性が高いが、現在の大森町内に現存する井戸はいずれも石組であることに注意して置く必要がある。石組の炉状遺構は20~30cm大の石を用い、3~4段に積んで円形にしたもので、内径で約40cm、深さ約30cmを測る。この中からは炭化物がかなり出土したことから、火を使用したものと考えることができる。石組の柱穴状遺構は20cm前後の細長い石を楕円形に積んだもので、内径は20~30cm、深さは60cm以上ある。石列は10~30cm程度の石を並べたもので、南北方向に長さ約1.3m、東西方向に長さ約2.0mを測るものである。

遺構面の整地層を観察すると、かなり大規模な礫や鉱滓を入れた砂礫層で築成されており、一部黄褐色粘土がはいっている。調査区内の南壁の土層を観察すると、この整地層の下は暗褐色砂礫層と炭化物や小礫を含む黄褐色粘土層が互層状に堆積しており、かなり丁寧に整地されたことが窺える。暗褐色砂礫層はすべて固く締まるという状態であり、また陶磁器等の包含層であった。これらの土層の堆積についてはトレーンチで観察したが、土層によっては上面が平坦に固く整地されたものもあり、遺構面になる可能性もある。

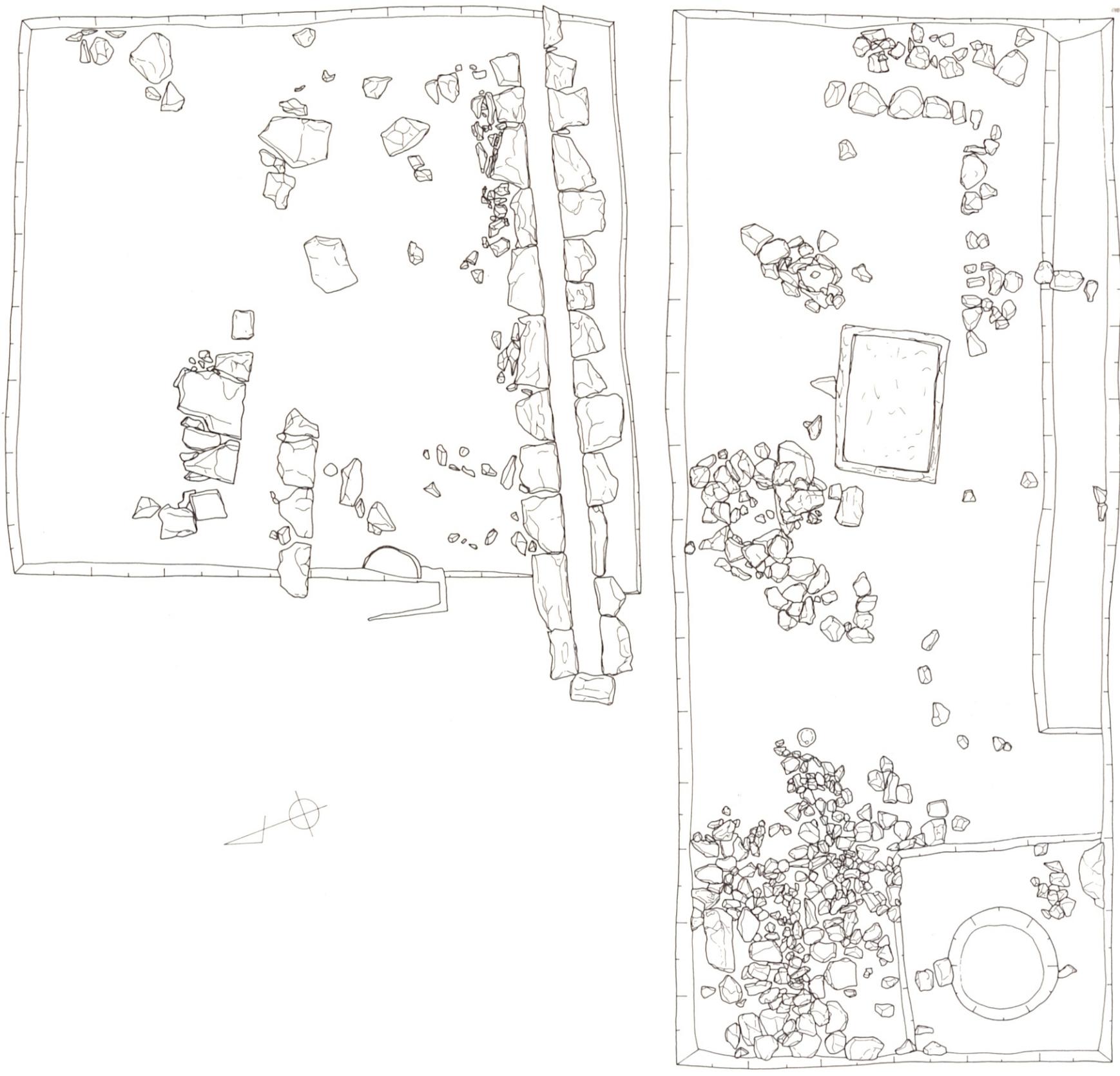


図-27 遺構配置図



図-28 遺構実測図

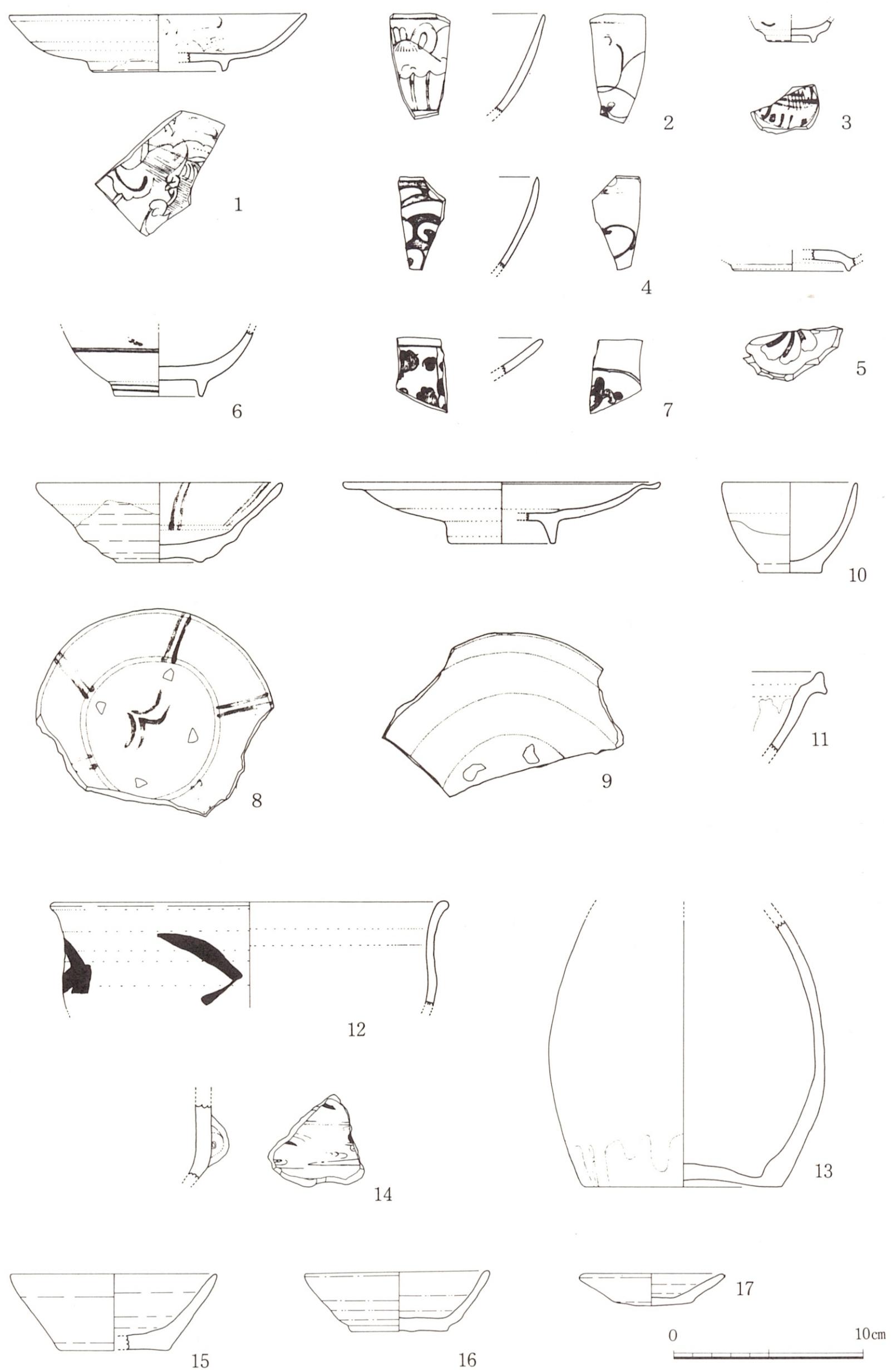


図-29 出土陶磁器実測図

遺物

出土遺物は陶磁器がほとんどだが、他に釘などの鉄製品や古銭が出土している。これらの遺物はすべての層から出土しており、年代は16世紀後半から近現代までの幅がある。ここでは出土した陶磁器のうち16世紀後半から幕末に至るまでのものを中心に報告をおこなう。

出土した陶磁器は遺構に伴うものと整地のために運ばれてきたものに分けられる。遺構に伴うものは井戸跡・石組の炉状遺構から出土したもの、井戸周辺の整地層から出土したものがある。井戸跡からは唐津系の叩き成形の擂鉢の破片が1点出土しており、1590～1610年代のものと思われる。石組の炉状遺構の中からは1620～1640年代と思われる肥前の染付碗が1点出土している。井戸周辺の整地層からは、比較的完形に近い陶磁器が何点か出土しており、唐津・唐津系陶器やカワラケなどがある。整地のために運ばれてきた陶磁器は坑道を掘った際に出る礫(ズリ)や鉱滓(カラミ)などから成る整地層に含まれるもので、銀山の坑道の周辺から運ばれてきたものである。これらの陶磁器は全体に古い様相を示すものが多く、16C後半～17C初頭と思われる明代の染付、16C末～1630年代と思われる唐津・唐津系陶器などが中心である。整地層からの出土陶磁器については、石見銀山の最盛期といわれる慶長～寛永期（1590～1630年代）のものが多いことがこれまでの調査成果から明らかにされている。図-29は出土陶磁器の主なものである。1～5は遺構面の整地層から出土した中国磁器である。1は福建・広東系の龍文の染付皿で16C末～17C初頭のもの、2は福建・広東系の染付碗で外面に唐草文、内面に蓮文を施したもので16C末～17C初頭のもの、3は景德鎮窯系の染付小杯で16C後半のもの、4は福建・広東系の染付碗で外面に唐草文を施した16C末～17C初頭のもの、5は景德鎮窯系の染付碗でマン頭心で見込花文を施したもので16C後半のものである。6・7は肥前の磁器で、6は石組の炉状遺構の底から出土した染付碗で、1620～1640年代と思われるものである。7は梅樹文を

施した染付皿で、18C後半のものである。8～13は遺構面の整地層から出土した唐津・唐津系陶器である。8は鉄絵皿で、1590～1610年代のもので胎土目積である。9は灰釉溝縁皿で、高台部まで施釉したもので、1600～1630年代のもの、10は灰釉の小杯で1590～1630年代のもの、11は鉄釉の擂鉢の口縁で、1590～1630年代のもの、12は鉄絵の片口鉢で1590～1610年代のもの、13は叩き成形の鉄釉の瓶で1590～1630年代のものである。14は志野焼の鉄絵の足付皿で16C末～17C初頭のものである。15～17はカワラケでいずれもロクロ成形で、切離しは回転糸切り、調整は回転なのである。色調は淡橙色を呈し、15と17については内外面に一部ススが付着していることから、灯明皿として使用されたと考えられる。

小結

検出した井戸跡・石組の炉状遺構・石組の柱穴状遺構・石列については、出土した陶磁器等から明らかに寛政の大火以前と思われるものである。これらは河島家に隣接して建築された住宅の遺構と考えられ、その構築年代については、整地層から出土した陶磁器から17C初頭まで遡る可能性がある。大森の町並みの形成については2代目の奉行である竹村丹後守の時代に大森御役所が現在の位置に移った寛永年間以降と考えられており、これらの遺構や遺物はそれ以前にある程度の町が形成されていたか、あるいは「大久保長安書状」（『吉岡家文書』）にみえる「大森普請事」を考える糸口になりそうである。

出土した陶磁器については、これまでの石見銀山遺跡における出土陶磁器の数量のあり方とおおきな差異はみられない。今回の調査の出土陶磁器の割合は以下のとおりである

出土陶磁器総数	172点
中国	22 (12.7%)
唐津・唐津系	64 (37.2%)
肥前・肥前系	17 (9.9%)
備前	1 (0.6%)
志野	1 (0.6%)
その他の陶器	41 (23.8%)
その他の磁器	9 (5.3%)
カワラケ	17 (9.9%)

今回の調査は現在残る町並みの中での初めての調査であったが、調査結果として多くのことを示したといえる。町並みの形成・発展を探るために今後も調査の継続が必要である。

*出土陶磁器については大橋康二氏（佐賀県立九州陶磁文化館）から多くの御教示を頂いた。記して謝意を表わす次第である。

2) 庭の痕跡調査

河島家の庭は庭石・築山等が失われているため、その痕跡を確認するための調査を平成3年8月におこなった。調査は6m×3mの調査区を設定し、表土から深さ約10cmのところでピット4、土塙1、飛び石2を確認した。調査区のほぼ中央で検出したピットは楕円形や方形に近いもので、北側の3つはいずれも深さ10cm前後で、掘り方も明確に検出された。これらの4つのピットについては庭石・飛石の抜き取りの可能性がある。

調査区の西側で検出した土塙は、攪乱土で埋められており、この攪乱土の範囲は更に北側に広がっていることが確認された。調査区の西側に広がるこの範囲は植木の抜き取りと考えられる。

調査区の南側ではこれまで検出されていなかった側溝を確認した。側溝は幅約20cmで市道側に延びているが、市道側の約2mはすでに石が抜き取られており、検出することはできなかった。

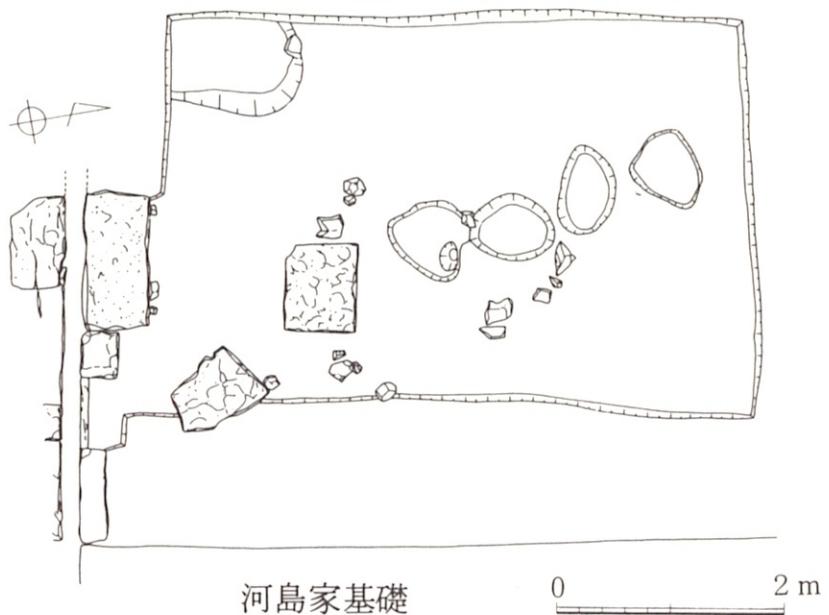


図-30 庭痕跡調査・遺構実測図

庭の構築については、礫をいくつか入れながら整地されており、表面は黄褐色粘土でつき固められている。また整地については、銀山から運ばれたズリ・カラミなどが部分的に入っている。この整地層から近世から現代に至るまでの陶磁器が出土している。

3) 土間の調査

河島家内の土間で、カマドの位置や「叩き」の構築状況の確認のために2本のトレンチを設定し調査をおこなった。第1トレンチは幅60cmのトレンチで、土間の北東隅に設定した。調査の結果、北側の壁に面してコの字形に置かれた方形の石を検出したが、これがカマドの基底部になると考えられる。石で囲まれた内部の土層は攪乱層で、焼土・炭化物・瓦・陶磁器片を含んでいる。石で囲まれた外側は粘土層に変わり、石に近い部分はよく焼けており赤色を呈していた。また攪乱層の下は暗褐色土で表面は固く締まり、この表面に石がのっていた。カマドの築成は粘土が主で、その中に瓦片などを入れるといわれており、攪乱層から出土した瓦片はこれを裏付けるものと思われる。第2トレンチは幅30cmでトレンチで土間の東側に、南北方向に設定した。板間の下の部分の土層は上から砂層・木炭の層・暗褐色土層となっており、砂層は昭和18年の水害の時に堆積したものと考えられる。木炭の層は板間から南に向かって広がっており、大森町に残る他の例から、板間の下が木炭置場として使用されていたものと考えられる。三和土は厚さ5cm前後の黄褐色粘土で築成され、炭を若干含んでいることが確認された。

六・資料調査

一 河島家所蔵文書

現在河島家には以下の古文書が所蔵されている。

- a. 河島又右衛門由緒書 宝暦五年(一七五)十一
河島家の四代目の河島又右衛門由緒書。享保五年(一七〇)に父徳兵衛跡を相続し、切米二十五俵二人扶持で銀山役人に下置かれ、その後苑林預り地方手伝役、銀山大森町支配御中間預役、山使役、銀山役人などを歴任したことがわかる。
- b. 河島徳兵衛由緒書 享和二年(一八〇)十二
河島家の五代目河島徳兵衛由緒書。明和五年(一七六)に父又右衛門跡職を相続し、切米三十俵三人扶持で銀山附役人に下置かれ、その後山方掛に就いていることがわかる。
- c. 河島三郎右衛門由緒書 天保十三年(一八四)十二
河島家の六代目の河島三郎右衛門の由緒書。文化五年(一八六)に父徳兵衛跡職を相続し、切米三十俵三人扶持で銀山附役人に下置かれ、その後山方掛、銀山組頭を歴任していることがわかる。
- d. 河島三郎右衛門親類書 弘化三年(一八六)八
河島三郎右衛門が代官森八左衛門宛に出した親類書。これによれば河島家と銀山附役人である田辺家・三宅家と親類関係にあることが窺える。
- e. 河島三郎右衛門遺書 安政三年(一八六)五
河島三郎右衛門が河島準助に宛てた遺書。これは更に親戚である三宅逸太・柳原番兵衛・安井善次郎に渡されている。

二 横・天井・壁の下張文書

河島家内の横・天井・壁の下張に古文書が張られておりこれらについて調査をおこなった。下張りに使用されているものは、江戸時代の文書のほかに明治時代の「島根縣邑智郡祖式村役場」と「石見國第三大區役所」の野紙に書かれた行政文書、明治年間の河島基宛に書かれた書簡、昭和二十年代の新聞などがあつたがこれらについては、江戸時代の文書の上に三〇四枚が重ねて貼られている状態であった。江戸時代のものは明治時代のものに比べて圧倒的に量も多く、骨組みの上に袋状にしたものと四重前後に貼りついている。

古文書の記載されている年代をみると、寛政十二年

(一八〇)～文政九年(一八六)までのものがあり、約二十七年間に記されたものが貼られたようである。これらの史料は河島家六代目になる河島三郎右衛門(幼名は右八郎あるいは右八)の時代の文書であることが窺え、襖や壁の下張りが、河島三郎右衛門の代におけるわれたと考えられる。河島三郎右衛門は天保十三年(一八四)に提出された「由緒書」等によれば、石見國大國村の安井善兵衛の次男として生まれ、河島家の養子として入った人である。文化五年(一八六)に父徳兵衛の跡職を相続し、切米三十俵三人扶持で銀山附役人を申渡され、山方掛から最後は組頭まで歴任している。安政五年(一八五)に没するまで四十年間にわたり代官所役人を勤め、後世河島家歴代の中で「中興の祖」といわれている。古文書は記載された内容から概ね次のように分類される。

- ①銀山関係の行政文書
- ②河島三郎右衛門宛の書簡
- ③河島家・河島三郎右衛門の私的文書
- ④その他

①の銀山関係の行政文書としては、銀山附役人として山方掛の職にあつた時のものである。たとえば文化六年(一八六)の「新横相四ツ留役所入用帳」、文化年間の「本谷諸山切張遣方小前帳」などがある。これらのほかに龍源寺間歩・大久保間歩などの当時「御直山」であつた間歩の入用帳が数点ある。②の書簡は、そのほとんどが私的なものが多いが、その中には、同じ銀山附役人である阿部氏や大賀氏との職務についてのものがあり興味深い。また隠居である父徳兵衛からの手紙も多いことがわかる。③は河島家の入用帳などで河島家に関連するものである。④はその他の雑文書や、和歌を書いたり習字をしたものなどがあり、「方壷丹」という葉の説明書きが何枚かある。

これらの史料の中で河島三郎右衛門が山方掛の職にあつたときの日誌といえる記録の一部と、文政四年(一八二)に大浦湊(今の大田市五十石町)に異国船が漂着した記録があるので紹介することにする。河島三郎右衛門の日誌は、その日の天候、職務の内容や私用のでき事を記したもので、当時の銀山附役人河島三郎右衛門の実態を知ることができる。いずれも断簡や欠損がみられるので判読が可能な部分について記事のみを紹介する。

- ・蔵本山当番
 - ・蔵本山下山
 - ・蔵本山御入用払相済帰宅
 - ・蔵本山当番同山御入用払候付大賀中場安藤罷越ス
其後本谷勘弁切地評議御取候ニ付諸山々を人ツゝ
罷越渡方決着
 - ・銀山休ニ付御役所出勤
 - ・河野氏筈ケ谷銅山御用旨願向有
 - ・御勘定方へ御札罷出但御代官様御宿中ニ付並上下
ニ而
 - ・宮谷々野火燃上り龍昌寺上へ火移り難防軒ニ而早
速其場所へ駆付候口相迄ニ防候得共垣松之内入ニ
火きへふ申夜番付ル
 - ・実父並兄実母仏事御取ニ付彼方へ罷越ス
- (端裏書)
- 「異国人當着候ニ付御届書
扣」
- 異国人當着仕候ニ付御届書
- 大岡源右衛門御代官所石見国邇摩郡
大浦港江去已十二月十六日異國船七人乘
内壹人者船中ニ而相果漂着仕候ニ付吟味
之上江戸表江相伺候處先格之通取斗
長崎江差遣旨御下知相済此度
宿継御譲文を以道中筋御領主之
御賄ニ而罷通異國人無滞今日
參着仕候尤宿継御譲文持參仕候
依之御届申上候以上

大浦湊への異國船漂着については、代官大岡源右衛門の時代のもので、実際に河島三郎右衛門は長崎まで異国人を送り届けたようである。当時の社会情勢として頻繁に異國船が日本の沿岸に近づいているが、今回漂着したのは朝鮮国の船のようである。ここでは異國船漂着について全文があるものに限り以下の2通を紹介する。

然飛を以申進候然者
異国人共長崎送り
御譲文今朝致至来候
御差立方何連來月
三日四日ニ也可相成候右ニ付
何か御談可申儀も有之間
跡取メ方弥門太殿江
御申会早速御帰り可有之候
委細者御面会之上可
申述早々以上

閏正月廿六日

阿部忠太郎
大賀党兵衛

河嶋右八殿

大岡源右衛門支配 手附

平山茂右衛門

同人支配 銀山附役人

河島右八

三) 建物関連

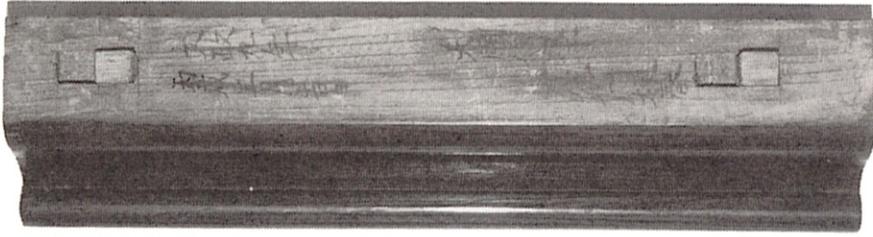


図 31

「文政九年丙戌年大國住大工八百右衛門棟春」
座敷奥ノ間にある違棚の筆返しの裏側に墨書きを解
体中発見した。

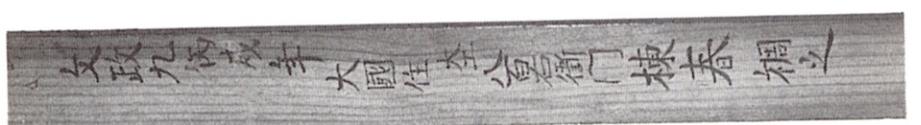


図 32

「文政九年丙戌年大國住大工八百右衛門棟春調之」
同じく違棚のたな受けの裏側に書かれていたもの
で筆返しと同様の内容である。



図 33

「左右友ニ心へ□あり候」

主屋南妻壁を解体したところ脇床の裏側に墨書きしてあつた。



図 34

「大国村口次御作藤田栄蔵」

主屋南妻壁を解体したところ脇床の裏側に墨書きされていた。

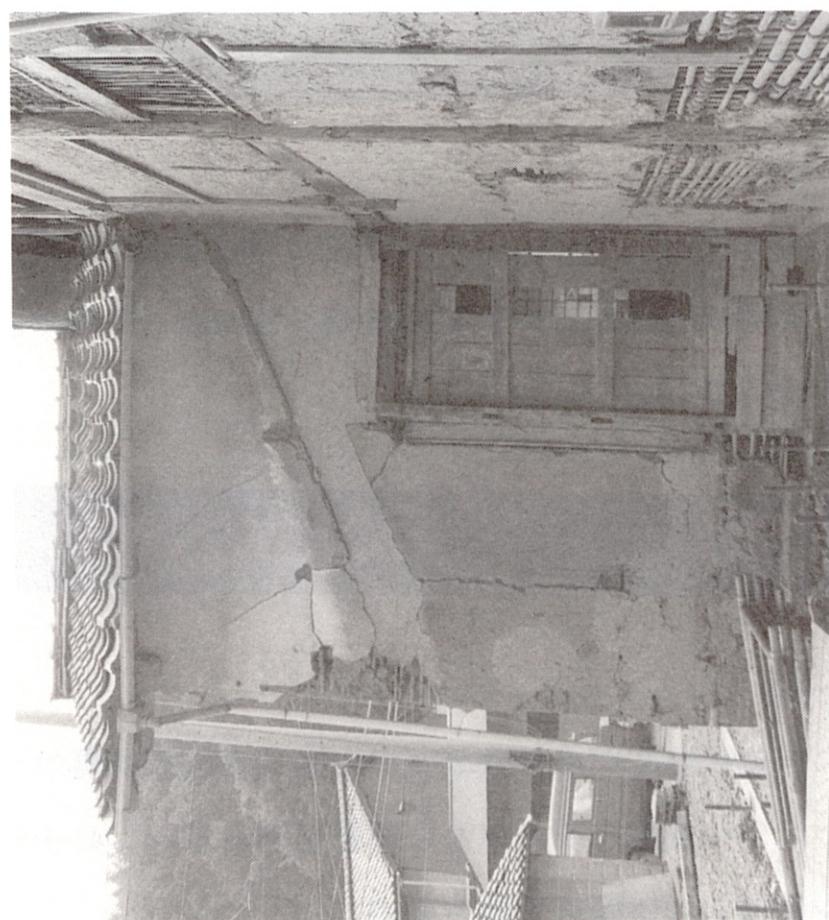


図 35

増築部分の壁を解体中に発見した下屋の跡。壁に屋根の取付き跡がみえる。主屋奥にあつた仏間・納戸蔵へ通じる廊下の屋根であると思われる。



図 36

銀山川の中に残されている石垣。かつて河島家の敷地はこの石垣まであつたもので護岸として作られた石垣である。

図 37

これは河島家配置図である。主屋の南側に「八島既住居」「貸家」と記されているが、八島家は大正十一年の時点ではすでに河島家の北側別地に移っていることが確認されているから、この図面はそれ以前に作製されたと考えられる。図中の実線は鉛筆書きで部屋名は墨書きであった。納戸蔵・仏間は町役場時代は議場に使用されており昭和二十六年に役場が移転したあと解体されたようであるが、川沿いの建物についてはいつ解体されたか不明である。

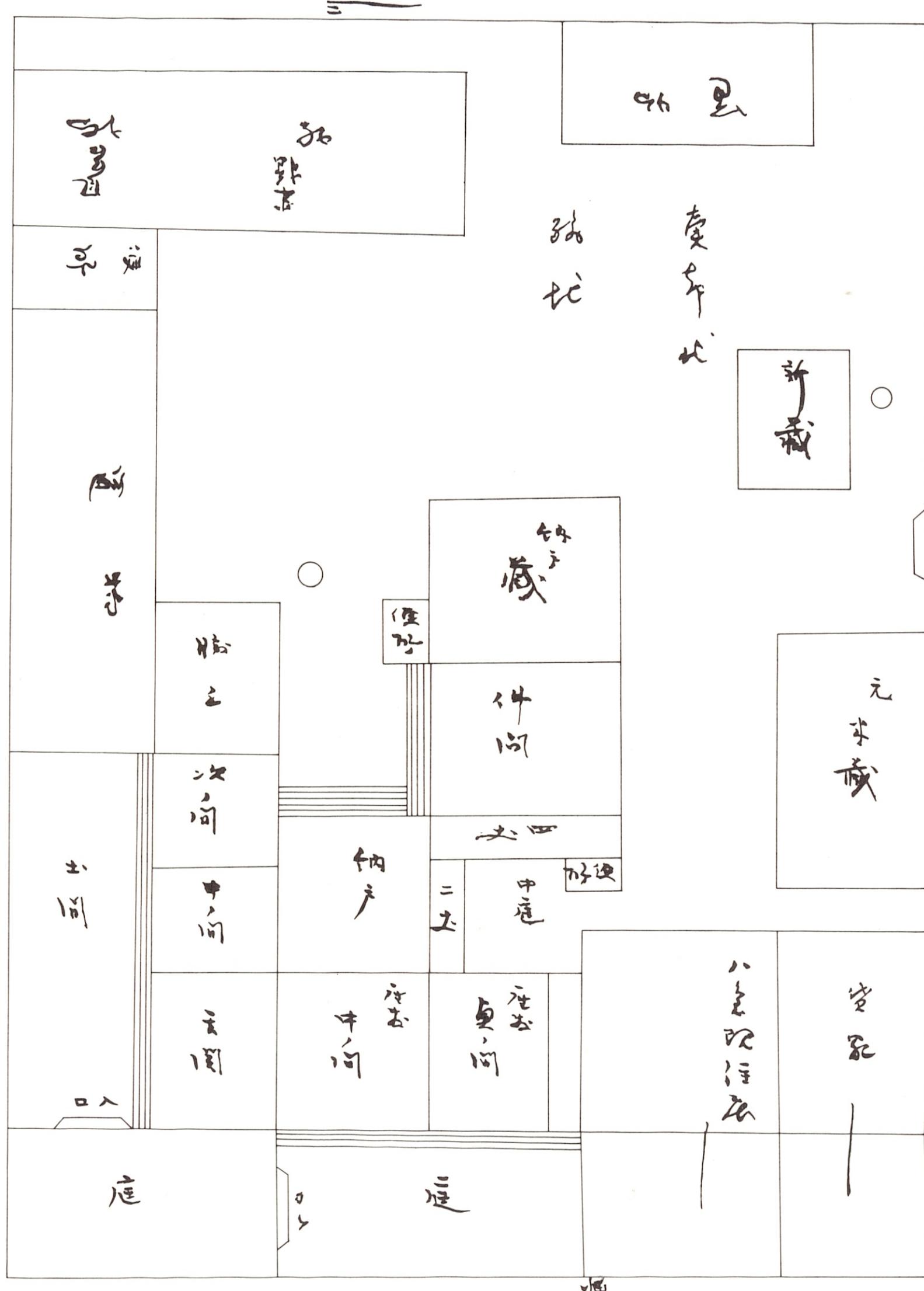


図-37 河島家配置図

写真および図面



1 竣工 正面全景



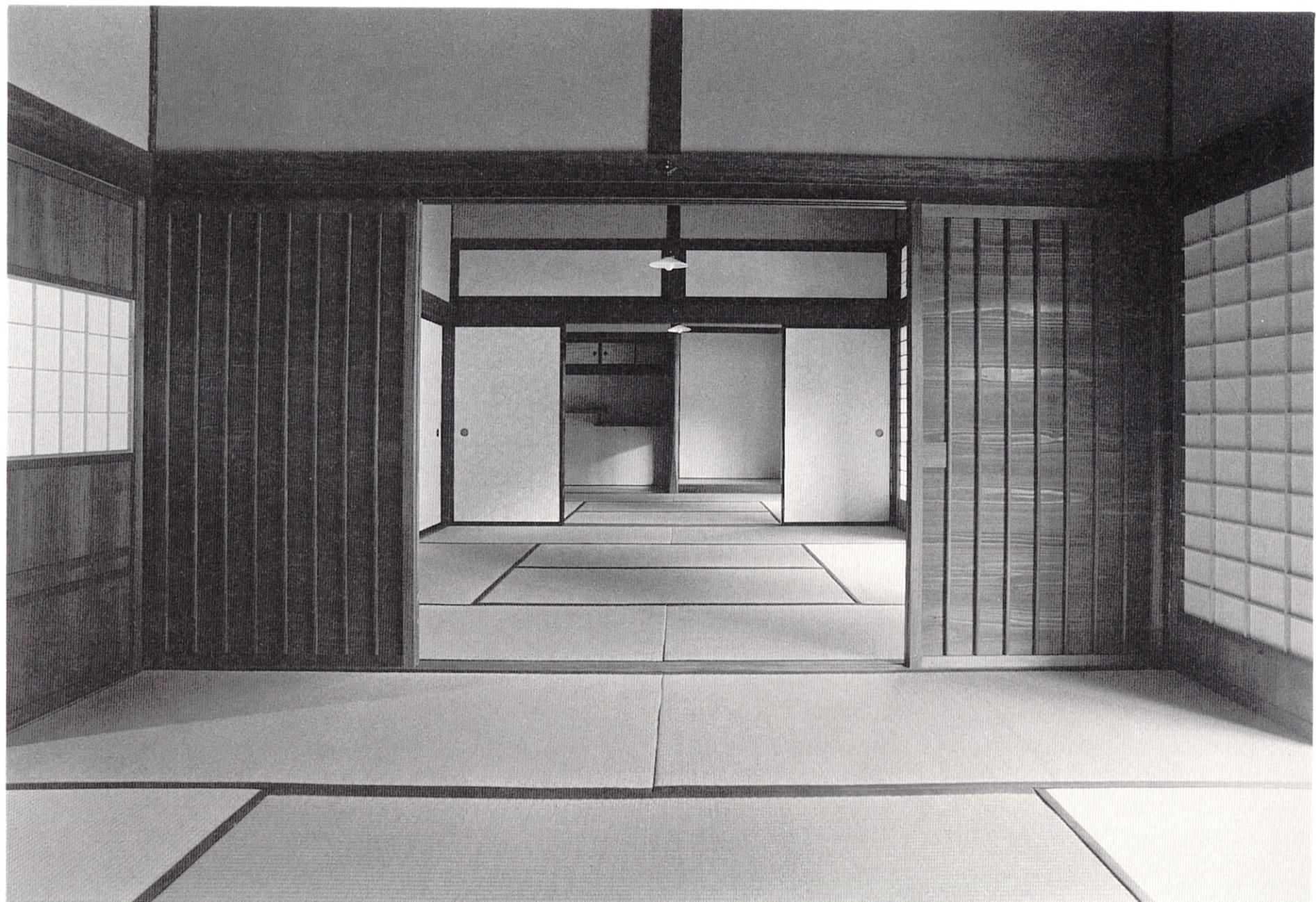
2 竣工 正面玄関・大戸口



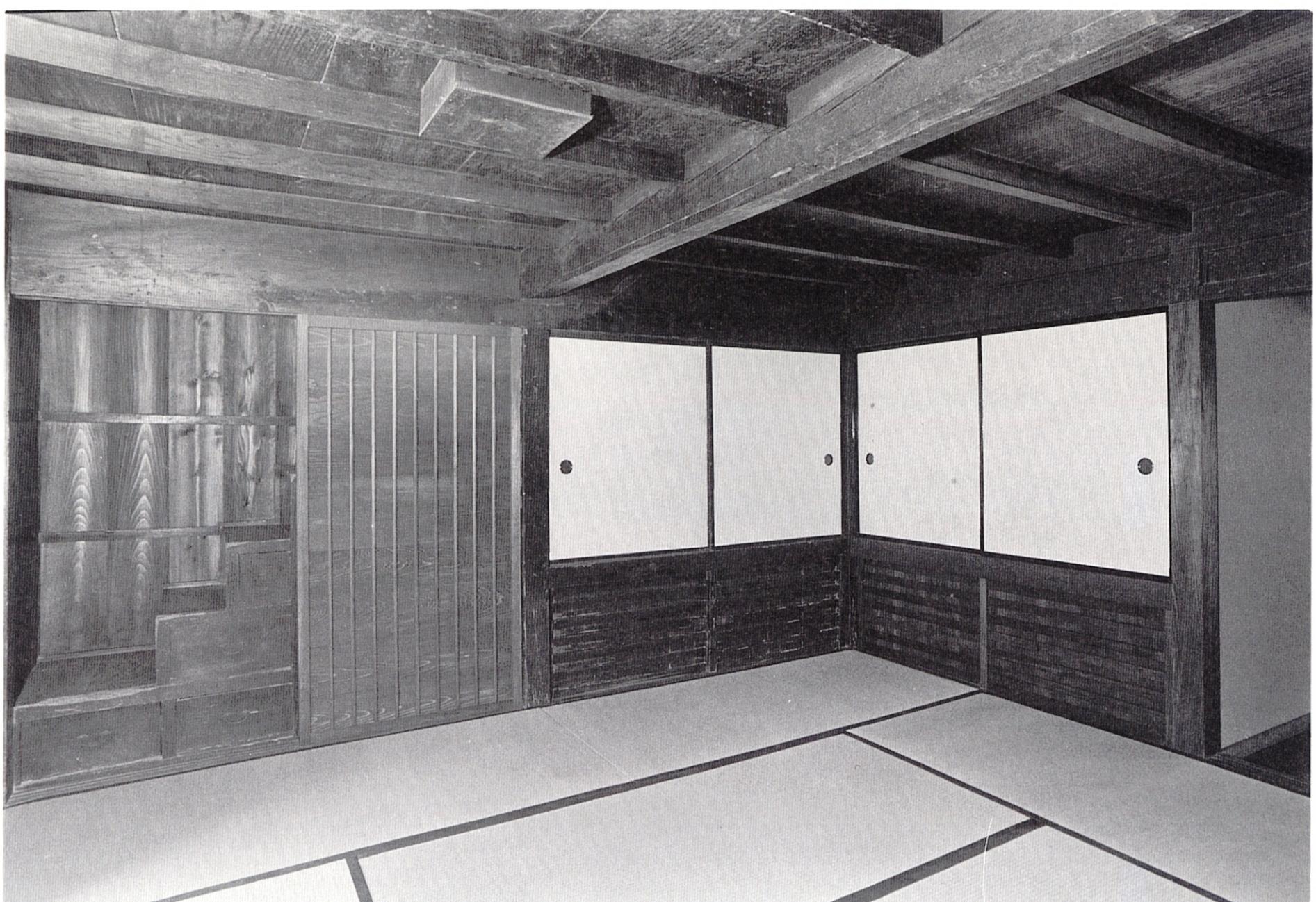
3 竣工 正面座敷・縁



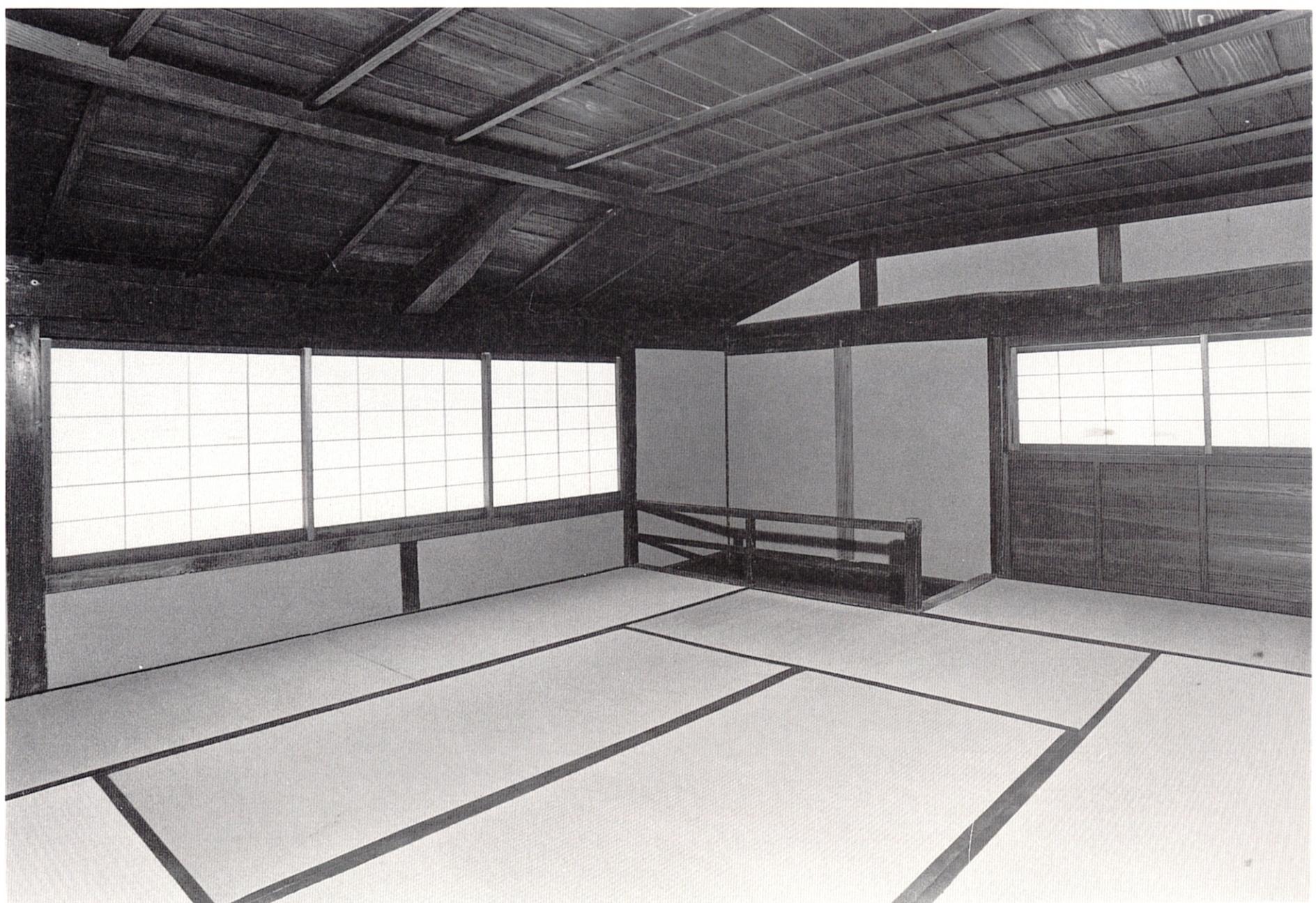
4 竣工 側面・背面



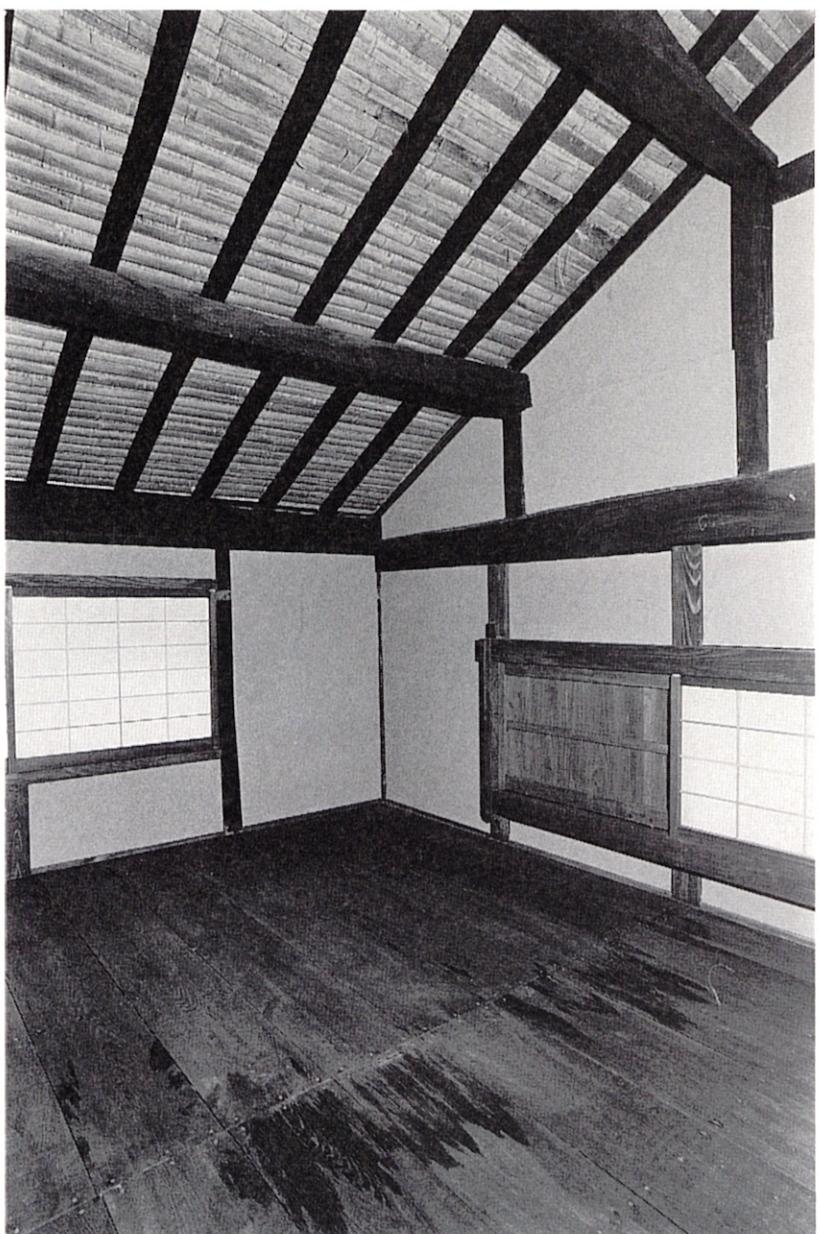
5 竣工 座敷 玄関から奥ノ間を見る



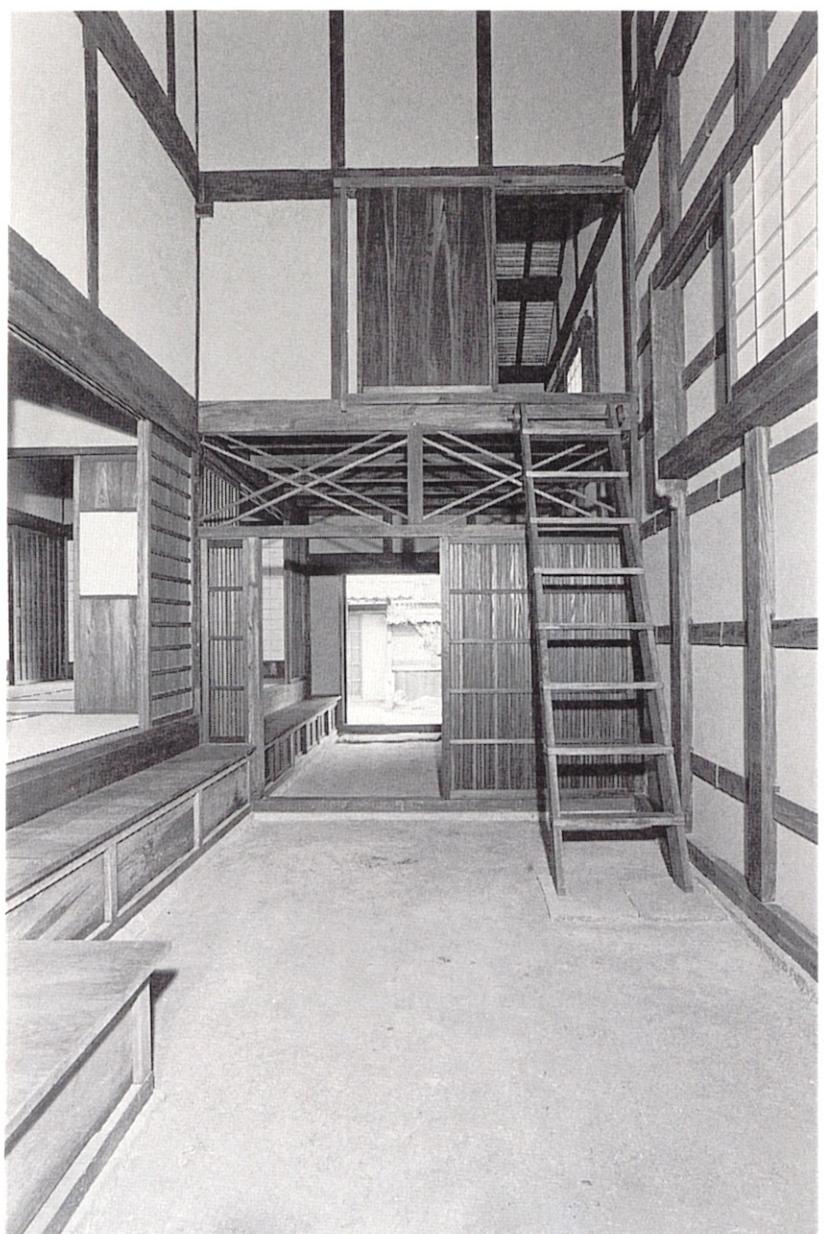
6 竣工 納戸



7 竣工 つし二階（納戸の上）



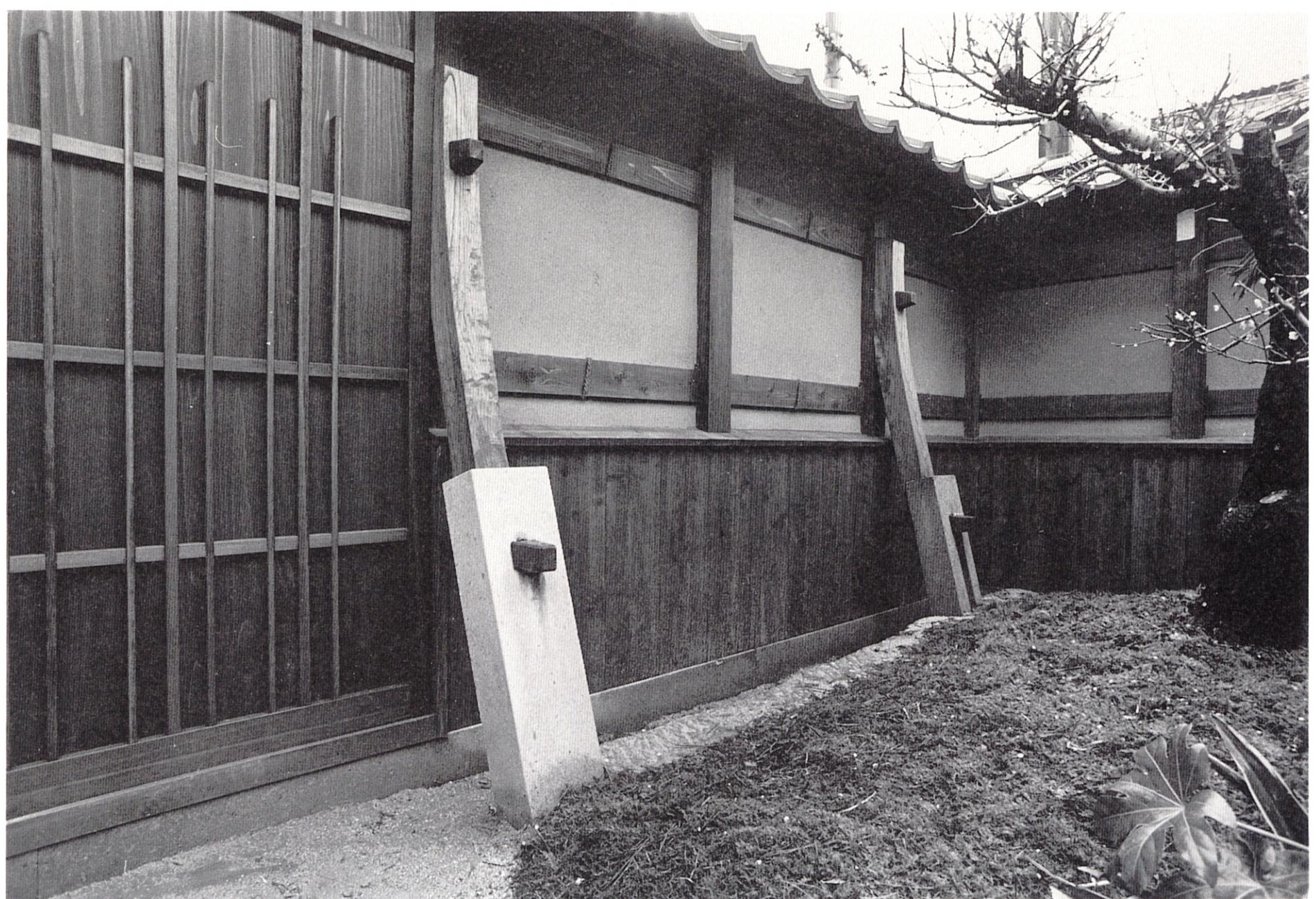
8 竣工 つし二階（土間の上）



9 竣工 土間



10 竣工庭



11 竣工土塀（門の北側）



12 修理前 正面全景



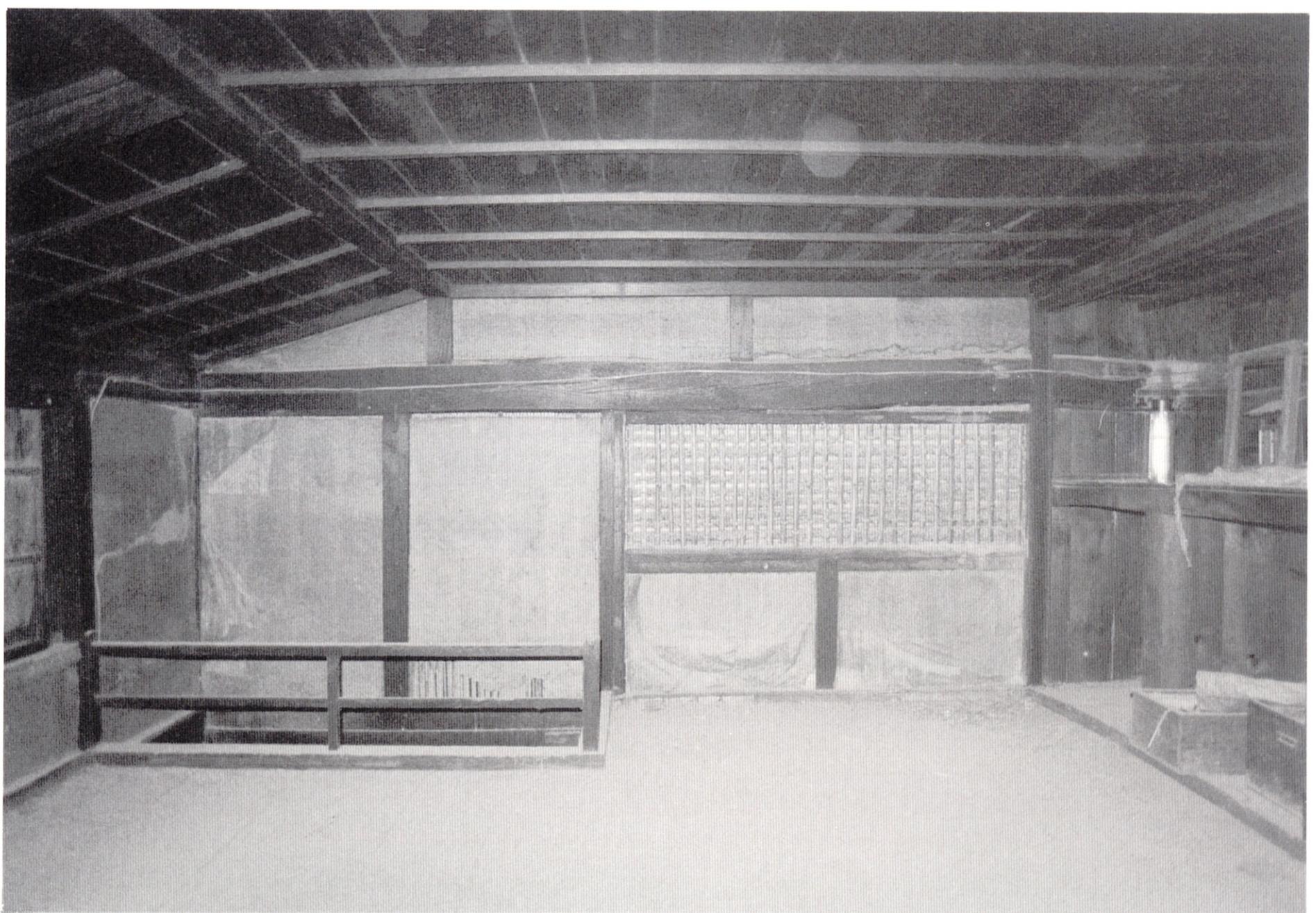
13 修理前 出入口



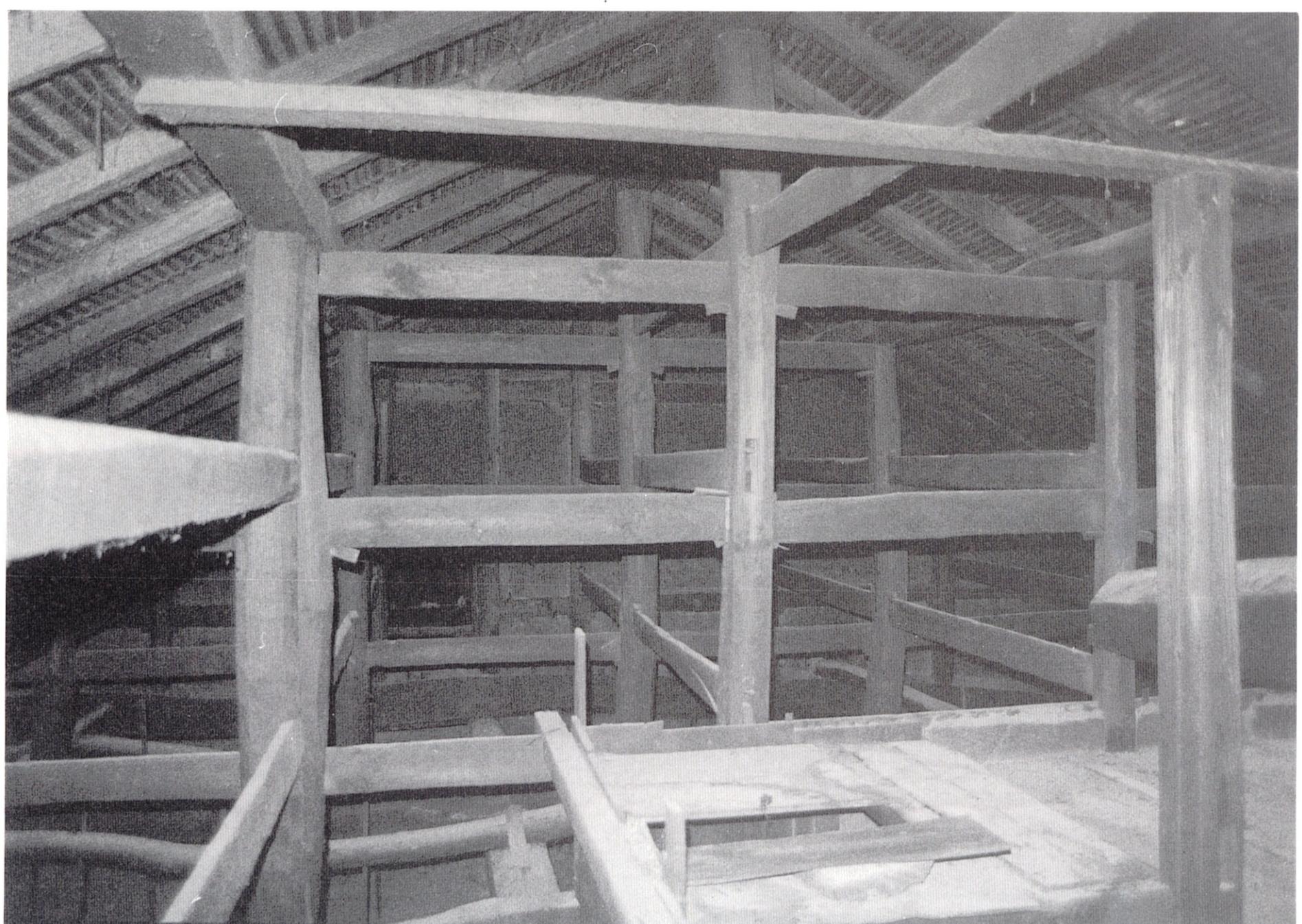
14 修理前 側面・背面



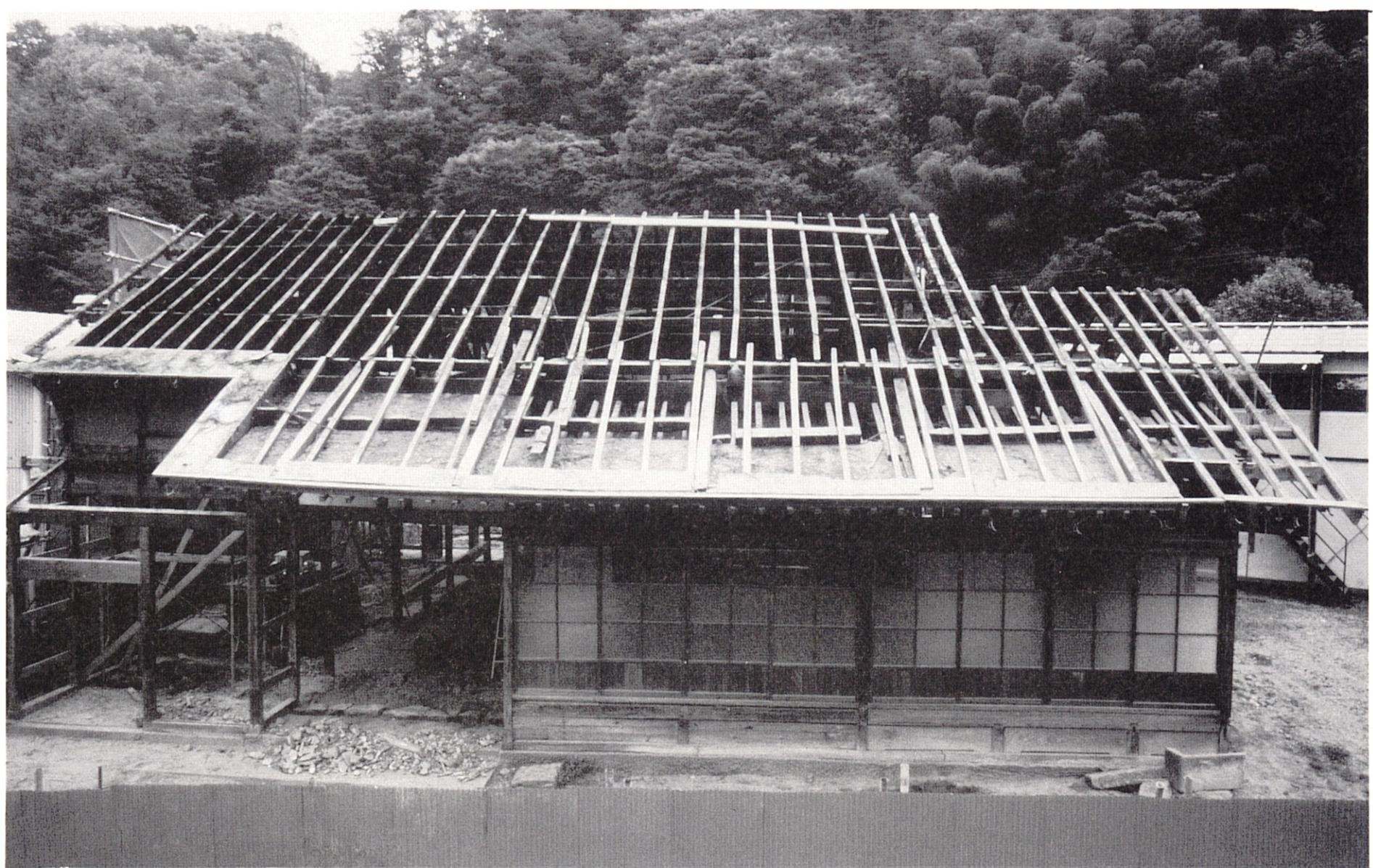
15 修理前 座敷 中ノ間・奥ノ間



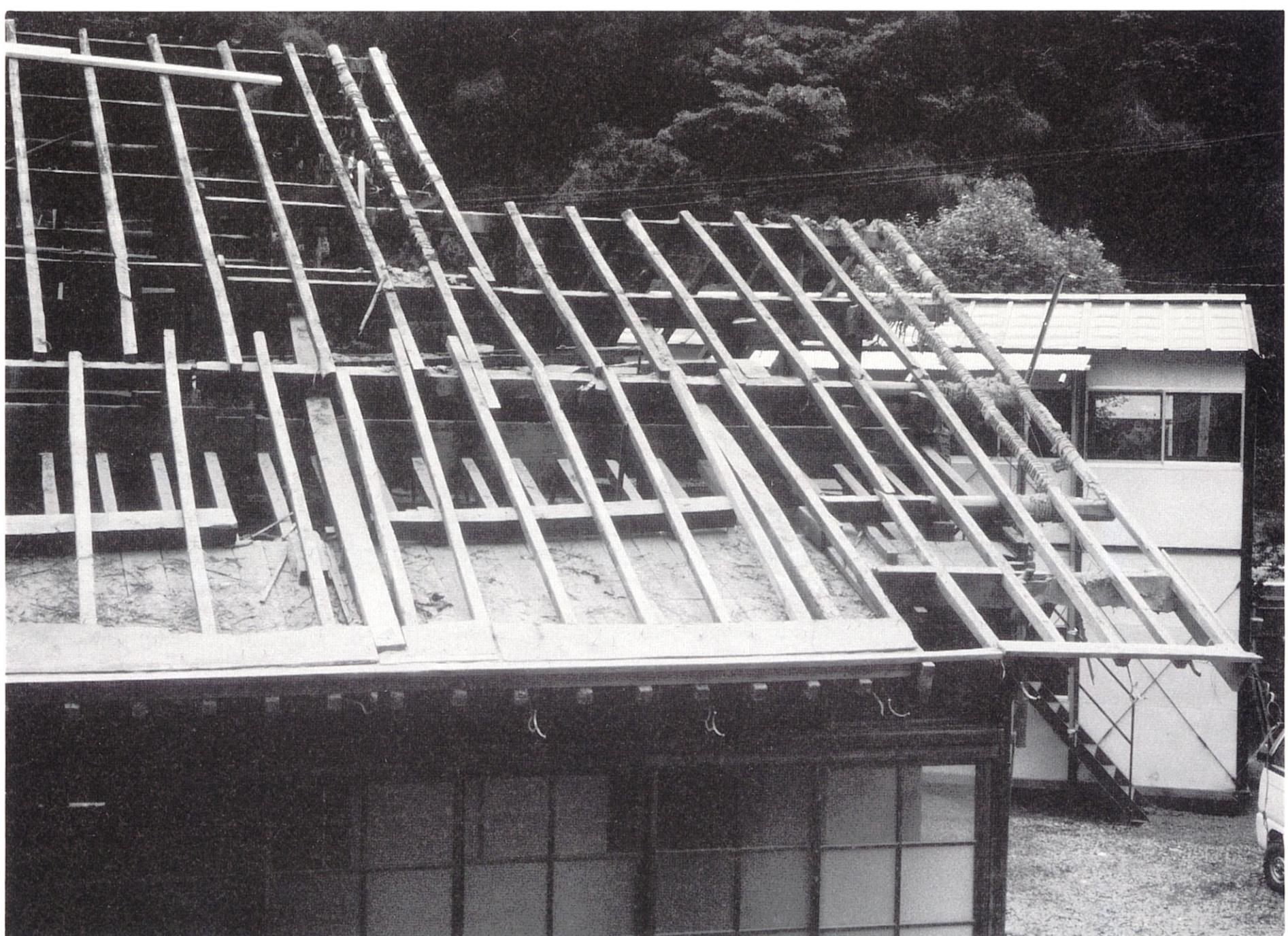
16 修理前 つし二階



17 修理前 小屋組



18 解体中 全景



19 解体中 増築部分屋根



20 組立中 屋根



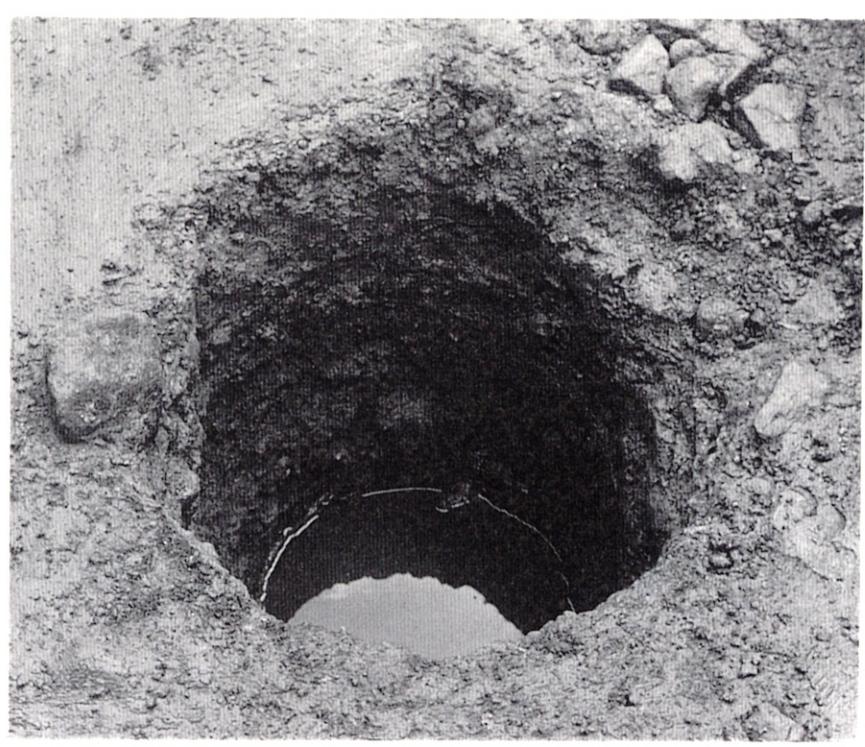
21 組立中 小屋組



22 敷地内調査・遺構検出状況



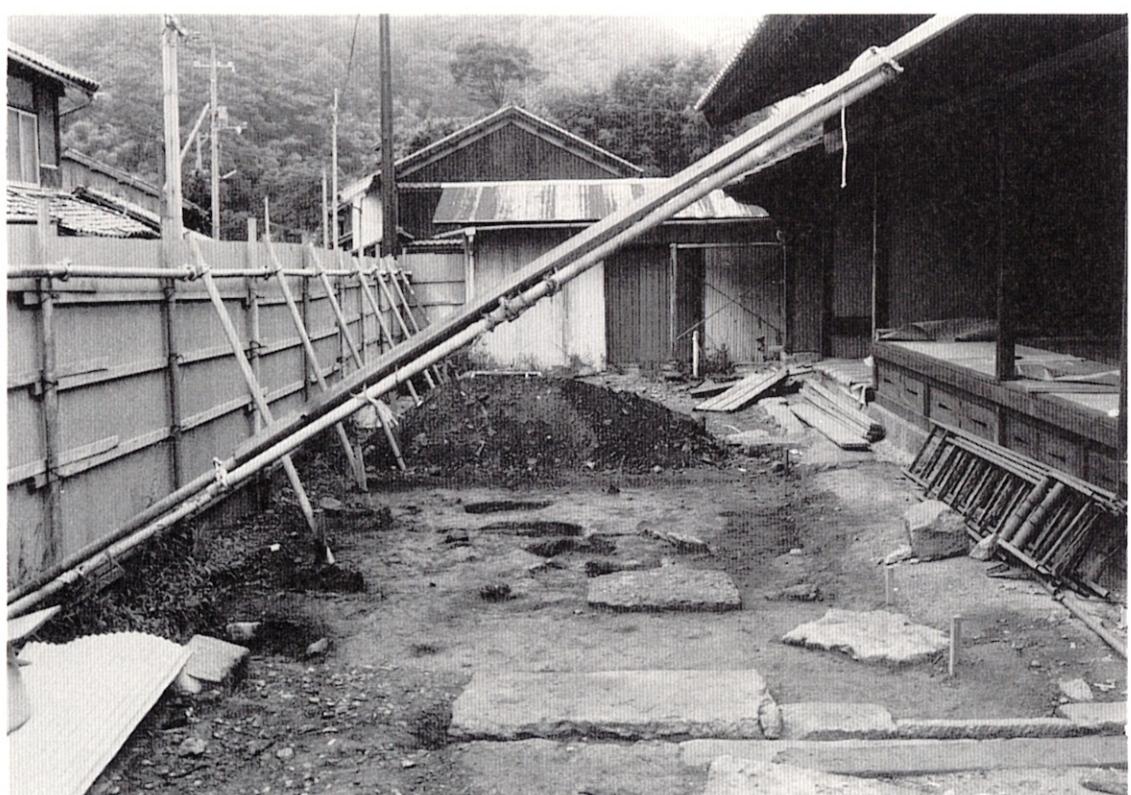
23 石組遺構検出状況



24 井戸跡検出状況



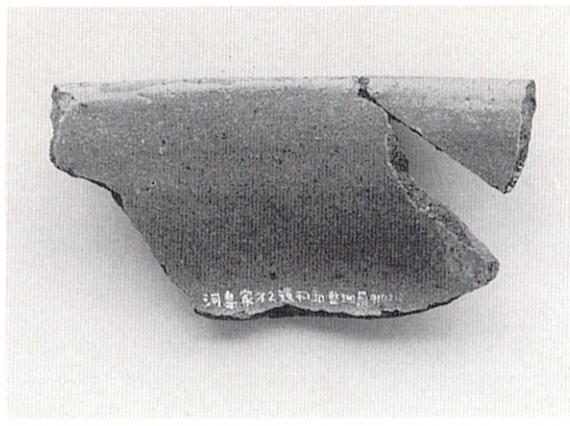
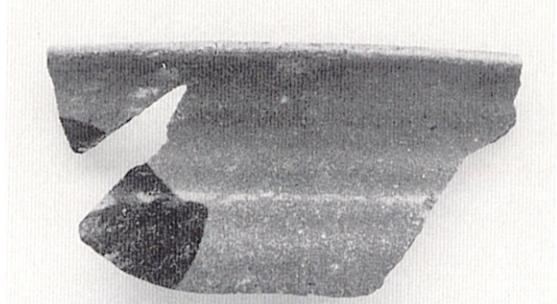
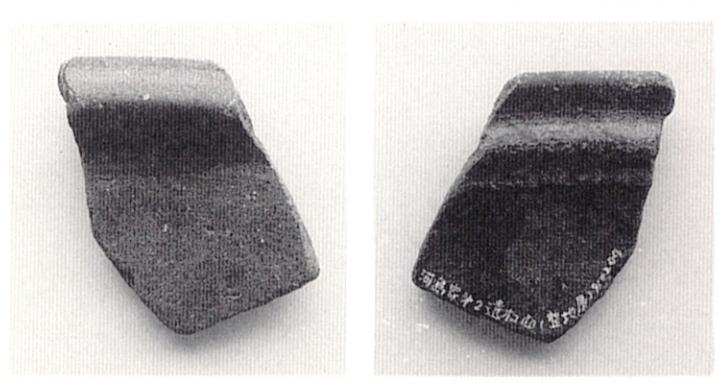
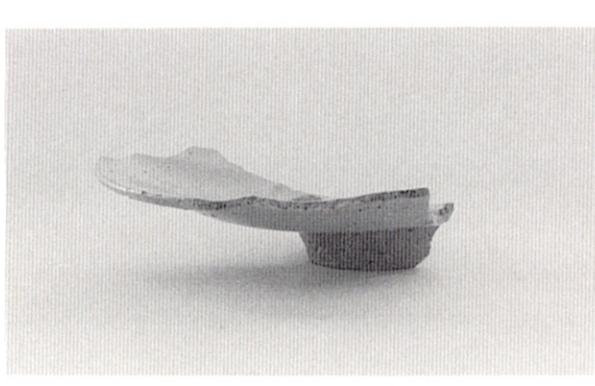
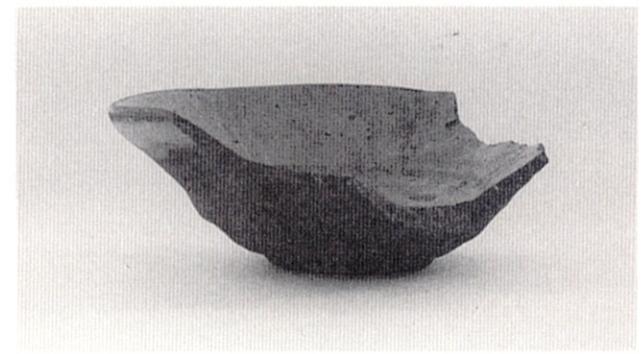
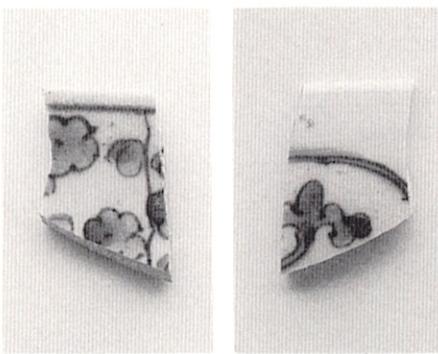
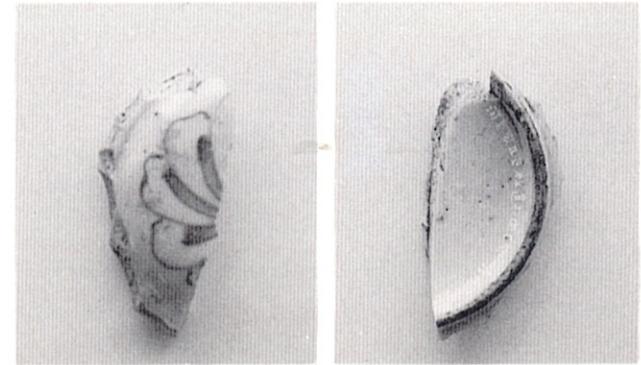
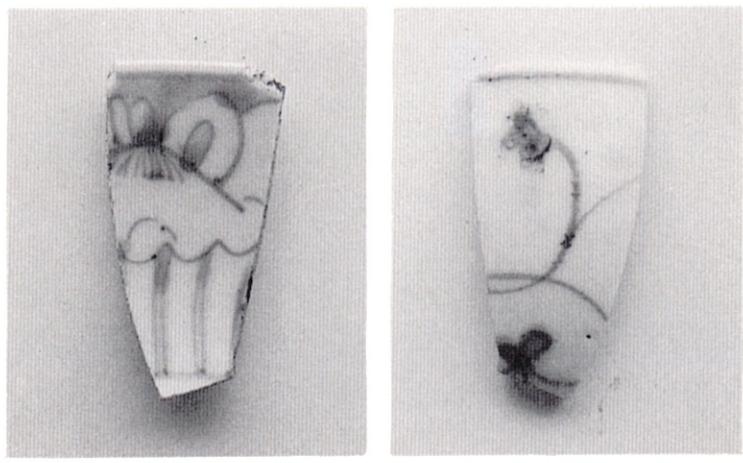
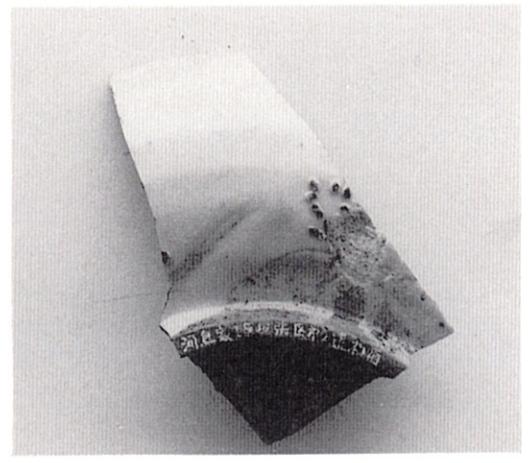
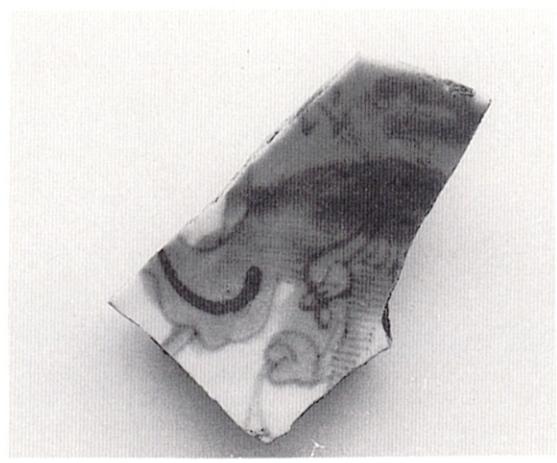
25 庭痕跡調査・ピット検出状況



26 庭痕跡調査・遺構検出状況

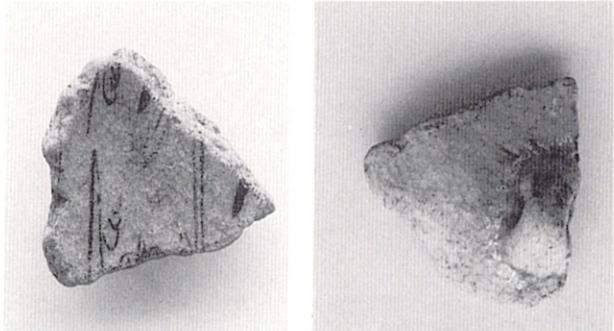


27 土間調査・カマド基底部検出状況



29-12

29-13

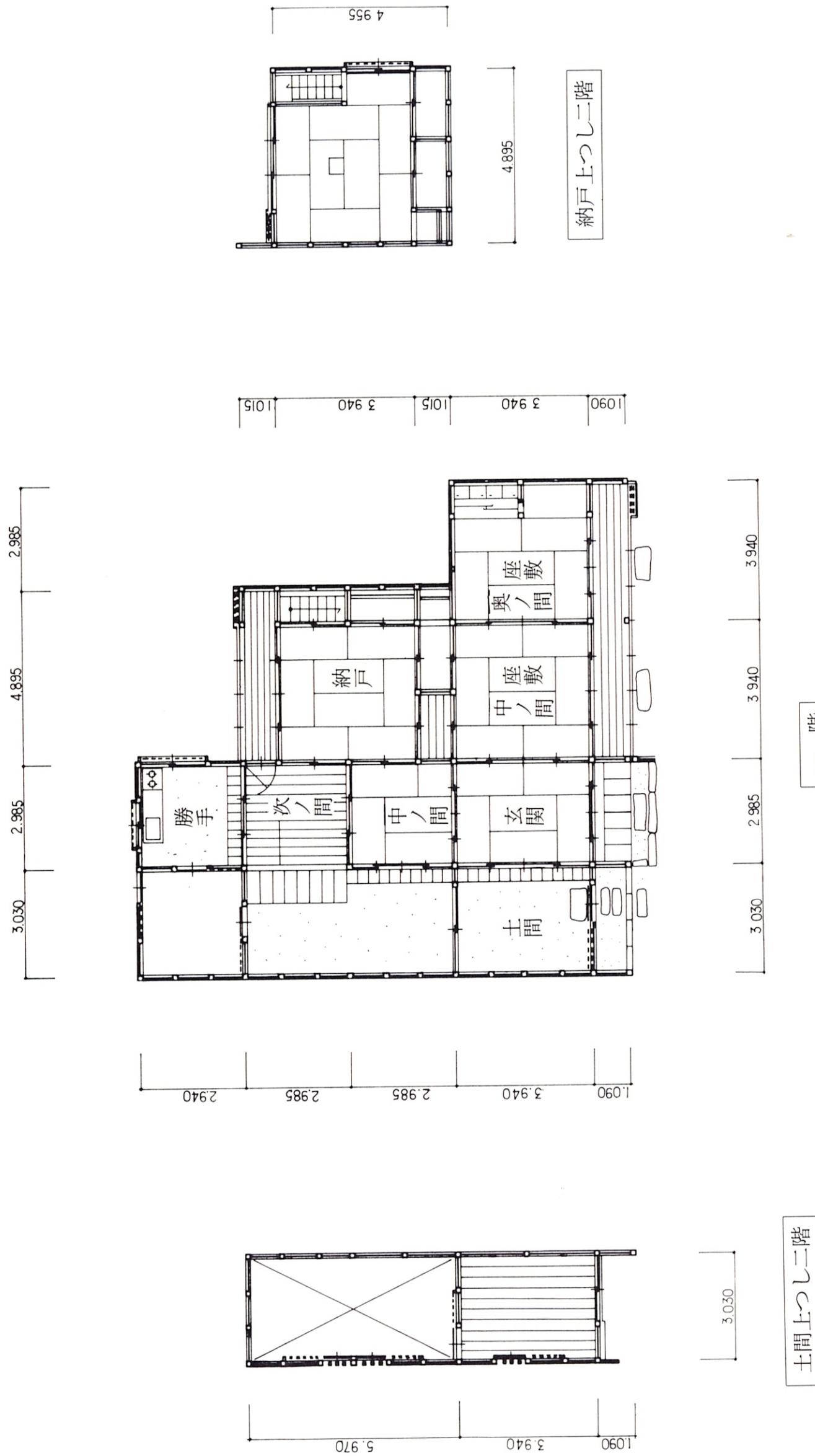


29-14

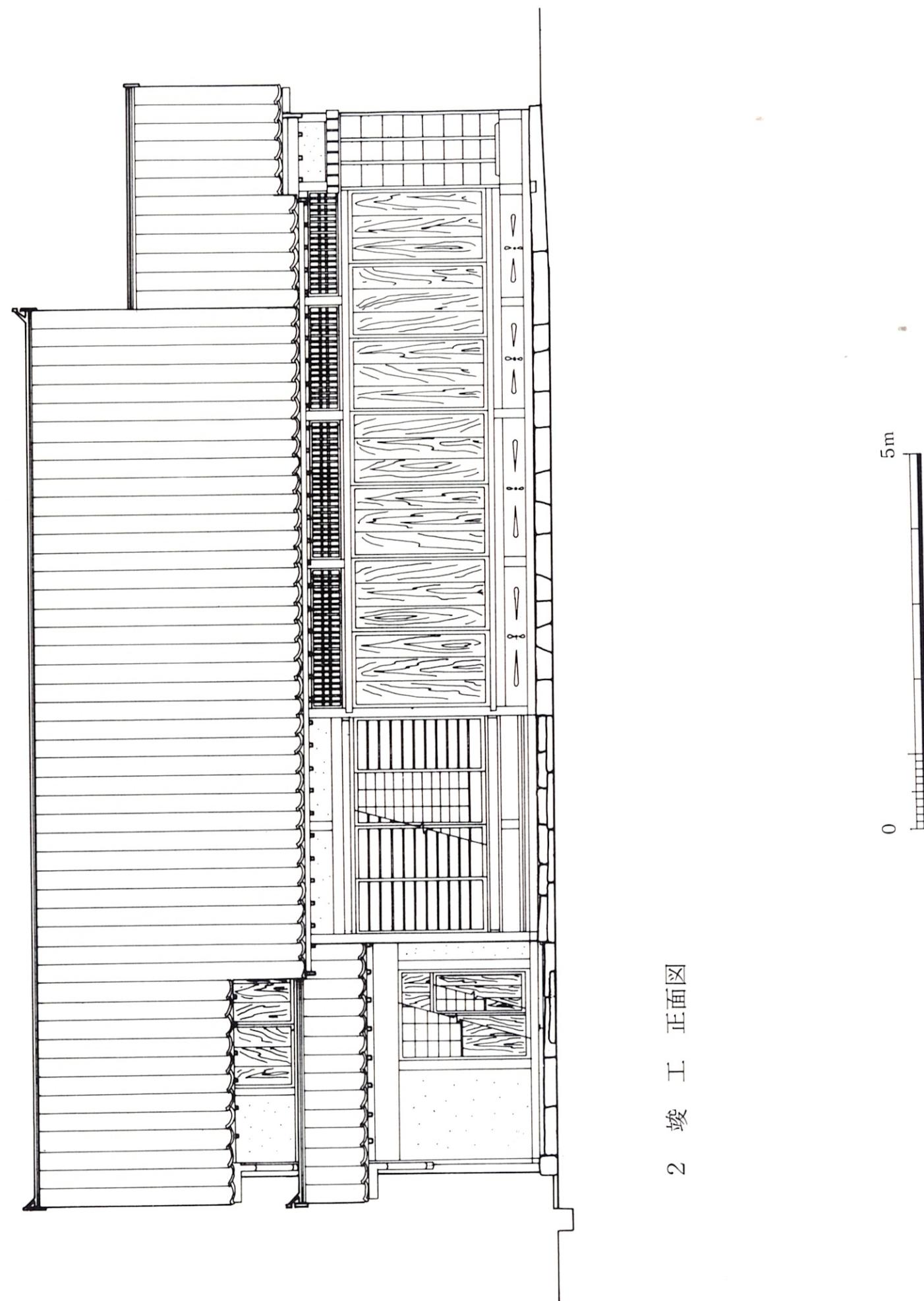
29-15

29-16

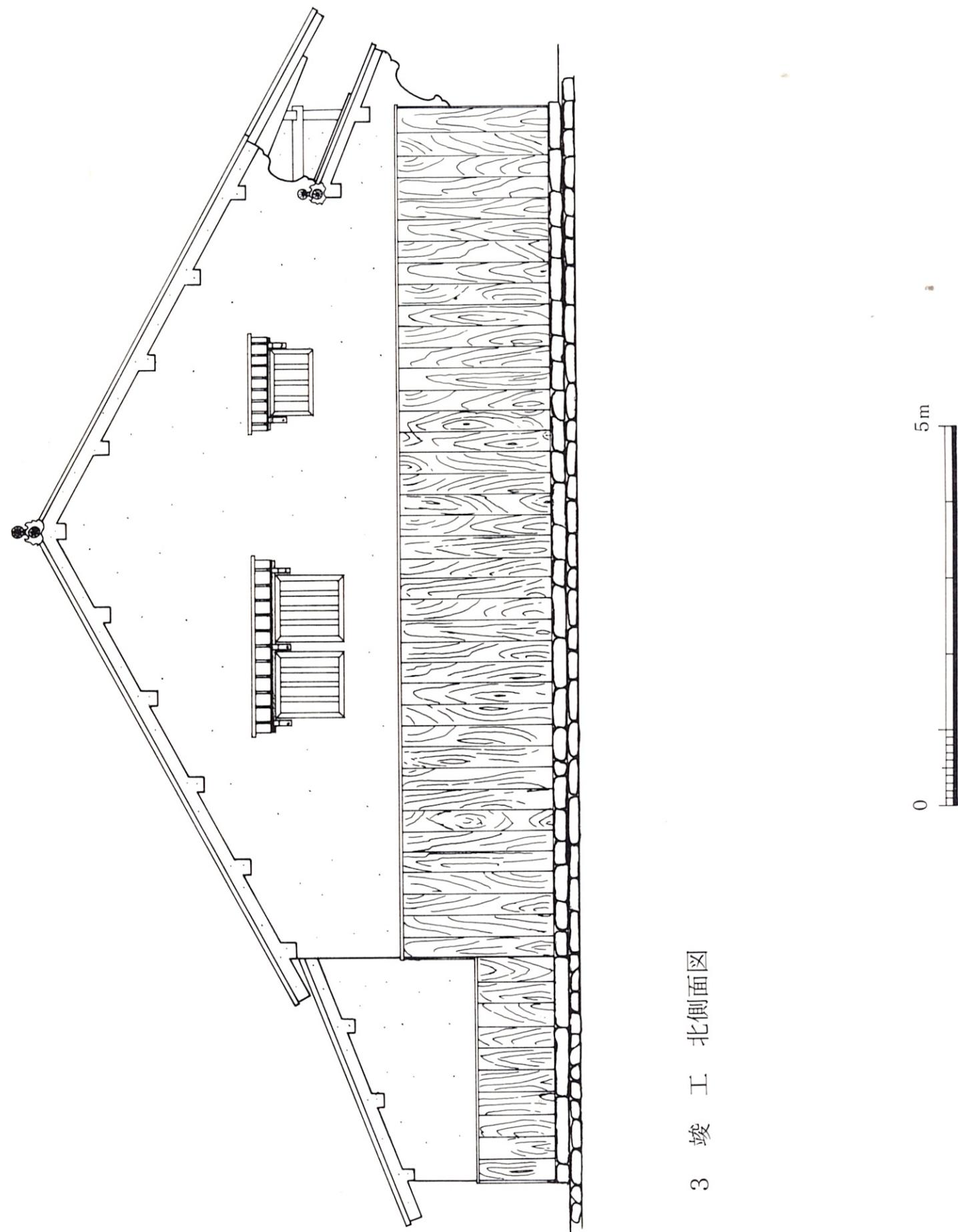
29-17



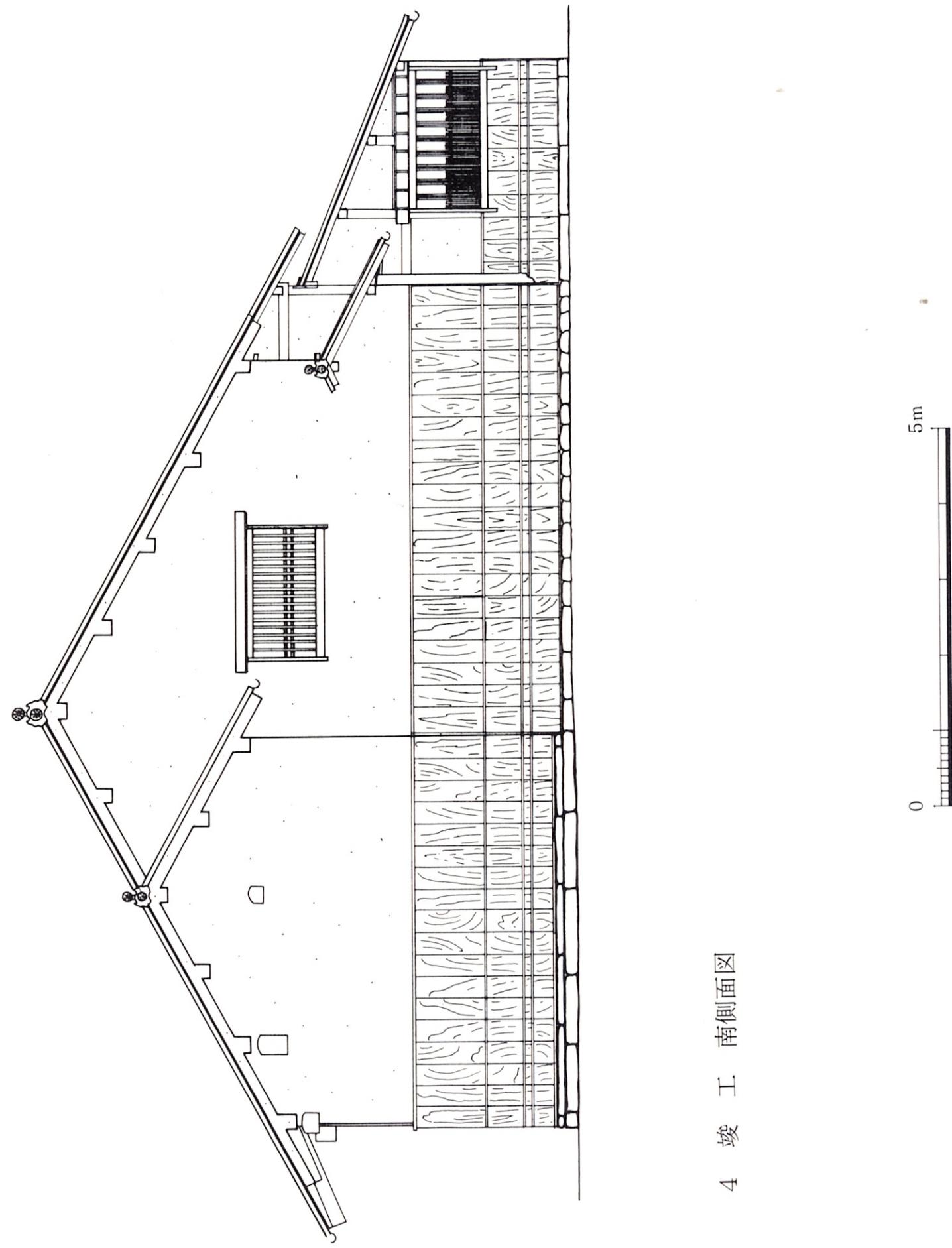
1 基工 平面図



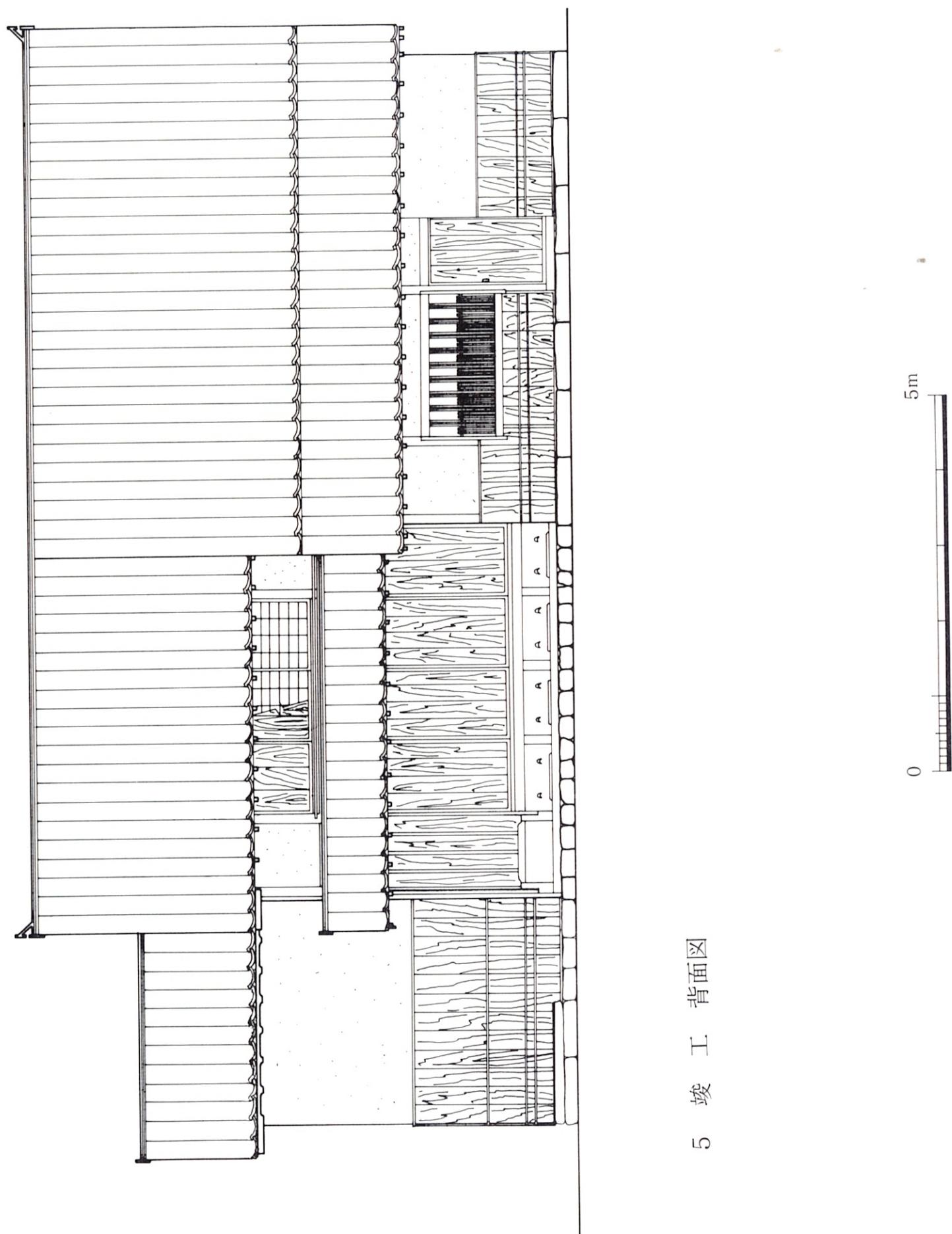
2 墓工正面図



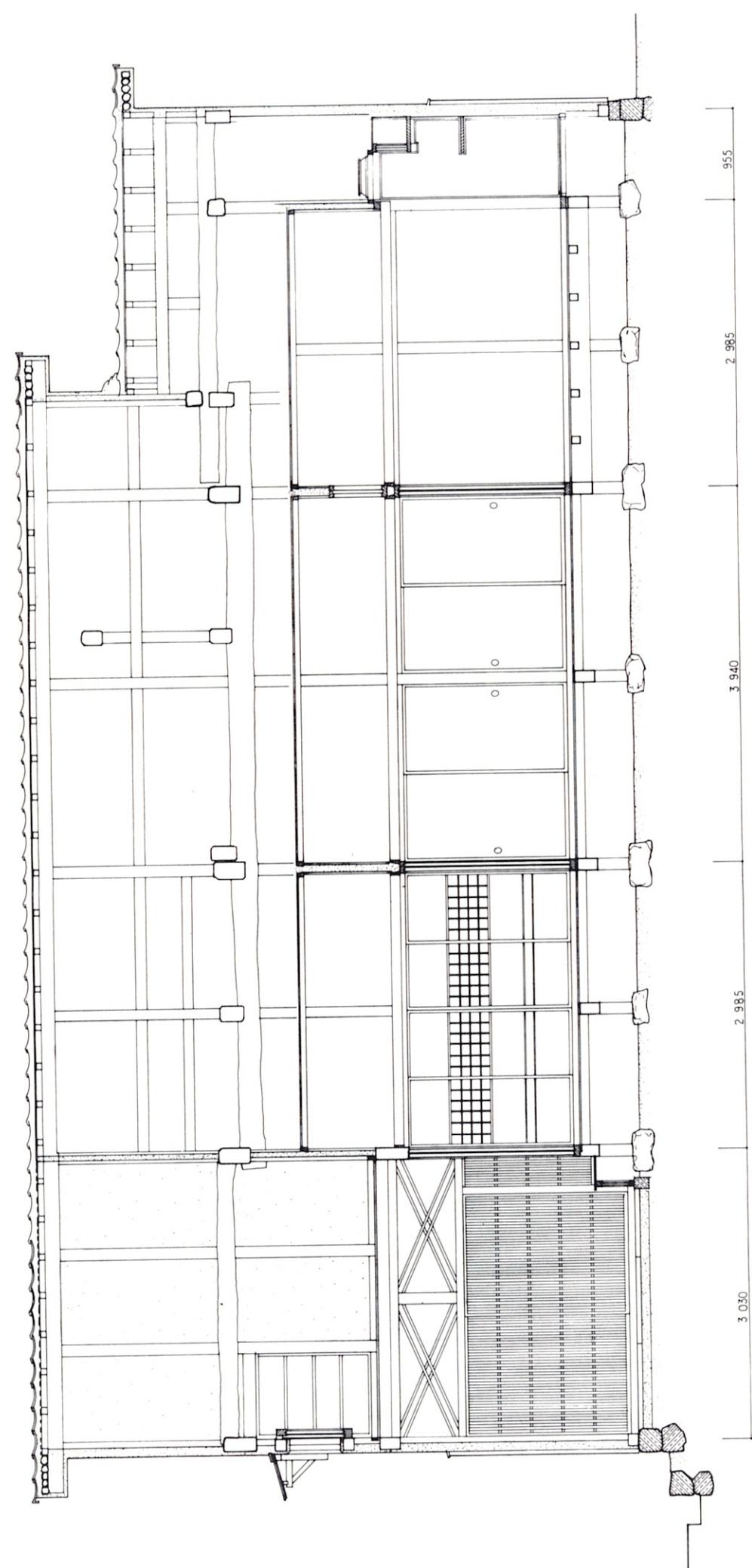
3 埼工 北側面図



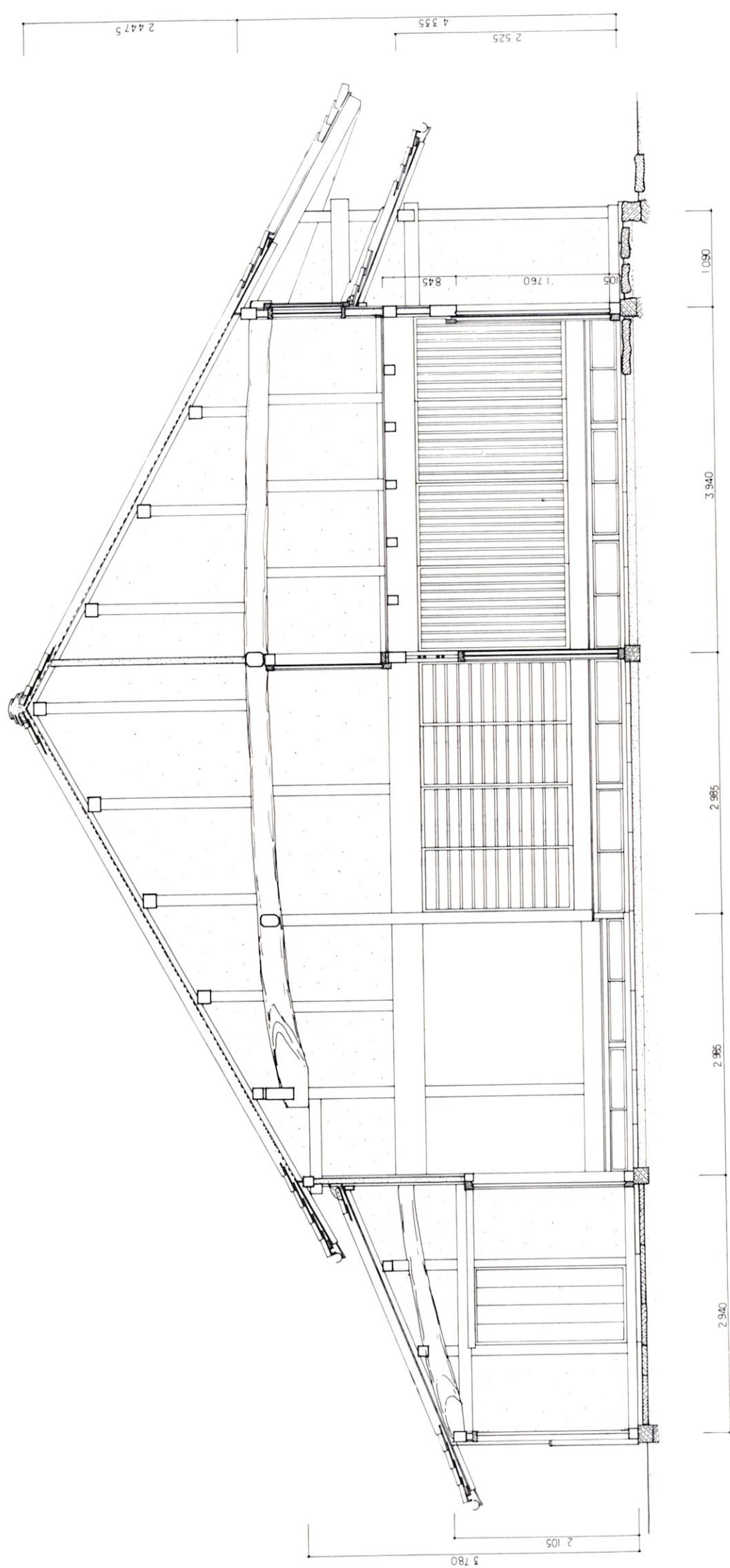
4 嫁工 南侧面図



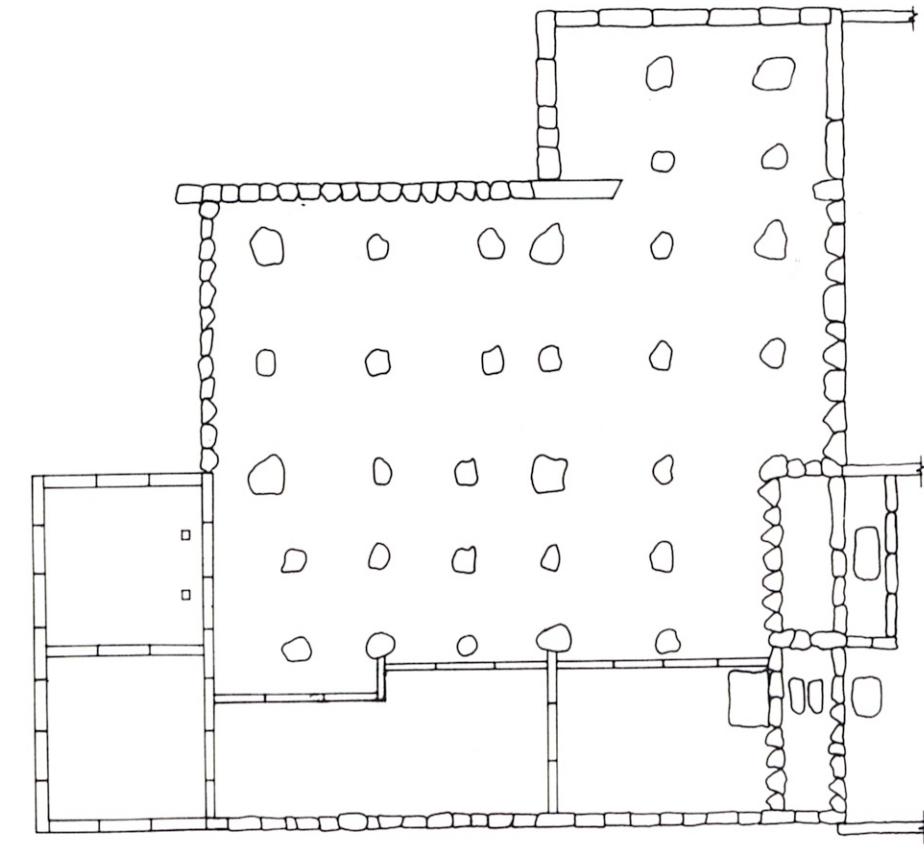
5 竣工 背面图



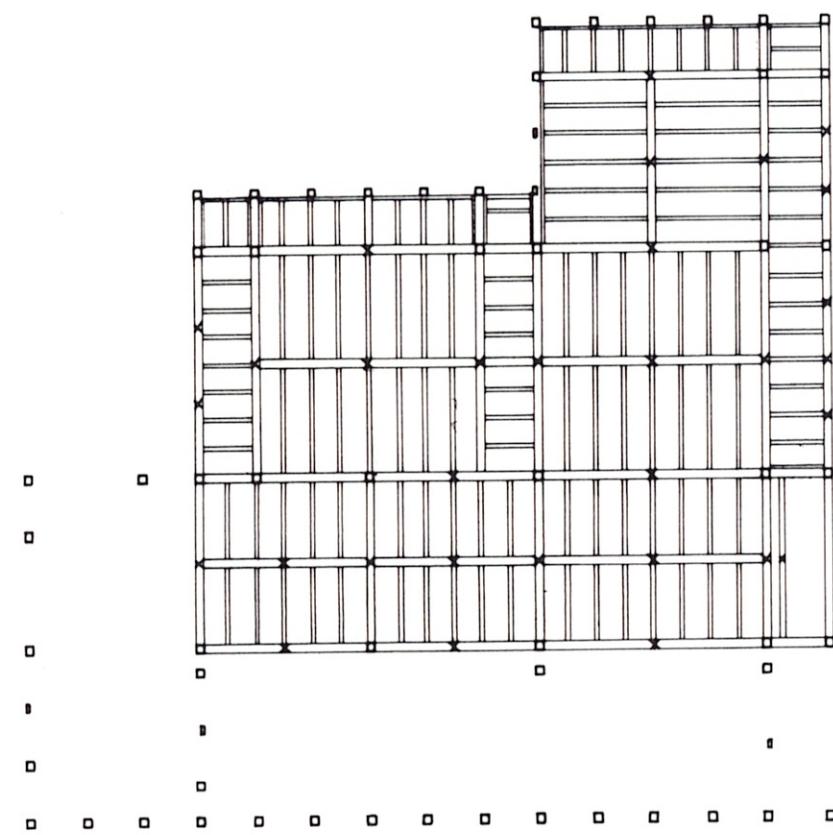
6 婆工 桁行断面図



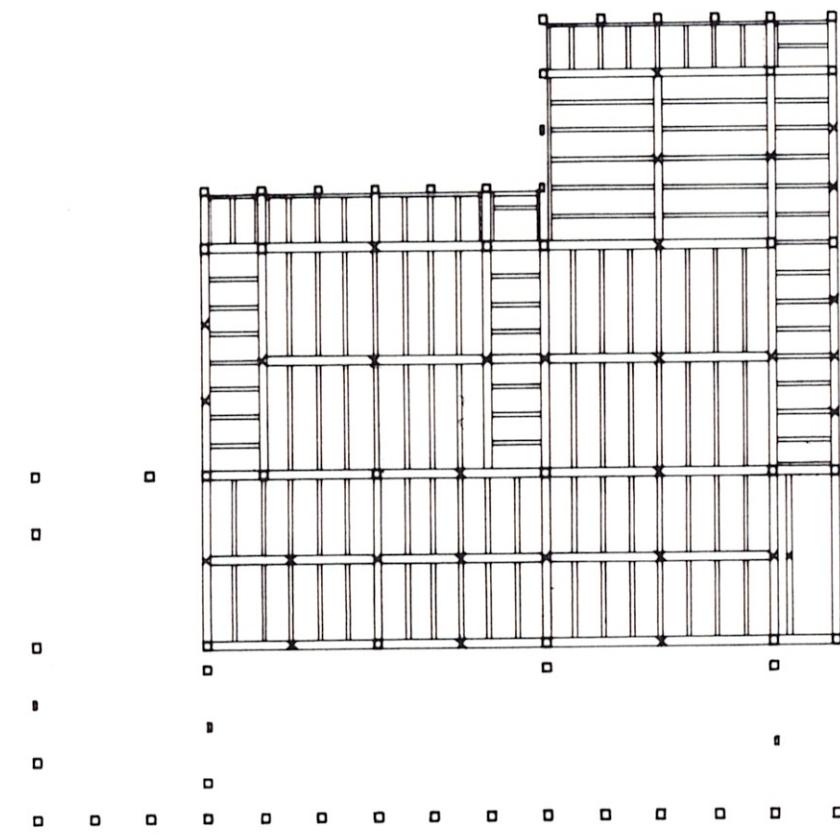
7 竣工 梁行断面图
(1)



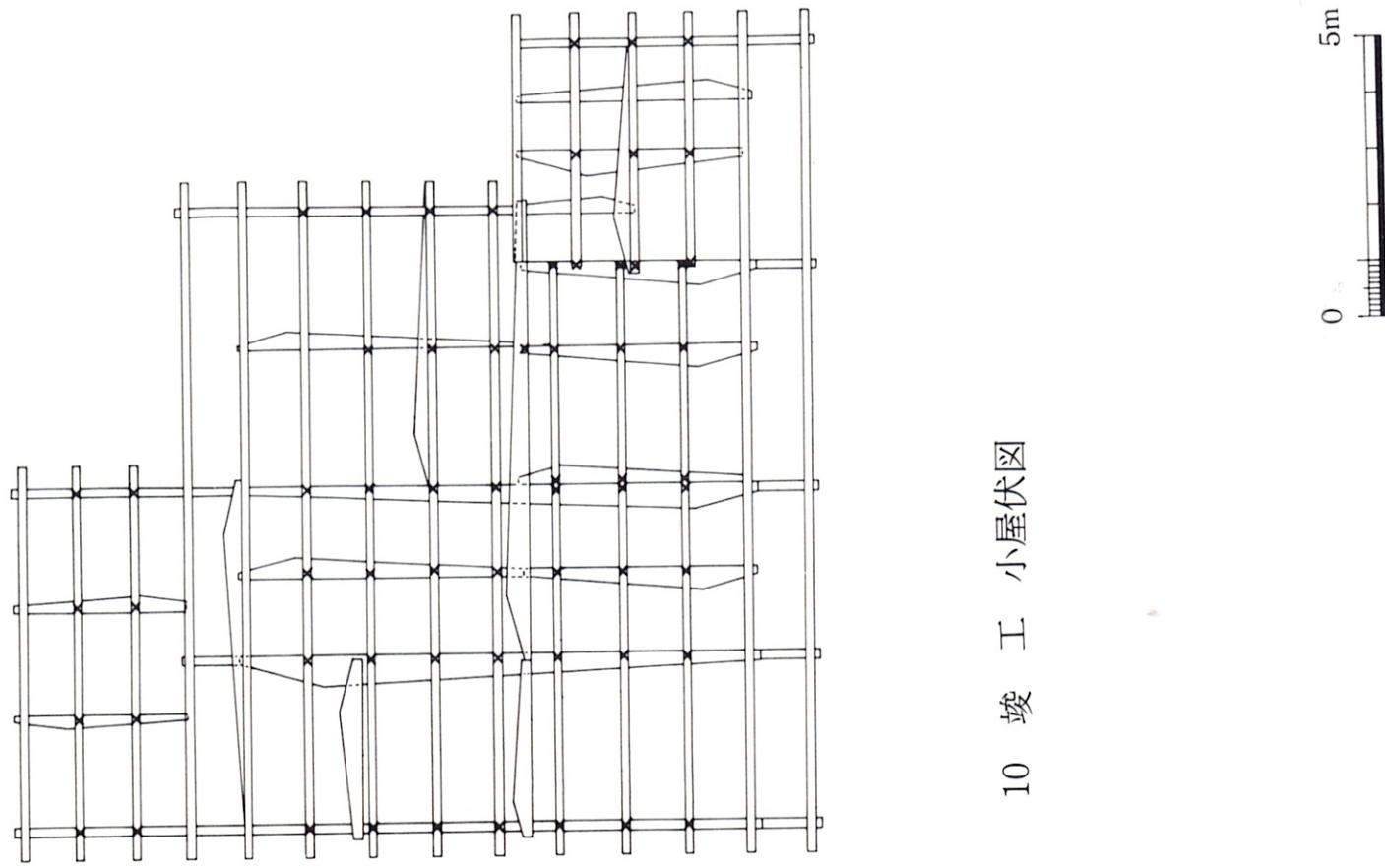
8 基 础 伏 图



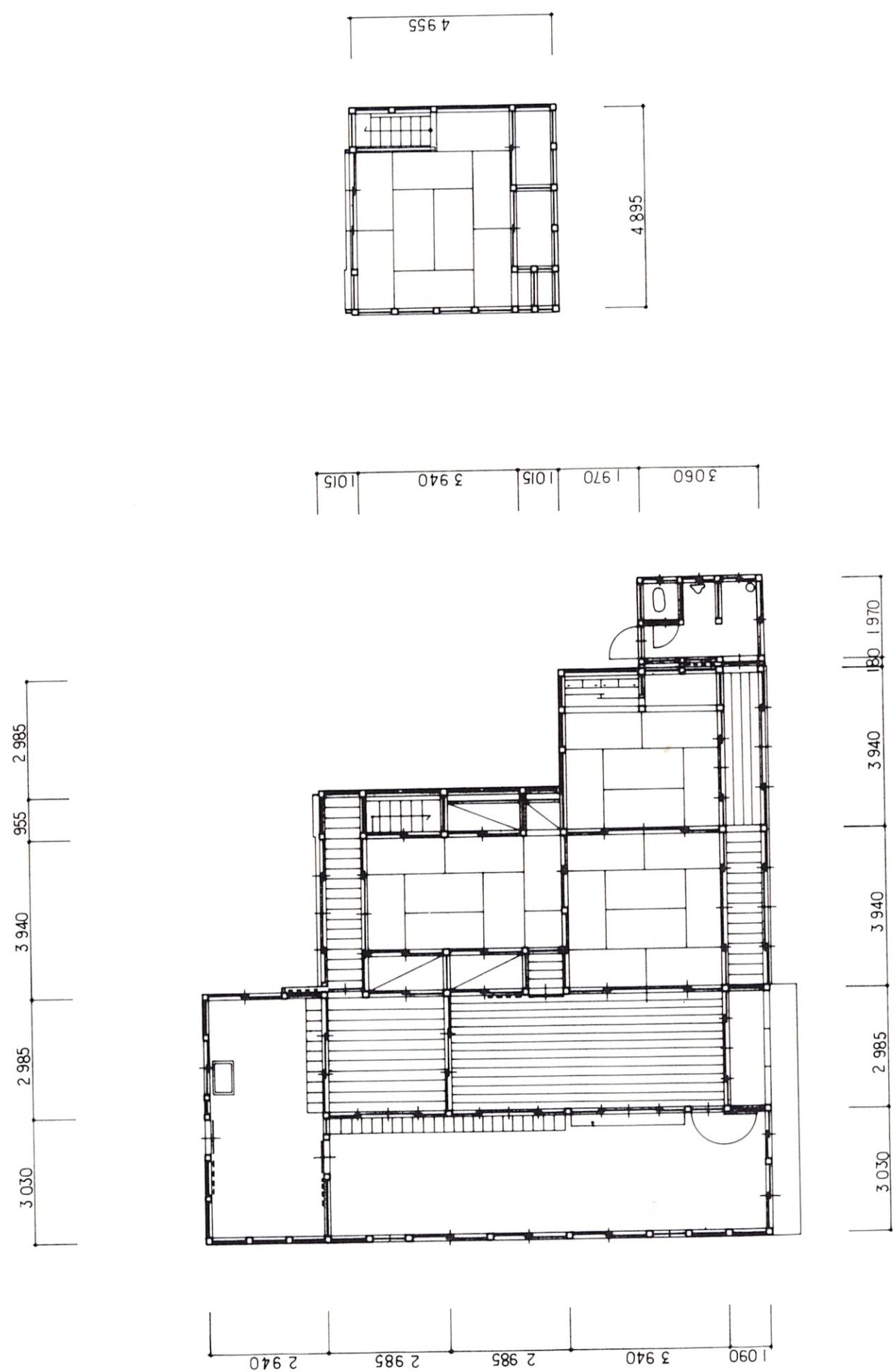
9 床 伏 图



10 小 伏 图

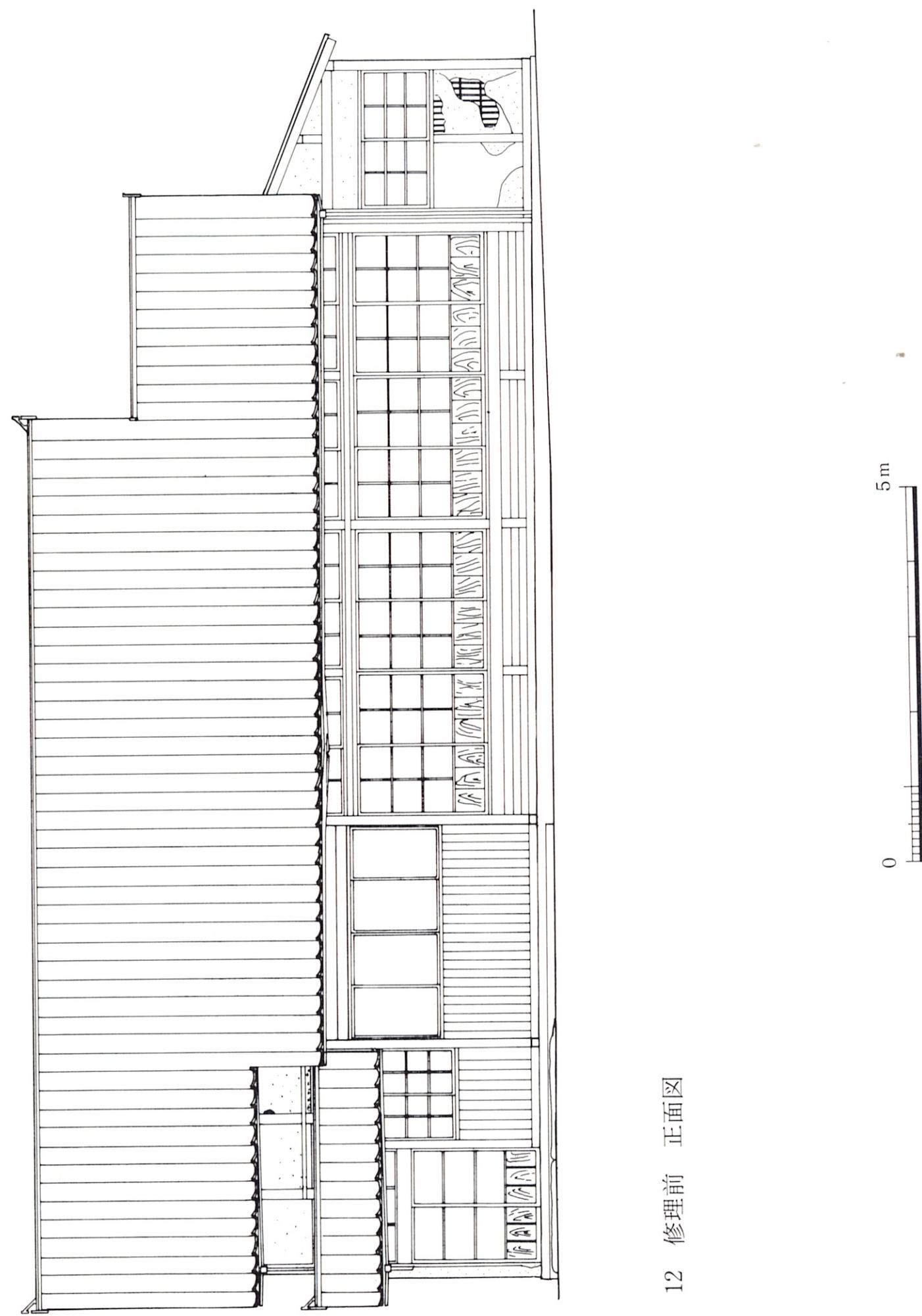


5m
0

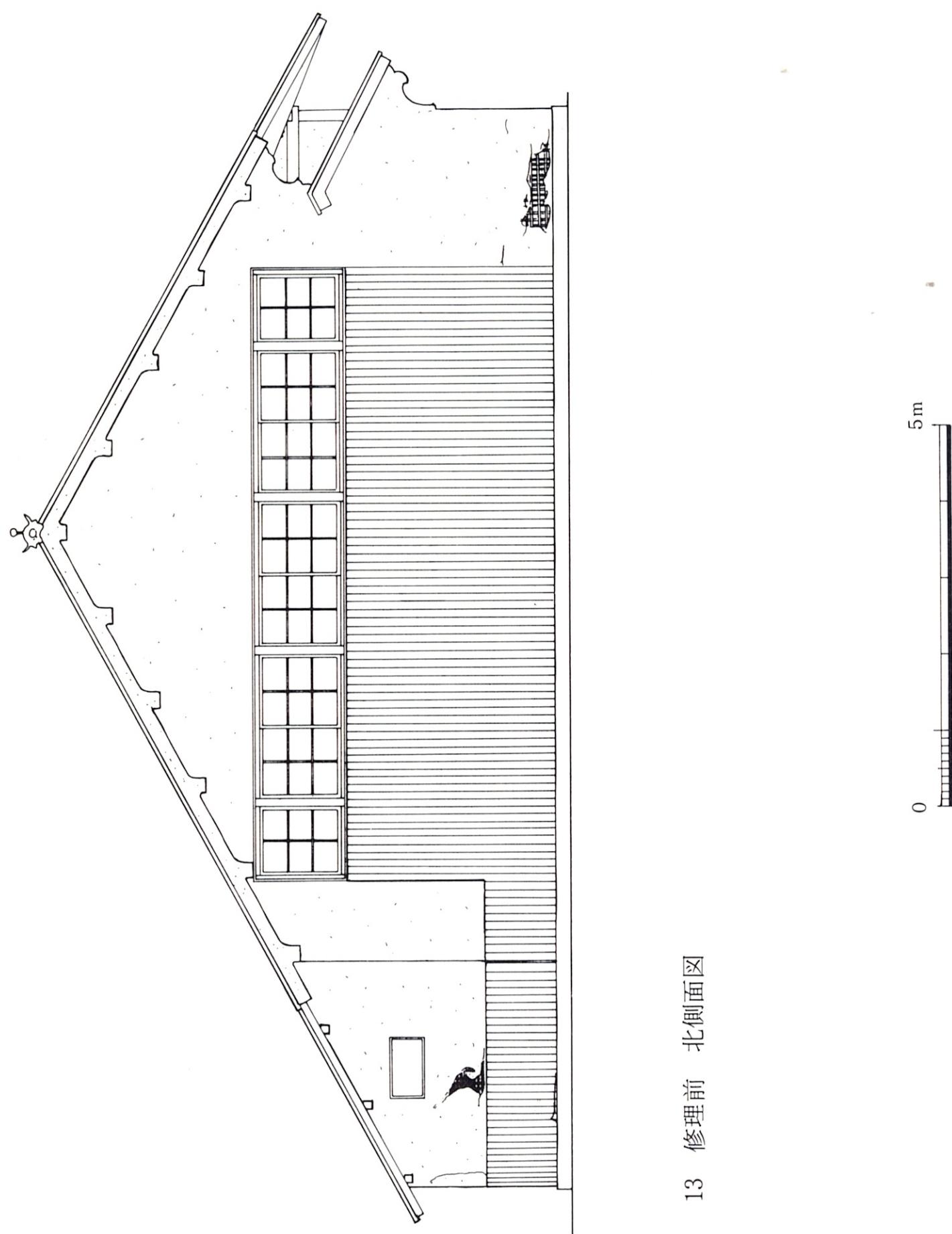


11 修理前 平面図

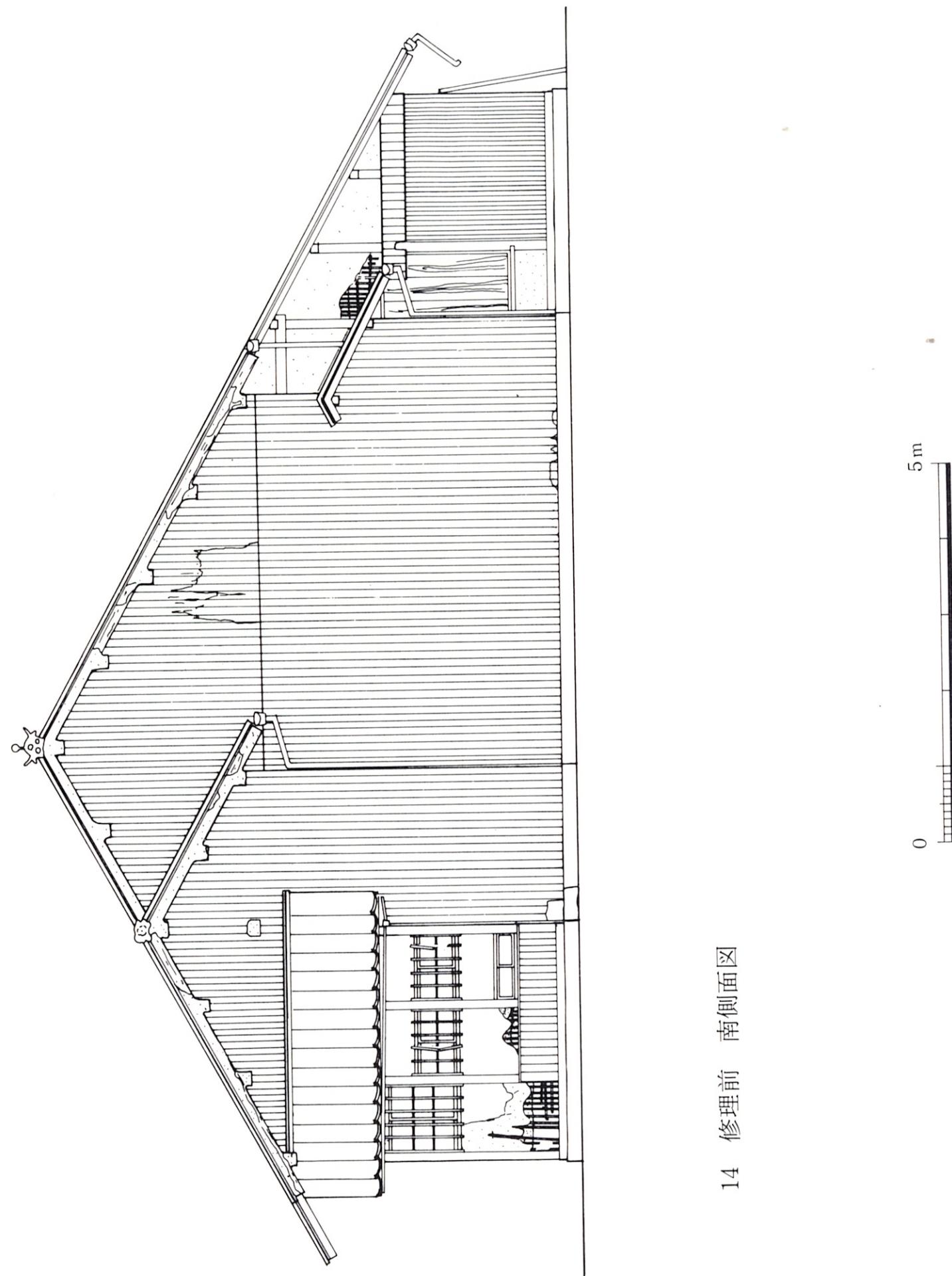
12 修理前 正面图

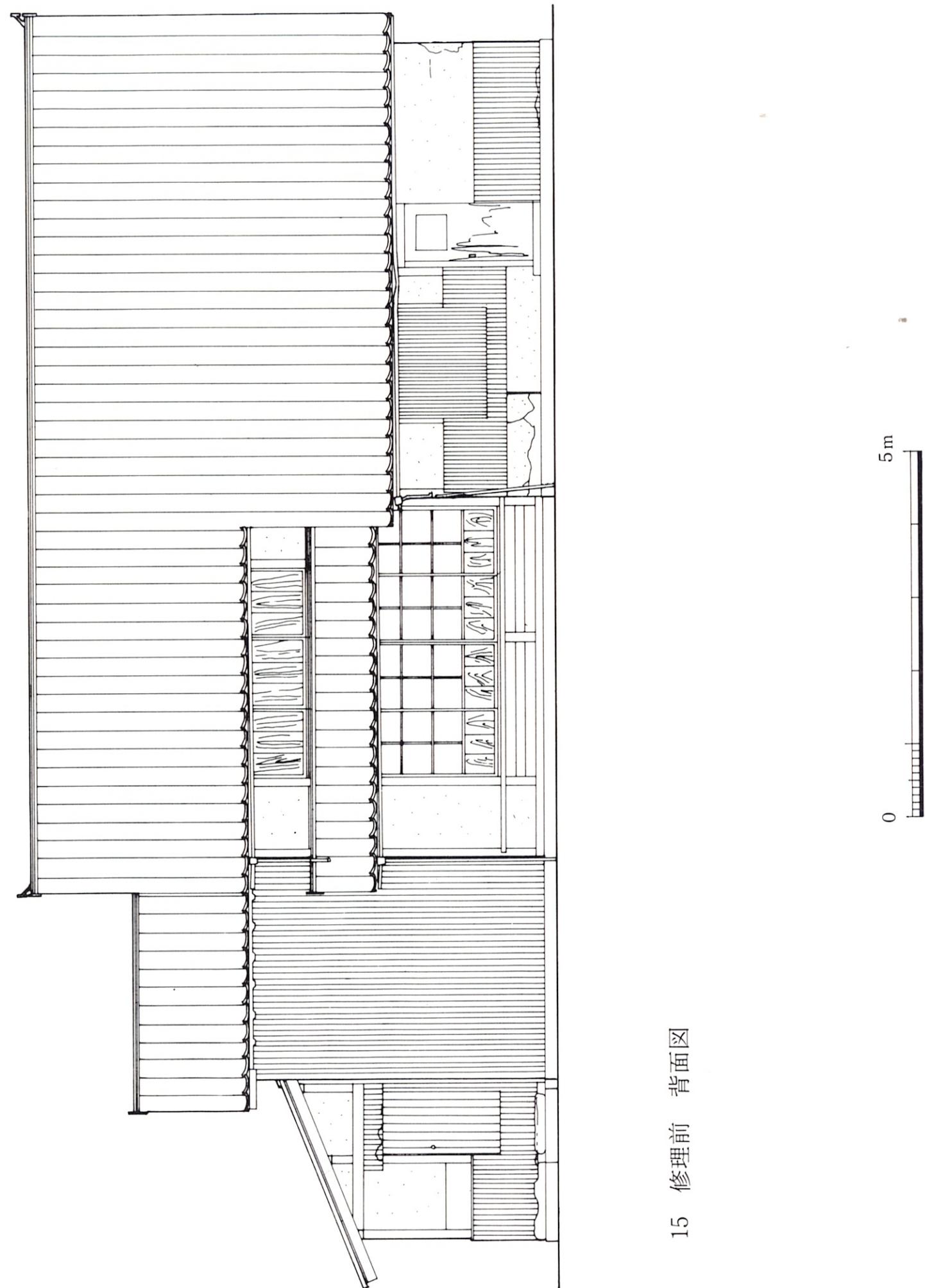


13 修理前 北側面図

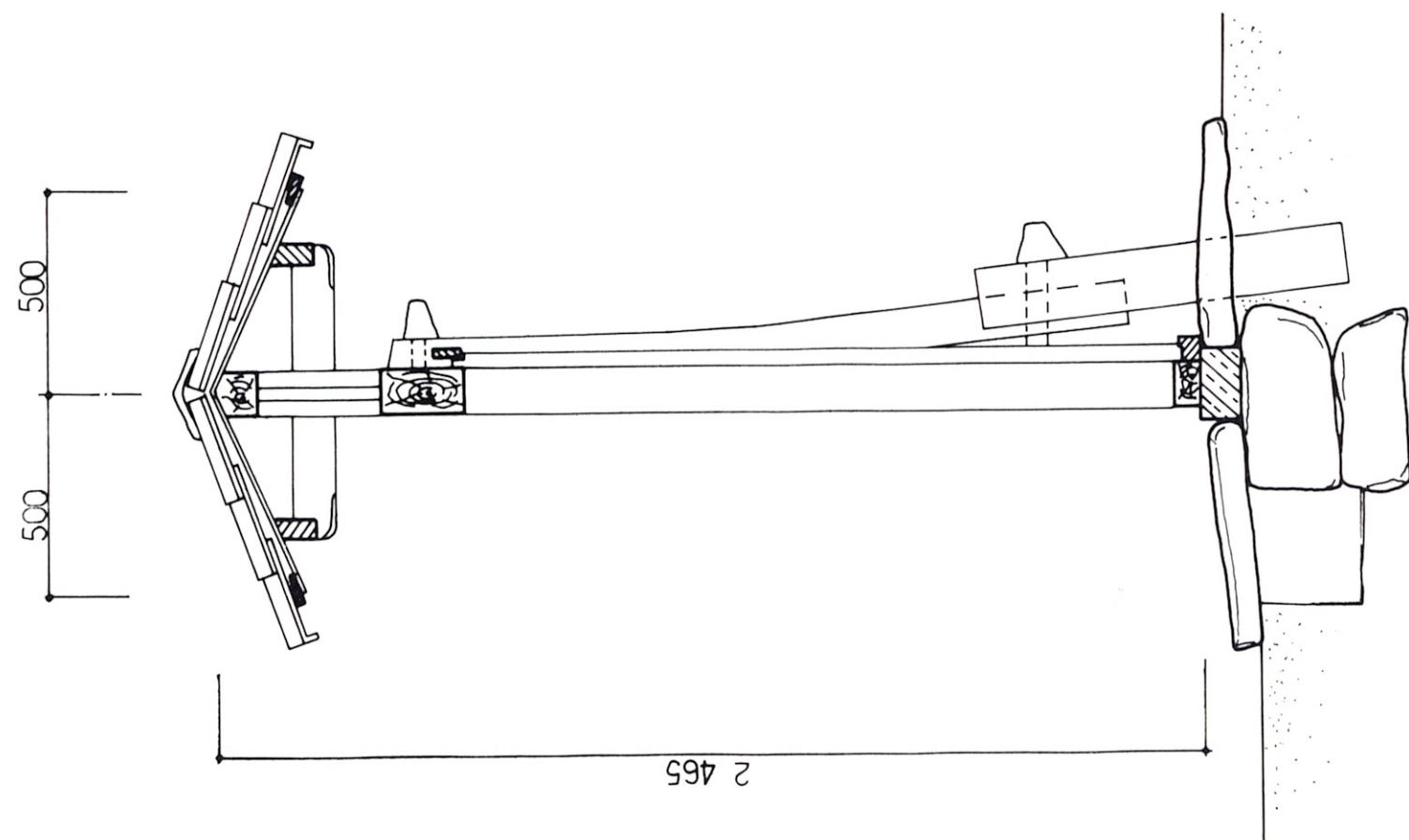
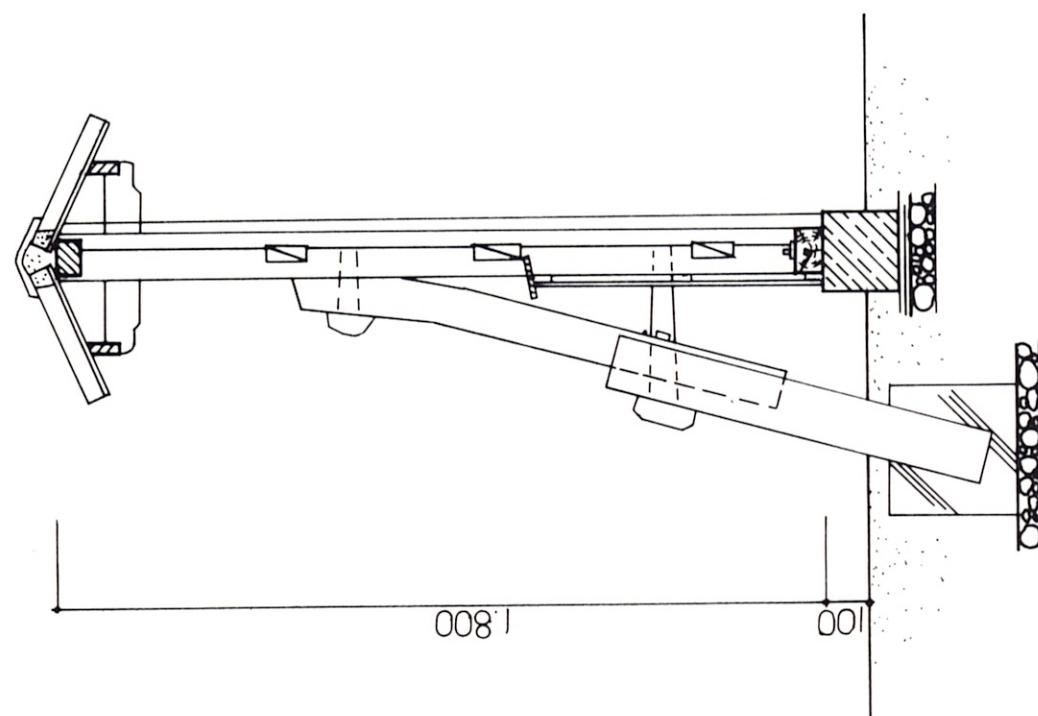


14 修理前 南侧面図





15 修理前 背面図



16 竣工門、坼断面図

平成4年3月

代官所地役人
旧河島家住宅修理工事報告書

編集 島根県大田市教育委員会
発行 島根県大田市大田町大田口1111番地

印刷 急行印刷
島根県大田市大田町大田イ145番地

